

有価証券報告書

2020年度 自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

株式会社**商船三井**

本店 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(E04236)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
2. 事業等のリスク	22
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
4. 経営上の重要な契約等	33
5. 研究開発活動	33
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	37
第4 提出会社の状況	38
1. 株式等の状況	38
(1) 株式の総数等	38
(2) 新株予約権等の状況	39
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	81
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	81
(5) 所有者別状況	81
(6) 大株主の状況	82
(7) 議決権の状況	85
2. 自己株式の取得等の状況	86
3. 配当政策	86
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	88
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	88
(2) 役員の状況	92
(3) 監査の状況	100
(4) 役員の報酬等	104
(5) 株式の保有状況	116
第5 経理の状況	122
1. 連結財務諸表等	123
(1) 連結財務諸表	123
(2) その他	181
2. 財務諸表等	182
(1) 財務諸表	182
(2) 主な資産及び負債の内容	201
(3) その他	201
第6 提出会社の株式事務の概要	202
第7 提出会社の参考情報	203
1. 提出会社の親会社等の情報	203
2. その他の参考情報	203
第二部 提出会社の保証会社等の情報	204
[内部統制報告書]	
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月22日

【事業年度】 2020年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

【会社名】 株式会社 商船三井

【英訳名】 Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 橋本 剛

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

【電話番号】 (03) 3587-7026 (代表)
(03) 3587-7041 (代表)

【事務連絡者氏名】 秘書・総務部長 居城 正明、執行役員 経理部長 三谷 亮司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

【電話番号】 (03) 3587-7026 (代表)
(03) 3587-7041 (代表)

【事務連絡者氏名】 秘書・総務部長 居城 正明、執行役員 経理部長 三谷 亮司

【縦覧に供する場所】 株式会社 商船三井 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)
株式会社 商船三井 関西支店
(大阪市北区中之島三丁目3番23号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	1,504,373	1,652,393	1,234,077	1,155,404	991,426
経常利益 (百万円)	25,426	31,473	38,574	55,090	133,604
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	5,257	△47,380	26,875	32,623	90,052
包括利益 (百万円)	41,952	△52,268	25,166	2,612	75,332
純資産額 (百万円)	683,621	628,044	651,607	641,235	699,150
総資産額 (百万円)	2,217,528	2,225,096	2,134,477	2,098,717	2,095,559
1株当たり純資産額 (円)	4,782.25	4,274.81	4,390.39	4,292.31	4,830.12
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	43.95	△396.16	224.72	272.79	752.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	40.61	—	217.09	263.55	750.66
自己資本比率 (%)	25.79	22.97	24.60	24.46	27.57
自己資本利益率 (%)	0.94	△8.75	5.19	6.28	16.51
株価収益率 (倍)	79.55	—	10.60	6.40	5.15
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,623	98,380	55,248	100,723	98,898
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△73,941	△100,851	△198,341	△107,250	△54,660
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	87,129	9,243	70,520	△728	△61,705
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	186,844	189,591	119,155	102,283	83,436
従業員数 (人)	10,794	10,828	8,941	8,931	8,571
(外、平均臨時雇用者数)	(2,235)	(2,339)	(2,290)	(2,377)	(2,463)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 2017年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 2017年度の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (百万円)	1,052,200	1,222,574	760,166	700,120	585,630
経常利益 (百万円)	13,119	17,744	36,260	32,443	23,457
当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	△9,950	△65,936	36,946	15,793	△9,169
資本金 (百万円)	65,400	65,400	65,400	65,400	65,400
発行済株式総数 (株)	1,206,286,115	120,628,611	120,628,611	120,628,611	120,628,611
純資産額 (百万円)	236,370	172,673	199,606	198,234	194,574
総資産額 (百万円)	1,055,752	1,062,651	1,031,335	1,008,170	1,009,922
1株当たり純資産額 (円)	1,955.75	1,426.85	1,653.92	1,643.76	1,615.29
1株当たり配当額 (円)	2.0	11.0	45.0	65.0	150.0
(内1株当たり中間配当額)	(2.0)	(1.0)	(20.0)	(30.0)	(15.0)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△83.19	△551.30	308.93	132.05	△76.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	298.44	127.58	—
自己資本比率 (%)	22.16	16.06	19.18	19.50	19.13
自己資本利益率 (%)	△4.18	△32.60	20.06	8.01	△4.71
株価収益率 (倍)	—	—	7.71	13.23	—
配当性向 (%)	—	—	14.6	49.2	—
従業員数 (人)	966	975	1,026	1,078	1,119
(外、平均臨時雇用者数)	(197)	(210)	(231)	(229)	(228)
株主総利回り (%)	153.7	135.4	107.7	82.8	182.3
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	389	4,170	3,490	3,155	4,385
		(363)			
最低株価 (円)	199	2,891	2,163	1,487	1,253
		(307)			

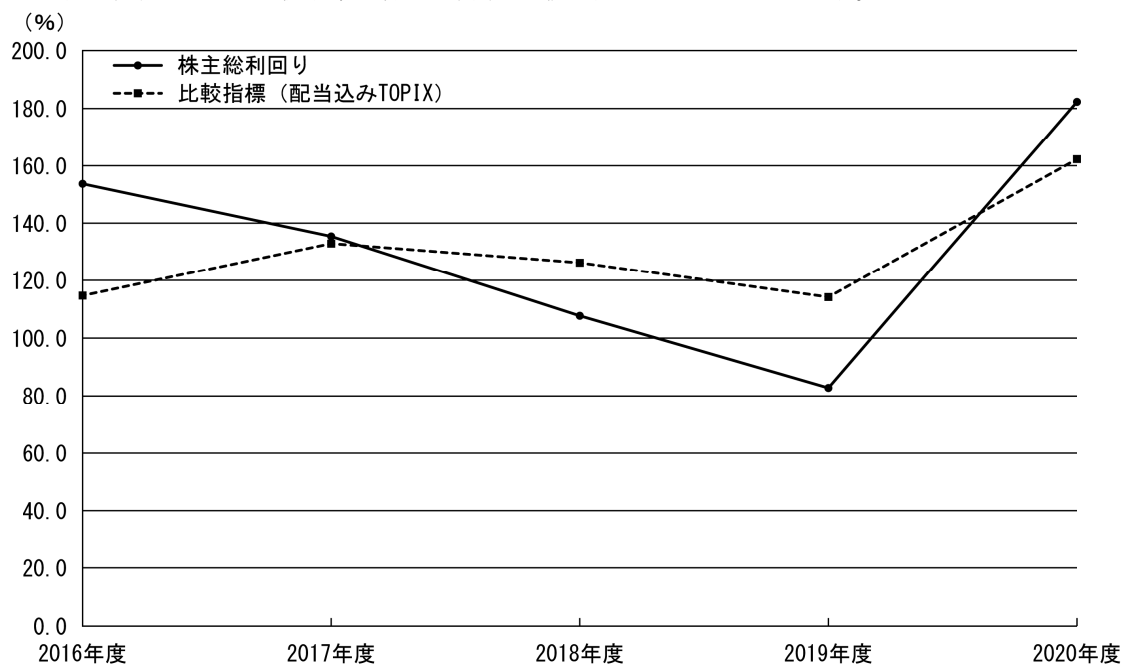
(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 2016年度、2017年度及び2020年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

3. 2016年度、2017年度及び2020年度の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載していません。

4. 当社は、2017年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、2017年度の1株当たり配当額は、中間配当額の1.0円と期末配当額の10.0円の合計値としております。当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当額は10.0円となるため、期末配当額の10.0円を加えた年間配当額は1株につき20.0円となります。また、2017年度の株価については株式併合後の最高・最低株価を記載し、()内に株式併合前の最高・最低株価を記載してあります。

5. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



6. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

当社は、1964年4月、大阪商船株式会社と三井船舶株式会社の合併により発足した大阪商船三井船舶株式会社が、1999年4月にナビックスライン株式会社と合併し、現在の商号となった会社であります。

大阪商船株式会社は、1884年5月、関西の船主が大同合併して資本金1,200千円をもって創立され、第二次世界大戦前においてすでに世界有数の定期船会社として大きく発展していた会社であります。

三井船舶株式会社は、明治初期より海上輸送に着手して以来発展していた三井物産株式会社の船舶部が、1942年12月28日に分離独立し、資本金50,000千円をもって設立されました。

両社は、第二次世界大戦により所有船舶のほとんどと船舶の自主運航権を失いましたが、1950年4月に海運の民営還元が実現した後、運航権の回復と船舶の整備拡充に努めた結果、1950年代前半にはおおむね往年の主要航路の再開をみました。その後、両社の合併を経て、わが国貿易の急速な発展並びに海上輸送形態と積荷の多様化に対応して事業の拡大と多角化に努めてきました。

株式の上場は、大阪商船株式会社が1884年に大阪株式取引所に、三井船舶株式会社が1949年5月に東京・大阪・名古屋の各証券取引所にそれぞれ上場を開始し、1964年には国内全ての証券取引所に上場を行いました。現在は、東京証券取引所に上場しております。

1964年の大阪商船三井船舶株式会社発足から現在までの主な沿革は次のとおりであります。

1964年4月	海運再建整備に関する臨時措置法に基づき、大阪商船株式会社と三井船舶株式会社が（三井船舶株式会社を存続会社として）対等合併し、本店を大阪市に置き商号を「大阪商船三井船舶株式会社」と変更、合併時の資本金131億円、所有船舶86隻127万重量トン
1966年10月	内航近海部門を分離し、商船三井近海株式会社を設立
1969年8月	日本沿海フェリー株式会社発足
1970年10月	船客部門業務を分離し、商船三井客船株式会社設立
1986年8月	北米における定期船・物流部門を統括するMITSUI O. S. K. LINES (AMERICA), INC. (現、MOL (AMERICA) INC.) を設立
1989年6月	山下新日本汽船株式会社とジャパンライン株式会社が合併し、ナビックスライン株式会社発足
1989年7月	三井航空サービス株式会社と商船航空サービス株式会社が合併し、エムオーエアシステム株式会社（現、商船三井ロジスティクス株式会社）発足
1990年8月	株式会社ダイヤモンドフェリーに資本参加
1993年10月	日本海汽船株式会社を合併
1995年10月	新栄船舶株式会社を合併
1996年4月	東京マリン株式会社（現 MOLケミカルタンカー株式会社）に資本参加
1999年4月	ナビックスライン株式会社と合併し、商号を「株式会社 商船三井」に変更 株式会社商船三井エージェンシイズ（神戸）、株式会社商船三井エージェンシイズ（横浜）、東海 SHIPPING 株式会社、モンコンテナ株式会社が合併し、株式会社エム・オー・エル・ジャパン（現 株式会社MOL JAPAN）が発足し、定航営業部、大阪支店、名古屋支店の業務を同社に移管
2000年4月	商船三井興業株式会社、日本工機株式会社、ナビックステクノトレード株式会社が合併し、商船三井テクノトレード株式会社発足
2001年3月	商船三井フェリー株式会社発足
2001年7月	株式会社エム・オー・シーウェイズにナビックス近海株式会社の近海部門を移管し、それぞれ商船三井近海株式会社及びナビックス内航株式会社に商号を変更（ナビックス内航株式会社は2003年7月に商船三井内航株式会社と、2014年9月に株式会社商船三井内航とそれぞれ商号を変更）
2004年10月	ダイビル株式会社の株式を公開買付し、子会社化
2006年3月	宇徳運輸株式会社（現 株式会社宇徳）の株式を公開買付し、子会社化
2007年6月	商船三井フェリー株式会社と九州急行フェリー株式会社が合併 （存続会社は商船三井フェリー株式会社）
2007年7月	株式会社ダイヤモンドフェリーと株式会社ブルーハイウェイ西日本が合併 （存続会社は株式会社ダイヤモンドフェリー）
2008年10月	商船三井テクノトレード株式会社と山和マリン株式会社が合併 （存続会社は商船三井テクノトレード株式会社）
2009年4月	関西汽船株式会社を子会社化
2009年9月	日産専用船株式会社を子会社化
2009年10月	関西汽船株式会社と株式会社ダイヤモンドフェリーは共同株式移転により株式会社フェリーさんふらわあを設立

- 2011年10月 関西汽船株式会社、株式会社ダイヤモンドフェリー、及び株式会社フェリーさんふらわあが合併（存続会社は株式会社フェリーさんふらわあ）
- 2014年10月 株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティングと株式会社MOLケーブルシップが合併し、株式会社MOLマリンに商号変更（存続会社は株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティング）
- 2016年 7月 株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）の海外引越事業を商船三井ロジスティクス株式会社に譲渡
- 2016年10月 株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）の海外引越事業を除く全事業を株式会社宇徳に譲渡（株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）は事業を停止）
- 2017年 7月 当社、川崎汽船株式会社、日本郵船株式会社の3社が、定期コンテナ船事業統合会社としてオーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社を設立（在邦持株会社。事業運営会社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.）

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結対象会社473社（うち、連結子会社363社、持分法適用関連会社110社）からなり、海運業を中心にグローバルな事業展開を図っております。当社グループの事業は、ドライバルク船事業、エネルギー輸送事業、製品輸送事業、関連事業及びその他の5セグメントに分類されており、それぞれの事業の概要及び主要関係会社は以下のとおりです。

事業区分	事業の概要	主要関係会社 (無印：連結子会社) (※印：持分法適用関連会社)
ドライバルク船事業	当社並びに関係会社を通じて、ドライバルク船(火力発電用の石炭を輸送する石炭船を除く)を保有、運航し、世界的な規模で海上貨物輸送を行っております。	商船三井近海㈱、 MOL CAPE (SINGAPORE) PTE. LTD. ※GEARBULK HOLDING AG 他 74社 計 77社
エネルギー輸送事業	当社並びに関係会社を通じて、火力発電用の石炭を輸送する石炭船、油送船、海洋事業・LNG船等の不定期専用船を保有、運航し、世界的な規模で海上貨物輸送を行っております。	エム・オー・エル・エルエヌジー輸送㈱、 MOL CHEMICAL TANKERS PTE. LTD.、 PHOENIX TANKERS PTE. LTD. ※旭タンカー㈱ 他 224社 計 228社
製品輸送事業	当社並びに関係会社を通じて、自動車専用船を保有、運航し、世界的な規模で海上貨物輸送を行っております。また、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、航空・海上フォワーディング、陸上輸送、倉庫保管、重量物輸送等の「トータル・物流ソリューション」を提供しております。さらに、関係会社のフェリー各社が、主として太平洋沿海及び瀬戸内海でフェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。	㈱宇徳、国際コンテナ輸送㈱、商船港運㈱、 商船三井フェリー㈱、 商船三井ロジスティクス㈱、日産専用船㈱、 ㈱フェリーさんふらわあ、 ㈱ブルーシーネットワーク、 TRAPAC, LLC.、 MOL LOGISTICS (EUROPE) B. V.、 MOL LOGISTICS (H. K.) LTD.、 MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD. ※㈱名門大洋フェリー、※日本コンセプト㈱、 ※OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. 他 97社 計 112社
関連事業	ダイビル㈱を中心として不動産事業を行っており、ほか、関係会社を通じて、客船事業、曳船業、商社事業（燃料・船用資材・機械販売等）等を営んでおります。	ダイビル㈱、商船三井客船㈱、日本栄船㈱、 グリーン海事㈱、グリーン SHIPPING ㈱、 商船三井興産㈱、商船三井テクノトレード㈱、 ㈱ジャパンエクスプレス、 MOLビジネスサポート㈱、 エムオーツーリスト㈱ 他 27社 計 37社
その他	主として当社グループのコストセンターとして、油送船とLNG船を除く船舶の船舶管理業、グループの資金調達等の金融業、情報サービス業、経理代行業、海事コンサルティング業等を営んでおります。	㈱MOLマリン、 エム・オー・エル・シップマネジメント㈱、 EUROMOL B. V.、商船三井システムズ㈱、 エム・オー・エル・アカウンティング㈱ 他 14社 計 19社

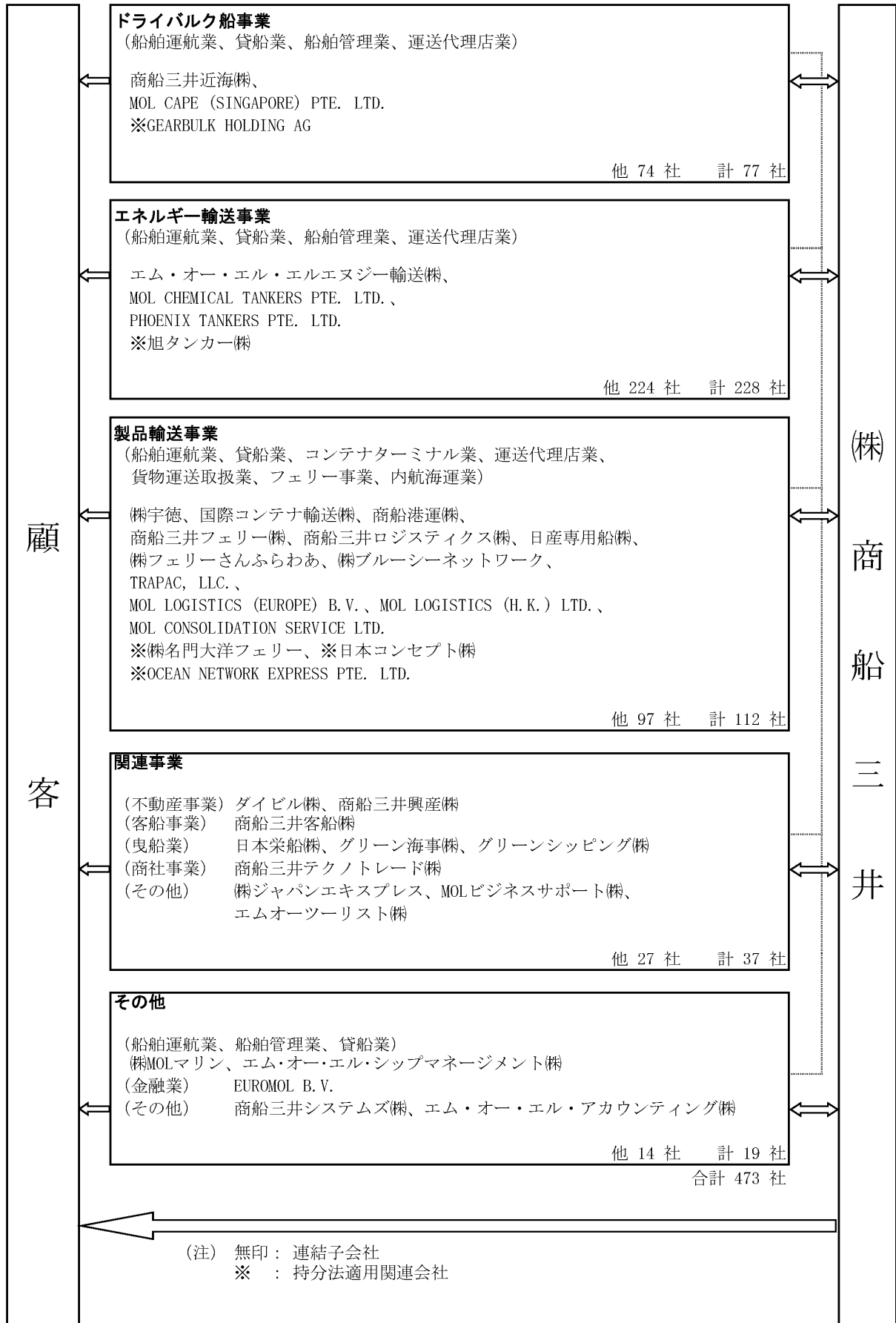
合計 473社

(注) 1. 商船三井近海㈱は、2021年4月1日に商船三井ドライバルク㈱へ社名変更しております。

2. ㈱MOLマリンは、2021年4月1日にMOLエンジニアリング㈱を吸収合併し、MOLマリン&エンジニアリング㈱へ社名変更しております。

なお、事業系統図を示すと次のとおりです。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
連結子会社								
生田アンドマリン(株)	兵庫県神戸市	26	関連事業	100.00 (100.00)				
株宇徳 (注) 4	横浜市中区	2,155	製品輸送事業	67.55 (0.66)	有		当社の港湾荷役作業をしている。	作業設備・土地
宇徳港運(株)	横浜市中区	50	製品輸送事業	100.00 (100.00)	有			
宇徳通運(株)	静岡県沼津市	45	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
宇徳トランスネット(株)	千葉市中央区	90	製品輸送事業	100.00 (100.00)			当社の港湾荷役作業をしている。	
宇徳流通サービス(株)	横浜市中区	10	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
宇徳ロジスティクス(株)	横浜市中区	50	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
宇部ポートサービス(株)	山口県宇部市	14	関連事業	99.39 (99.39)			当社運航船舶の曳船作業をしている。	
エム・オー・エル・ アカウントティング(株)	東京都港区	30	その他	100.00	有		当社の会計事務をしている。	ビルスペース
株MOLマリン (注) 5	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社のコンサルタント業務、当社運航船舶の定期借船・貸船をしている。	
株エム・オー・エル アジャストメント (注) 6	東京都港区	10	その他	100.00	有		当社の貨物クレーン処理、備船精算をしている。	ビルスペース
エム・オー・エル・ エルエヌジー輸送(株)	東京都港区	40	エネルギー輸送事業	100.00	有		当社保有船舶の運航管理をしている。	ビルスペース
MOL エンジニアリング(株) (注) 5	東京都大田区	20	その他	100.00	有			
MOLケミカルタンカー (株)	東京都港区	100	エネルギー輸送事業	100.00 (100.00)	有			ビルスペース
株MOLシップテック	東京都港区	50	その他	100.00	有		当社のコンサルタント業務をしている。	ビルスペース
MOLビジネスサポート (株)	東京都港区	100	関連事業	100.00	有		当社の陸上・海上従業員との給与及び保険業務等を受託している。	ビルスペース・システム機器
エム・オー・エル・シ ップマネージメント(株)	東京都港区	50	その他	100.00	有		当社のコンサルタント業務、当社保有船舶の管理をしている。	ビルスペース
エムオーツーリスト(株)	東京都墨田区	250	関連事業	100.00	有		当社従業員の出張手配をしている。	
北日本曳船(株)	北海道 苫小牧市	50	関連事業	62.00 (62.00)			当社運航船舶の曳船作業をしている。	
グリーン海事(株)	名古屋市港区	95	関連事業	100.00	有		当社運航船舶の曳船作業をしている。	
グリーン SHIPPING(株)	福岡県北九州市	172	関連事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
興産管理サービス(株)	東京都中央区	20	関連事業	100.00 (100.00)				
興産管理サービス・ 西日本(株)	大阪市西区	14	関連事業	100.00 (100.00)				
神戸曳船(株)	神戸市中央区	50	関連事業	100.00 (100.00)			当社運航船舶の曳船作業をしている。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
国際コンテナ輸送㈱	東京都港区	100	製品輸送事業	51.00 (5.00)				土地
㈱ジャパン エクスプレス	神戸市中央区	50	関連事業	100.00	有	有	当社の引越貨物取扱 をしている。	
商船港運㈱	神戸市中央区	300	製品輸送事業	79.98 (18.33)	有		当社の港湾荷役作業 をしている。	ビルスペース・システム 機器
商船三井オーシャン エキスパート㈱	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社保有船舶の管理 をしている。	ビルスペース・システム 機器
商船三井海事㈱	大阪市北区	95	関連事業	100.00	有			
商船三井客船㈱	東京都港区	100	関連事業	100.00	有	有		
商船三井近海㈱ (注) 7	東京都港区	660	ドライバルク 船事業	100.00	有		当社の貨物輸送をし ている。	ビルスペース・システム 機器
商船三井興産㈱	東京都中央区	300	関連事業	100.00 (51.02)	有		当社保有の社宅・ 寮・クラブの管理を している。	ビルスペース・システム 機器
商船三井システムズ㈱	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社運用システムの 保守管理及びシステム 開発をしている。	ビルスペース・システム 機器
商船三井 テクノトレード㈱	東京都中央区	490	関連事業	100.00	有		当社運航船舶への燃 料油、資材等の納入 をしている。	
㈱商船三井内航	東京都港区	650	エネルギー 輸送事業	100.00	有	有		ビルスペース
商船三井フェリー㈱	東京都中央区	1,577	製品輸送事業	100.00	有			
商船三井 ロジスティクス㈱	東京都 千代田区	756	製品輸送事業	75.06	有		当社の貨物輸送をし ている。	
ダイビル㈱ (注) 3、4	大阪市北区	12,227	関連事業	51.95 (0.00)			当社へ不動産の賃貸 をしている。	ビルスペース
ダイビル・ファシリテ ィ・マネジメント㈱	大阪市北区	17	関連事業	100.00 (100.00)				
㈱丹新ビルサービス	京都府 福知山市	20	関連事業	100.00 (100.00)				
㈱中国 SHIPPING エージェンシィズ	広島市南区	10	製品輸送事業	100.00	有		当社の海運代理店を している。	
東海曳船㈱	静岡県清水区	10	関連事業	70.00 (70.00)			当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
西日本総合設備㈱	神戸市灘区	10	関連事業	100.00 (100.00)				
日産専用船㈱	東京都 千代田区	640	製品輸送事業	90.00	有		当社備船船舶を定期 備船している。	
日本栄船㈱	神戸市中央区	134	関連事業	87.26 (8.61)	有		当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
日本水路図誌㈱	横浜市中区	32	関連事業	95.25 (51.77)			当社運航船舶へ海図 の納入をしている。	
㈱ノワテック	埼玉県深谷市	20	関連事業	100.00 (100.00)				
㈱フェリー さんふらわあ	大分県大分市	100	製品輸送事業	99.00	有	有		
㈱ブルーシー ネットワーク	東京都中央区	54	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
㈱ブルーハイウェイ エクスプレス 九州	鹿児島県 鹿児島市	50	製品輸送事業	100.00 (100.00)	有			土地
㈱ブルーハイウェイ サービス	東京都港区	30	製品輸送事業	100.00 (100.00)	有			
北倉興発㈱	東京都港区	50	関連事業	100.00	有		当社へ不動産の賃貸 をしている。	ビルスペース

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
ASIA UTOC PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 899,560	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
BAMBOO MOUNTAIN POWER B. V.	NETHERLANDS	US\$ 1	エネルギー輸送事業	100.00	有			
BANGKOK CONTAINER SERVICE CO., LTD.	THAILAND	THB 10,000,000	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
BANGPOO INTERMODAL SYSTEMS CO., LTD.	THAILAND	THB 130,000,000	製品輸送事業	88.79 (88.79)	有			
CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 59,003,000	エネルギー輸送事業	70.00	有			
DAIBIRU AUSTRALIA PTY LTD. (注) 3	AUSTRALIA	AU\$ 230,000,000	関連事業	100.00 (100.00)	有			
DAIBIRU CSB CO., LTD.	VIETNAM	VND 349,000百万	関連事業	99.00 (99.00)				
DAIBIRU SAIGON TOWER CO., LTD.	VIETNAM	VND 124,203百万	関連事業	100.00 (100.00)				
EL SOL SHIPPING LTD. S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	エネルギー輸送事業	100.00	有			
EMERALD GREEN MARITIME LTD.	MALTA	US\$ 28,361,600	エネルギー輸送事業	100.00	有			
EURO MARINE LOGISTICS N. V.	BELGIUM	EUR 16,457,500	製品輸送事業	100.00			当社保有船舶の運航管理をしている。	
EUROMOL B. V.	NETHERLANDS	EUR 8,444,400	その他	100.00 (100.00)	有			
GREEN METHANOL S. A.	PANAMA	US\$ 5,000	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
INDAH SINGA MARITIME PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 12,515,000	エネルギー輸送事業	100.00	有			
INTERNATIONAL TRANSPORTATION INC. (注) 3	U. S. A.	US\$ 104,562,811	製品輸送事業	51.00	有			
JENTOWER LTD.	BRITISH VIRGIN ISLANDS	US\$ 1	関連事業	100.00 (100.00)				
K&M MARINE S. A.	PANAMA	0	その他	100.00	有			
LAKLER S. A. (注) 3	URUGUAY	US\$ 130,900,973	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
LINKMAN HOLDINGS INC.	LIBERIA	US\$ 3,000	その他	100.00	有	有		
LNG JAPONICA SHIPPING CORPORATION	CYPRUS	US\$ 1,000	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
LNG LILAC SHIPPING CORPORATION	MARSHALL ISLANDS	US\$ 100	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
LNG WATER LILY SHIPPING CORPORATION	MARSHALL ISLANDS	US\$ 10,200,000	エネルギー輸送事業	65.00	有			
MCGC INTERNATIONAL LTD	BAHAMAS	US\$ 1,100	エネルギー輸送事業	80.10	有			
mitsui O. S. K. HOLDINGS (BENELUX) B. V.	NETHERLANDS	EUR 17,245,464	その他	100.00	有			
MOG LNG TRANSPORT S. A.	PANAMA	0	エネルギー輸送事業	100.00	有		当社保有船舶の管理をしている。	
MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	3	エネルギー輸送事業	100.00	有		保有船舶を当社へ定期貸船している。	
MOG-X LNG SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	US\$ 30,000	エネルギー輸送事業	100.00	有			
MOL (AMERICAS) HOLDINGS, INC.	U. S. A.	US\$ 200,000	その他	100.00	有			
MOL (AMERICAS) LLC.	U. S. A.	—	その他	100.00 (100.00)	有			
MOL (ASIA OCEANIA) PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 2,350,000	その他	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL (EUROPE AFRICA) LTD.	U. K.	US\$ 8,402,475	その他	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
MOL BRIDGE FINANCE S. A.	PANAMA	US\$ 8,000	ドライバルク船事業	100.00	有			
MOL CAMERON (NO.1) S. A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	エネルギー輸送事業	100.00	有	有		
MOL CAPE (SINGAPORE) PTE. LTD. (注) 3	SINGAPORE	US\$ 62,752,448	ドライバルク船事業	100.00				
MOL CHEMICAL TANKERS EUROPE A/S	DENMARK	DKK 849,844	エネルギー輸送事業	100.00 (100.00)				
MOL CHEMICAL TANKERS PTE. LTD. (注) 3	SINGAPORE	SG\$ 262,369,867	エネルギー輸送事業	100.00				
MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD.	HONG KONG	HK\$ 1,000,000	製品輸送事業	100.00 (100.00)	有			
MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD. [CHINA]	CHINA	RMB 8,000,000	製品輸送事業	100.00				
MOL CONTAINER CENTER (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 10,000,000	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
MOL HONG KONG LTD.	HONG KONG	HK\$ 40,000,000	製品輸送事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL LOGISTICS (DEUTSCHLAND) GMBH	GERMANY	EUR 536,856	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	EUR 413,595	製品輸送事業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (H. K.) LTD.	HONG KONG	HK\$ 14,100,000	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (NETHERLANDS) B. V.	NETHERLANDS	EUR 3,048,500	製品輸送事業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 700,000	製品輸送事業	100.00 (51.00)				
MOL LOGISTICS (TAIWAN) CO., LTD.	TAIWAN	NT\$ 7,500,000	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 20,000,000	製品輸送事業	98.50 (98.50)	有			
MOL LOGISTICS (UK) LTD.	U. K.	GBP 400,000	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (USA) INC.	U. S. A.	US\$ 9,814,000	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS HOLDING (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	EUR 19,360	製品輸送事業	100.00 (100.00)				
MOL MANAGEMENT (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 20,000,000	製品輸送事業	49.00			当社の海運代理店をしている。	
MOL MANNING SERVICE S. A.	PANAMA	US\$ 3,888,669	その他	100.00	有			
MOL NETHERLANDS BULKSHIP B. V.	NETHERLANDS	EUR 18,000	ドライバルク船事業	100.00	有			
MOL TREASURY MANAGEMENT PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 2,000,000	その他	100.00	有			
MOL WORLDWIDE LOGISTICS, LTD.	HONG KONG	HK\$ 58,600,000	製品輸送事業	100.00 (10.00)	有			
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,003,000	エネルギー輸送事業	70.00	有			
PHOENIX TANKERS PTE. LTD. (注) 3	SINGAPORE	US\$ 379,311,359	エネルギー輸送事業	100.00			当社保有船舶の運航管理をしている。	
PINE MOUNTAIN POWER B. V.	NETHERLANDS	US\$ 1	エネルギー輸送事業	100.00	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
PT. HANOCHEM SHIPPING	INDONESIA	IDR 20,000百万	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
SAMBA OFFSHORE S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	エネルギー 輸送事業	100.00	有			
SHANGHAI HUAJIA INTERNATIONAL FREIGHT FORWARDING CO., LTD.	CHINA	US\$ 1,720,000	製品輸送事 業	76.00 (76.00)			当社の海運代理店を している。	
SHINING SHIPPING S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	エネルギー 輸送事業	100.00	有			
THAI INTERMODAL SYSTEMS CO., LTD.	THAILAND	THB 77,500,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有			
TRAPAC, LLC.	U. S. A	—	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
TRAPAC JACKSONVILLE, LLC.	U. S. A	—	製品輸送事 業	100.00 (100.00)	有	有		
UNIX LINE PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 344,467	エネルギー 輸送事業	100.00 (100.00)				
UTOE ENGINEERING PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 2,000,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
WHITE LOTUS PROPERTIES LTD. (注) 3	BRITISH VIRGIN ISLANDS	6,810	関連事業	100.00 (100.00)				
WORLD LOGISTICS SERVICE (U. S. A.), INC.	U. S. A.	US\$ 200,000	製品輸送事 業	100.00 (100.00)				
YELLOW LOTUS PROPERTIES LTD.	BRITISH VIRGIN ISLANDS	1	関連事業	100.00 (100.00)				
その他242社								

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
持分法適用関連会社								
旭タンカー㈱	東京都 千代田区	600	エネルギー 輸送事業	30.33	有		保有船舶を当社へ定期貸船している。	
オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス㈱ (注) 8	東京都港区	50	製品輸送事業	31.00	有			
上海貨客船㈱	東京都港区	100	製品輸送事業	31.98	有			
新洋海運㈱	堺市堺区	100	関連事業	36.00				
日本コンセプト㈱ (注) 4	東京都 千代田区	600	製品輸送事業	15.00	有			
㈱名門大洋フェリー	大阪市西区	880	製品輸送事業	41.13 (3.57)	有			
AKOFS OFFSHORE AS	NORWAY	NOK 60,600,000	エネルギー 輸送事業	25.00	有	有		
ALGERIA NIPPON GAS TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 100,000	エネルギー 輸送事業	25.00	有	有		
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 19,040,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有	当社保有船舶の管理をしている。	
AQUARIUS LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ARAMO SHIPPING (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 20,742,962	エネルギー 輸送事業	50.00 (50.00)	有			
ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
ARCTIC INDIGO LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	EUR 37,940,859	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ARCTIC ORANGE LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	EUR 37,861,859	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
ARCTIC RED LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	EUR 37,441,859	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ARCTIC YELLOW LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	EUR 37,701,859	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
AREA 1 MEXICO MV34 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー 輸送事業	30.00	有			
AREEJ LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 22,000,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
ARIES LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ASIA LNGT COMPANY LTD. (注) 9	MARSHALL ISLANDS	US\$ 11,000,000	エネルギー 輸送事業	- (-)	有			
BUZIOS5 MV32 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
CAMARTINA SHIPPING INC.	LIBERIA	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	28.24	有			
CAPRICORN LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
CARIOCA MV27 B. V.	NETHERLANDS	EUR 169,419,959	エネルギー 輸送事業	20.60	有			
CERNAMBI NORTE MV26 B. V.	NETHERLANDS	EUR 175,026,035	エネルギー 輸送事業	20.60	有			
CERNAMBI SUL MV24 B. V.	NETHERLANDS	EUR 162,159,525	エネルギー 輸送事業	20.60	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
CHINA ENERGY ASPIRATION LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY AURORA LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY GLORY LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY HOPE LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY PEACE LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY PIONEER LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有	有		
DEN HARTOGH HOLDINGS B. V.	NETHERLANDS	EUR 60,750	エネルギー 輸送事業	20.00 (20.00)	有			
DUNE LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,375,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
DUQM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 25,660,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ENERGY SPRING LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 30,000,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
ETHANE CRYSTAL LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 27,500,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE EMERALD LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 25,900,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE OPAL LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 25,800,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE PEARL LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 27,500,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE SAPPHIRE LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 25,800,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
ETHANE TOPAZ LLC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 25,800,000	エネルギー 輸送事業	49.00	有			
EUROPE LNGT COMPANY LTD. (注) 9	MARSHALL ISLANDS	US\$ 4,423,446	エネルギー 輸送事業	- (-)	有			
FASHIP MARITIME CARRIERS INC.	PANAMA	-	ドライバルク 船事業	50.00	有			
GEARBULK HOLDING AG	SWITZERLAND	US\$ 228,100,000	ドライバルク 船事業	49.00	有			
GEMINI LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 14,610,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD.	CYPRUS	EUR 1,710	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
J5 NAKILAT NO.1 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 53,400,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.2 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,600,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.3 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 53,800,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO.4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 51,400,000	エネルギー 輸送事業	26.74	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
J5 NAKILAT NO. 5 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,200,000	エネルギー輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO. 6 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 51,600,000	エネルギー輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO. 7 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 52,000,000	エネルギー輸送事業	26.74	有			
J5 NAKILAT NO. 8 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,800,000	エネルギー輸送事業	26.74	有			
JOINT GAS LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 12,000	エネルギー輸送事業	33.98	有			
JOINT GAS TWO LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 12,000	エネルギー輸送事業	50.00	有			
KARMOL LNG COMPANY LTD. (注) 9	MALTA	US\$ 30,422,046	エネルギー輸送事業	50.00	有	有		
KARMOL POWERSHIP COMPANY LTD.	MALTA	US\$ 145,000,000	エネルギー輸送事業	25.00	有			
LIBRA MV31 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	20.60	有			
LIWA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 50,000	エネルギー輸送事業	50.00	有			
LNG CORNFLOWER SHIPPING CORPORATION	MARSHALL ISLANDS	US\$ 100	エネルギー輸送事業	50.00	有	有		
LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP.	BAHAMAS	1	エネルギー輸送事業	30.00	有			
LNG JUROJIN SHIPPING CORP.	BAHAMAS	1	エネルギー輸送事業	30.00	有			
LNG ROSE SHIPPING CORP.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 46,000,100	エネルギー輸送事業	50.00	有			
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	PANAMA	0	エネルギー輸送事業	50.00	有			
MARLIM1 MV33 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	20.00	有			
MEDITERRANEAN LNG TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 200,000	エネルギー輸送事業	25.00	有	有		
MOL CAMERON (NO. 2) S. A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	エネルギー輸送事業	50.00	有	有		
MOL CAMERON (NO. 3) S. A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	エネルギー輸送事業	50.00	有	有		
MOZAMBIQUE FSRU COMPANY LTD. (注) 9	MARSHALL ISLANDS	US\$ 14,980,000	エネルギー輸送事業	- (-)	有			
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注) 8	SINGAPORE	US\$ 3,000百万	製品輸送事業	- (-)	有		当社備船船舶を定期借船している。	
ORYX LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 15,750,000	エネルギー輸送事業	20.00	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.	LIBERIA	US\$ 1,000	エネルギー輸送事業	28.24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.	LIBERIA	US\$ 850	エネルギー輸送事業	28.24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.	LIBERIA	US\$ 850	エネルギー輸送事業	28.24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 38,248,944	エネルギー輸送事業	25.00	有			
PKT LOGISTICS GROUP SDN. BHD.	MALAYSIA	MYR 276,353,999	製品輸送事業	35.13	有			
PT JAWA SATU REGAS	INDONESIA	IDR 11,272百万	エネルギー輸送事業	19.00 (19.00)	有			
PT. BHASKARA INTI SAMUDRA	INDONESIA	US\$ 24,000,000	エネルギー輸送事業	19.20	有			
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 14,010,000	エネルギー輸送事業	50.00	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
ROTTERDAM WORLD GATEWAY B. V.	NETHERLANDS	EUR 14,018,000	製品輸送事 業	20.00 (20.00)	有			
SEALADING HOLDING AS (注) 10	NORWAY	USD 13,753,433	エネルギー 輸送事業	67.74	有			
SEPIA MV30 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー 輸送事業	20.60	有			
SKIKDA LNG TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 200,000	エネルギー 輸送事業	25.00	有	有		
SOUTH CHINA TOWING CO., LTD.	HONG KONG	HK\$ 12,400,000	関連事業	25.00	有		当社運航船舶に対 する離着岸支援作 業をしている。	
SRV JOINT GAS LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	エネルギー 輸送事業	48.50	有	有		
SRV JOINT GAS TWO LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	エネルギー 輸送事業	48.50	有	有		
T. E. N. GHANA MV25 B. V.	NETHERLANDS	EUR 149,649,663	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
TAN CANG-CAI MEP INTERNATIONAL TERMINAL CO., LTD.	VIETNAM	VND 868,510百万	製品輸送事 業	21.33	有			
TAN CANG NORTHERN MARITIME JOINT STOCK COMPANY	VIETNAM	VND 118,560百万	関連事業	36.00	有		当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
TAN CANG-CAI MEP TOWAGE SERVICES CO., LTD.	VIETNAM	VND 112,717百万	関連事業	40.00	有		当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
TARTARUGA MV29 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 206,138,000	エネルギー 輸送事業	20.60	有			
TIWI LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 22,000,000	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
TRANS PACIFIC SHIPPING 2 LTD.	BAHAMAS	3,961	エネルギー 輸送事業	20.00	有			
TRANS PACIFIC SHIPPING 5 LTD.	BAHAMAS	2,672	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
TRANS PACIFIC SHIPPING 8 LTD.	BAHAMAS	2,065	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
TRINITY LNG CARRIER INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 500	エネルギー 輸送事業	50.00	有	有		
VIKEN MOL AS (注) 11	NORWAY	US\$ 55,500,000	エネルギー 輸送事業	50.00	有			
VIKEN SHUTTLE AS (注) 11	NORWAY	US\$ 38,103,976	エネルギー 輸送事業	- (-)	有			
その他7社								

(注) 1. 主要な事業の内容欄にはセグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数となっております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5. ㈱MOLマリンは、2021年4月1日にMOLエンジニアリング㈱を吸収合併し、MOLマリン&エンジニアリング㈱に社名変更しております。

6. ㈱エム・オー・エルアジャストメントは、2021年4月1日にMOLビジネスサポート㈱との合併により消滅しております。

7. 商船三井近海㈱は、2021年4月1日に商船三井ドライバルク㈱へ社名変更しております。

8. オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス㈱は、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. の普通株式の100%を所有する持株会社であります。

9. KARMOL LNG COMPANY LTD. は、ASIA LNGT COMPANY LTD.、EUROPE LNGT COMPANY LTD. 及びMOZAMBIQUE FSRU COMPANY LTD. の発行済株式数の100%を所有する持株会社であります。

10. SEALADING HOLDING ASの持分は、100分の50超であります。共同支配企業であるため関連会社としております。

11. VIKEN MOL ASは、VIKEN SHUTTLE ASの発行済株式数の100%を所有する持株会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
ドライバルク船事業	295 (47)
エネルギー輸送事業	807 (87)
製品輸送事業	4,431 (691)
うち、コンテナ船事業	3,391 (549)
関連事業	2,058 (1,462)
その他	642 (87)
全社 (共通)	338 (89)
合計	8,571 (2,463)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

区分	従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
陸上従業員	794 (200)	39.0	14.9	10,092,936
海上従業員	325 (28)	35.2	12.2	10,620,002
合計	1,119 (228)	37.9	14.1	10,260,129

セグメントの名称	従業員数 (人)
ドライバルク船事業	209 (44)
エネルギー輸送事業	400 (51)
製品輸送事業	180 (32)
うち、コンテナ船事業	66 (8)
関連事業	0 (0)
その他	0 (12)
全社 (共通)	330 (89)
合計	1,119 (228)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 陸上及び海上従業員の平均年間給与は、賞与及び時間外手当等を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

陸上従業員の労働組合は商船三井労働組合と称し、また、海上従業員は全日本海員組合に加入しております。現在、労使間に特別の紛争等はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社が判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、2021年4月1日より商船三井グループの企業理念、長期ビジョン、価値観・行動規範（MOL CHART）を以下の通り改定しました。今般、脱炭素化を始めとする環境意識の高まりや、企業として社会のサステナビリティに貢献することへの期待が高まるなか、輸送にとどまらない事業領域への拡大やそれに伴う価値観の変化を反映し、更なる成長を実現するために、社会における当社グループの存在意義を今一度確認するものです。加えて、この先10年を見据え、具体的に目指す姿についても、グループビジョンとして併せて改定することになりました。また、2015年に当社グループ社員が継承する価値観として制定した「MOL CHART」を「MOL CHART”S”」と改定しました。これまで「R (Reliability)」において「安全」に取り組んでまいりましたが、この度、「S (Safety)」として独立させ、安全の徹底に対する決意を新たにします。なお、「R (Reliability)」において信頼を得る対象を、ステークホルダーと再定義し、より社会的責任に注力します。

商船三井グループの企業理念

青い海から人々の毎日を支え、豊かな未来をひらきます

グループビジョン

海運業を中心に様々な社会インフラ事業を展開し、環境保全を始めとした変化する社会のニーズに技術とサービスの進化で挑む。
商船三井は全てのステークホルダーに新たな価値を届け、グローバルに成長する強くしなやかな企業グループを目指します。

商船三井グループの価値観・行動規範：MOL CHARTS

Challenge	大局観をもって、未来を創造します <ul style="list-style-type: none">時代のニーズを先取りし、新たなビジネスチャンスを開拓する。会社の更なる成長の為に、イノベーションを生み出す。
Honesty	正道を歩みます <ul style="list-style-type: none">常にコンプライアンスを意識し、社会規範と企業倫理に則って行動する。
Accountability	「自律自責」で物事に取り組みます <ul style="list-style-type: none">難題に直面しても、当事者意識を持ち、関係者と協調しつつ自ら進んで解決する。
Reliability	ステークホルダーの信頼に応えます <ul style="list-style-type: none">お客様の視点に立ち、お客様の期待を上回るサービスを提供する。社会が抱える課題に率先して取り組み責任ある行動をとる。
Teamwork	強い組織を作ります <ul style="list-style-type: none">お互いを尊重し、自由闊達な風土を創る。知識、経験、技術、海技力を共有し、後継者を育成する。
Safety	世界最高水準の安全品質を追求します <ul style="list-style-type: none">安全を最優先しているか、自らに問いかけ行動する。現場に向き合い、現場から学び、基本に立ち返り行動する。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は2017年度に経営計画「ローリングプラン」を導入して以来、相対的競争力NO.1事業の集合体を目指し、年度ごとの具体的な重点項目を設定しその実現に向けて取り組んでまいりました。2020年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中、コロナ収束後までを見通したメガトレンド予測を実施の上、「守り」の面においては上半期に一步踏み込んだ減船を行い、市況エクスポージャーの縮減や政策保有株式売却などの資産流動化に努めた一方、「攻め」の面では新規投資を厳選しながら海洋事業への重点投資を行うとともに、ばら積み船や自動車専用船事業では事業特性に応じた構造改革を実施しました。

新経営計画「ローリングプラン2021」では、依然コロナ禍の影響による荷動き低迷からの回復途上にある中で、2021年度を、回復のタイミングを見据えながら成長軌道復帰に向けて着実に基礎固めを行う年とします。また、環境問題を含む社会的な要請に応えつつ当社の10年先を意識したときに、当社が目下最優先で取り組むべきは環境戦略であると認識しています。新たなグループビジョン（「ローリングプラン2021」での目指す姿）に向けて、環境戦略を基軸とし、ポートフォリオ戦略・営業戦略と連関させながら、当社グループの成長戦略を推進します。



<2020年度（ローリングプラン2020）で掲げたことに対する達成状況>

項目	RP2020で掲げたこと	2020年度の達成状況
守りの策の実行	エクスポージャー縮減	自動車船を中心に17隻の処分・実行
影響把握	メガトレンド予測	2020年12月にメガトレンド予測第2弾を取り纏め（回復時期はやや早まる）
攻めの戦略	事業特性に応じた成長戦略・構造改革	不定期船：商船三井ドライバルク(株)の発足決定 自動車船：日産専用船(株)との一体化（効率性追求） ケミカル事業：組織、拠点統合による効率化
ポートフォリオ戦略	新規投資は厳選。20-22年度で計1,000億円のフリーCFを確保	約900億円新規投資を決定した一方、資産・事業のキャッシュ化を推進。計画通りフリーCF1,000億円を確保しながら、新規投資CF枠の上積みを検討中
	海洋事業への重点投資	既存事業への追加拠出も含め430億円の投資決定（上記900億円の内数）
営業戦略	デジタルと環境で顧客満足度向上	MOL Lighthouse※対象顧客の拡大 ※ドライバルク船顧客を対象とした情報提供プラットフォーム
環境戦略	環境・エミッションフリー事業の推進	LNG・風力分野への投資を継続 世界の潮流を受け環境ビジョン見直し中
組織の力の向上	既存組織に拘らないプロジェクト推進体制	プロジェクトチーム立ち上げ（計16チーム）
	グループ全体の生産性向上	コーポレート業務の合理化実施 グループ会社の統合

<新経営計画（ローリングプラン2021）における主要なテーマ>

(1) 環境戦略

- ①2021-23年度の3年間で低・脱炭素分野に約2,000億円を投資。
- ②環境ビジョン2.0を2.1に改定し、取り組みを加速する。
 - ・ネットゼロエミッション目標時期の前倒し（2050年までに）
 - ・GHG削減ロードマップの策定
 - ・インターナルカーボンプライシング導入
 - ・グリーン代替燃料の導入、省エネ技術の取り入れ、効率運航深度化の推進
- ③「環境低負荷」「低炭素」事業の拡大
 - ・LNG需要増の取り込み(LNG船・FSRU・発電船)
 - ・洋上風力発電事業への参入
- ④環境負荷と低減効果を可視化するサービスの展開（顧客の「見たい」に応え、ストレスフリーを実現）
 - ・顧客ニーズを先取りしたカーボンフットプリントの開示とそれを可能にする体制・データ整備
 - ・GHG排出削減に寄与する運航効率の改善とその見える化

(2) 地域戦略

営業戦略の肝として、「地域戦略」を掲げ、当社全体戦略にマッチする潜在案件を複眼的に追求し、アジアを重点に輸送に留まらない大型案件をグループ総合力を発揮して獲得します。

<ポートフォリオ戦略・営業戦略における主な取り組み>

(1) 「ポートフォリオ戦略」

- ・ポートフォリオの継続的な見直し、入れ替え
- ・既存海運事業をキャッシュ・フロー貢献の視点から再評価

(2) 「営業戦略」

- ・LNG需要向け営業の連携（LNG船・FSRU・発電船）
 - ・ワンストップ営業体制（商船三井ドライバルク）
 - ・DXによる顧客の利便性向上（MOL Lighthouse※の販売促進など）
- ※ドライバルク船顧客を対象とした情報提供プラットフォーム

<ローリングプラン2021の定量目標（利益計画・財務計画・投資計画・株主還元策）>

(1) 利益計画

利益計画については、第2 事業の状況 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(7)「経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況」をご参照ください。

(2) 財務計画・投資計画

財務計画・投資計画については、第2 事業の状況 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(7)「経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況」をご参照ください。

(3) 株主還元策

株主還元策については第4 提出会社の状況 3「配当政策」をご参照ください。

<サステナビリティ課題（マテリアリティ）への取り組み>

当社は2019年4月に、当社の社会価値向上に向け事業活動を通じて優先的に取り組むべき社会課題として、サステナビリティ課題（マテリアリティ）を特定し、経営計画と密接に連動させて、解決へ向けた取り組みを推進しています。

また、2021年4月には、従来の「環境経営委員会」を「環境・サステナビリティ委員会」とし、サステナビリティ全般についての議論を行うとともに、社内の専門組織「環境・サステナビリティ戦略部」を新設し、サステナビリティ推進体制を強化しました。

2021年度においては、この体制のもと、サステナビリティ課題の一部見直しと取組推進のためのKPI（Key Performance Indicator）の設定を行うとともに、社会的懸念が高まっている環境問題への取り組みに関し、2020年6月にGHGの削減目標を掲げて策定した「環境ビジョン2.0」を「環境ビジョン2.1」へ改定し、その取り組みを加速していきます。

<当社のモーリシャス環境回復・社会貢献活動への取り組み>

2020年8月、当社がチャーターしていたばら積み貨物船がモーリシャス共和国で座礁による油濁を起こし、現場水域と地域の自然環境や、地域社会とその産業にも大きな影響を及ぼすこととなりました。

当社は、船主との間における用船契約において本船を利用していた関係者として、現地のニーズに沿った支援を通じ、環境回復や地域社会への貢献に注力して取り組んでおり、今後もこれを継続してまいります。

具体的には、事故直後より当社社員を現地に派遣し様々な現地支援活動を行うとともに、専門家等を現地に派遣し事故影響のアセスメントを行いながら、現地NGO、学術機関等への寄付を実施、自然回復活動・現地住民支援活動をサポートいたしました。

また当社が委託者となり、国内における公益信託基金、さらにモーリシャスにおいても支援基金を設立いたします。これら総額8億円規模の基金を通じ、現地での自然環境保護・回復活動及び、水産、文化・教育などの地域社会産業各分野への貢献活動を助成し、モーリシャス国民の健康的な生活及び持続可能な経済発展に努めます。

<コンプライアンス上の対処すべき課題>

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象となっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ、英国及びチリにおいて提起されています。このような事態を厳粛に受け止め、当社グループでは独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止に引き続き取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの主たる事業である海上輸送の分野において、世界各国の経済情勢やテロ・戦争その他の政治的、社会的な要因、自然現象・災害、及び伝染病、ストライキ、その他の要因による社会的混乱等により、予期せぬ事象が発生した場合には、関連の地域や市場において、事業に悪影響を及ぼす可能性があります。この他に当社グループの事業活動や業績、株価及び財務状況等において、悪影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスクには、次のようなものがあります。

当社はこれらのリスクに対し、経営会議の下部機関である投融資委員会や安全運航対策委員会等において関連するリスクの把握、分析及び評価を行い、その結果を取締役会及び経営会議における意思決定に反映させています。さらに、「トータルリスクコントロール」として、当社及び当社グループ会社が保有する資産について、その価値変動リスクを統計的に分析し、数値化したものを定期的に取り締役に報告しています。取締役会をはじめとする意思決定機関は報告されたリスク量を評価、分析した上で、投資判断を行い、当社グループの事業全体のリスクコントロールを図っています。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社グループが判断したものです。

(1) 海運市況の変動

当社グループの主たる事業分野である海運事業の運賃・備船市況は、世界各国の景気動向や商品市況、政治・社会的な要因及び自然現象・災害等の影響、海上荷動き量や船腹供給量等の増減を受けた船腹需給の不均衡等の影響により、大きく変動する可能性があります。当社グループは2021年3月末時点で、ドライバルク船、油送船、自動車船、LNG船、コンテナ船など約810隻の船舶を運航し、資源から製品まで様々な種類の貨物を運んでおります。貨物・船型ごとに需給があり、それぞれに市況が形成されておりますが、それらの市況には相関関係が高いものがある一方、経済環境によってはマイナスの相関が働いて相互に打ち消し合うものもあります。中長期契約を結ぶことができる船種であるか、どの程度の市況エクスポージャーを持つかも勘案しつつ、最適な事業ポートフォリオを組むことによって、リスクを軽減しながら、より高く安定的なリターンへの追求に努めております。また、顧客との長年の信頼関係で築き上げた中長期契約により、安定した将来のキャッシュフローを堅実に積み上げ、運航コスト削減に努めることによって、海運市況変動による業績変動のリスク軽減に努めておりますが、当社想定を大きく超える大幅な市況下落は当社グループの損益に悪影響を及ぼします。

(2) 為替レートの変動

当社グループの事業では、売上のうち、米ドル建ての海上運賃収入が多くを占めております。費用についても、船舶資本費、燃料費、海外における荷役費・一般管理費等、米ドル・現地通貨建ての費用があります。費用のドル化を進めるとともに、通貨ヘッジ取引を行い、米ドルの為替レート変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、外貨建て収入が費用を上回っていることにより、他の通貨に対する円高（特に米ドルに対する円高）は当社グループの損益に悪影響を及ぼします。また、海外子会社が保有する船舶資産やそれにかかわる負債等、外貨建てのものを有するため、円建ての連結貸借対照表においては、換算時の為替レートにより、元の現地通貨における市場価値が変わらなかったとしても、計上する換算価値が影響を受ける可能性があります。

(3) 船舶燃料油価格の変動

当社グループの事業では、船舶運航のための燃料の調達が不可欠なものとなっております。燃料費については、燃料ヘッジ取引により調達コストの平準化・削減に努めておりますが、その上昇は当社業績へ悪影響を及ぼします。船舶燃料油の市場価格は概ね原油価格に連動しており、世界の景気動向、産油地域をはじめとする地域情勢、米国を中心とする在庫水準、投機資金の流入等により影響を受ける可能性があります。また、今後SOx（硫黄酸化物）やCO2の排出量を抑制する環境規制の強化・拡大に伴い、環境負荷の低い良質な燃料の使用、追加設備の船舶搭載が求められ、燃料油コストや船舶コストの上昇が予想されます。当社グループは顧客の理解を得ながら運賃等への反映を行ってまいります。全てのコスト上昇を反映できない場合には、燃料油価格の変動等で当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 金利の変動

当社グループの事業では、船舶等の新設や更新のために、継続的な設備投資を行っております。有利子負債の削減に努めておりますが、運転資金及び設備資金は主として外部借入れにて行っております。固定金利での借入れや金利スワップ取引により金利の固定化を進めておりますが、変動金利で調達している資金については、金利の変動の影響を受けます。また、金利の変動により、将来の資金調達コストが影響を受ける可能性があります。

(5) 公的規制

当社グループの主たる事業分野である外航海運業では、設備の安全性や船舶の安全運航のために、国際機関及び各国政府の法令、船級協会の規則等様々な公的規制を受けております。また、その他の事業分野も含め、事業を展

開する各国において、事業、投資の許可をはじめ、運送、通商、独占禁止、租税、為替規制、環境、各種安全確保等の法規制の適用を受けております。これらの規制を遵守するためにはコストが発生しており、また、これらの規制が変更された場合、若しくは新たな規制等が導入された場合には、新たなコストが発生する可能性があります。加えて、当社グループは、これらの規制の遵守体制を構築し、運用状況について情報収集を行っておりますが、関係当局による調査の対象となることや、その調査の結果によっては処分や処罰を受けることがあります。それらにより、当社グループの活動が制限される可能性や、事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 気候変動リスク

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択、各国で批准されたのを機に、気候変動や地球温暖化の原因とされる温室効果ガス（GHG）の削減を目的とした取り組みが世界的に進められております。今後、地球温暖化対策として規制の強化等により、これらに関連する対策費用が増加した場合や、特定地域における法令又は規制を遵守することが困難になった場合には、当該地域における当社グループの事業運営が影響を受ける可能性があります。

船舶は世界中の海上を移動するため、一国だけで対処することができない問題が多く、国際的な取り組みが不可欠であるため、国際海運におけるGHG排出目標は国際海事機関（IMO）において決定されました。

当社グループは気候変動リスクの重要性を認識し、2020年6月にIMO目標の達成へ向けたコミットメントをより明確化した「商船三井グループ 環境ビジョン2.0」を制定しましたが、加速する世の中の動きを踏まえ、2021年度には「環境ビジョン2.1」にアップデートします。環境ビジョン2.1では、ネットゼロエミッション目標時期の前倒し（2050年まで）、インターナルカーボンプライシング導入、クリーン代替燃料の導入、省エネ技術の導入、及び効率運航の深度化を通じて、ネットゼロを可能にするビジネスモデル構築、低・脱炭素事業の拡大に取り組みます。しかしながら、これらの取り組みでも気候変動リスクを完全に回避することは困難であり、地球温暖化対策として規制の強化等により、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(7) 取引先との関係

当社グループが船舶を調達するにあたっては、自らが保有するほか第三者からの備船による場合があります。また船舶の投入先については、特に鉄鋼原料船、油送船、LNG船部門等において、顧客との中長期契約に基づく安定利益の積み上げを重視しております。それらの取引先の経営状態の悪化や船舶を投入予定のプロジェクトの遅延等により、契約の全部または一部が履行されない場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの顧客は、製造業、小売業、エネルギー関連等多岐にわたっております。これら取引先の開発、生産、販売計画等の動向により、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

(8) 投資計画の進捗に関わる影響

当社グループは、競争優位を保ち、リターンをより確かなものにするべく、海洋事業を中心として当社グループが強みを持つ分野に経営資源を重点的に投入しておりますが、投資先の関係国の政治情勢、経済状況、自然災害、関係国政府の方針変更・規制・制裁、パートナーの動向、技術的課題、投資相手先の信用リスク等によって、投資が想定通りに進捗せず、投下資金の回収不能、撤退の場合に追加損失が発生するリスク、及び計画した利益が上がらないなどのリスクを負っております。

船舶投資等は新造船の発注から竣工までには数年の年月を要します。その間の輸送需要の変化で業績が影響を受ける可能性があります。建造中の事故等に伴う納入遅延の可能性や、造船所の経営難など造船所自体に関わる要因によっても影響を受ける可能性があります。

新規の投資決定にあたっては、投資の意義・目的を明確にした上で、投資のリスクの可能性・規模を認識・測定し、事業特性を踏まえて決定した投下資金に対する利回りが期待収益率を上回っているか否かを評価し、選別を行っております。しかしながら、このような投資評価の段階での案件の選別を厳格に行っておりますが、期待する利益が上がらないというリスクを完全に回避することは困難であり、事業環境の変化や案件からの撤退等に伴い、当社の業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。また、融資においては、融資先の財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握や軽減を図っておりますが、融資先の信用リスクの悪化に伴う貸倒引当金の計上等により、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(9) 船舶の運航

当社グループは、「安全運航と海洋・地球環境の保全」を経営理念に掲げ、独自の「MOL安全管理制度」を確立し、船員教育や訓練システムを充実させて事故を起こさないよう万全の体制をとっております。しかしながら、常時約810隻（短期備船等を含む）の船舶を世界中で運航しており、万一洋上で不慮の事故、特に油濁事故及びそれに起因する海洋汚染等が起こった場合は事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは運航する船舶への海賊・テロ行為について対策を講じておりますが、万一襲撃を受けた場合は事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、2020年7月にばら積み貨物船WAKASHIO（長鋪汽船株式会社の子会社から当社が

チャーター)がモーリシャス島沖で座礁し、燃料油が流出した事故を踏まえ、現場である本船側のみならず、当社陸上側からの支援体制、船主、船舶管理会社の管理体制を見直しました。また、再発防止策の取り組みにおいては、推定原因に対して、安全意識の不足に対する再発防止、安全航海に必要な規程の確認不足及び履行不十分に対する再発防止、運航品質の強化、及びハードウェア対応の4項目を軸に、総額約5億円相当をこれら再発防止策に投じます。当社、船舶、および船主を含む関係先と着実にこれら再発防止策を実行する体制を共に築き、サプライチェーン全体における安全品質水準の一層の向上に向けて継続的に取り組みます。

(10) 自然現象・災害、及び伝染病に関するリスク

地震等の災害や感染症の流行により、当社グループの運航船・事業所・設備や社員に被害が発生し、事業活動に支障が生じる可能性があります。

当社グループでは、災害や感染症の流行に際して、運航船と役職員の安全を最優先に確保し、事業の中核である「海上運送サービス」の提供継続と、万が一それが中断した場合に早期復旧を図ることを目的に、事業継続計画(BCP)を策定しております。この事業継続計画では、船舶の安全運航維持に関わる業務、運送契約、傭船契約の履行、財務手当て、要員確保等の実施に向けて対応組織、権限等を整備し、具体的な実施手順をマニュアル化しております。また、以前から災害等を想定した本社・社外での訓練等を定期的に実施し、そこで明確になった課題に対処することで、より実効性を高めております。しかし、これによっても災害等による被害を完全に回避できるわけではなく、被害発生時に当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

<新型コロナウイルス感染拡大による影響>

新型コロナウイルスの感染拡大リスクに対して、当社は2020年2月3日に対策本部を立ち上げ、如何なる状況にあっても、当社の社会的使命である輸送インフラとしての役割を、物資の安定的な輸送継続を通じて果たすべく、次の3点を最重要課題と掲げ、対応してきました。

- ①当社運航船の安全運航、安定輸送の徹底
- ②顧客・取引先等と当社役職員の安全確保・感染拡大の防止
- ③感染拡大リスクの長期化を想定した上での事業継続体制の構築

なお、当社は2020年3月9日に本社・全支店を全面的な在宅勤務に移行させ、感染拡大状況にあわせて在宅勤務比率を調整し、当社役職員の安全確保、及び感染拡大防止に努めています。

(11) 情報システム事故等による影響

当社グループの事業及び業務は、情報システムに大きく依存しており、重大ICTインシデント(ICTシステム障害、サイバー攻撃、自然災害、オペレーションミス等を起因として発生または発生の可能性があるセキュリティ・プライバシーの侵害及び当社グループの信頼低下等)が発生した場合には、当社グループの事業が大きな影響を受ける可能性があります。当社グループでは「重大ICTインシデント対策本部規程」及び「重大ICTインシデント対応ガイドライン」において、グループ共通のインシデントレベルの判断基準、インシデントレベルに応じた対応方針を定めております。重大なICTインシデントが発生した場合には、対策本部が設置され、ステークホルダー(株主、顧客、メディアなど)への報告・説明、技術的・法的対応等を速やかに組織的に実施し、当社グループの利益、ブランド、信用を著しく損なう事態の発生を防ぐ体制としております。

(12) 船舶等の売却等における影響

当社グループは、海運市況の動向や船舶の技術革新による陳腐化、又は公的規制の変更等による使用制限等により、保有する船舶を売却する場合や傭船する船舶の傭船契約を中途解約する場合があります。また、海運市況の悪化に伴い、保有する船舶の固定資産の収益性が低下し、減損損失を計上する可能性があります。その結果として、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(13) 投資有価証券における評価損の影響

当社グループは、投資有価証券のうち時価のあるものについて、期末最終営業日の市場価格による時価評価を行っております。その結果、株式市況の変動等により投資有価証券評価損を計上し、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(14) 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、将来の課税所得の見積りに基づいて繰延税金資産の回収可能性を評価しております。その見積額が減少し、将来において繰延税金資産の一部又は全部が回収できないと判断した場合、あるいは税制変更等による税率の変更があった場合、繰延税金資産を取崩し、税金費用を計上することとなり、当社グループの業績及び財

務状況が影響を受ける可能性があります。なお、当社及び一部の連結子会社は、2020年度から連結納税制度を適用しております。

なお、上記は当社グループの事業その他に関し、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、ここに記載されたものが当社グループのすべてのリスクではありません。また、将来の予測等に関する記述は、現時点で入手された情報に基づき合理的と判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されております。従い、実際の業績は、見通しと異なる結果となる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減額 / 増減率
売上高 (億円)	11,554	9,914	△1,639 / △14.2%
営業損益 (億円)	237	△53	△290 / -%
経常損益 (億円)	550	1,336	785 / 142.5%
親会社株主に帰属する 当期純損益 (億円)	326	900	574 / 176.0%
為替レート	¥109.28/US\$	¥105.95/US\$	△¥3.33/US\$
船舶燃料油価格 ※	US\$467/MT	US\$355/MT	△US\$112/MT

※平均補油価格（全油種）

当期の対ドル平均為替レートは、前期比¥3.33/US\$円高の¥105.95/US\$となりました。また、当期の船舶燃料油価格平均は、前期比US\$112/MT下落しUS\$355/MTとなりました。

当期の業績につきましては、売上高9,914億円、営業損益△53億円、経常損益1,336億円、親会社株主に帰属する当期純損益は900億円となりました。なお、当社持分法適用会社OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.（以下「ONE社」）の損益改善などにより、営業外収益で持分法による投資利益として1,329億円を計上いたしました。うち、同社からの持分法による投資利益計上額は1,195億円となります。

売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大に起因する自動車船事業における完成車輸送台数の大幅な減少やドライバルク船市況の下落等の要因があり、前年同期比1,639億円減収の9,914億円となりました。

経常損益は、輸送需要の停滞が顕在化した事業があった一方、エネルギー輸送事業を中心とした安定的な利益の確保に加えて、コンテナ船事業では、当社持分法適用会社ONE社においてスポット賃率が前年同期を上回るレベルで推移し、大幅な増益を達成したことから、前年同期比785億円増益の1,336億円となりました。ドライバルク船事業は、ケーブサイズ、パナマックス共に総じて市況環境は回復基調で推移したものの、当社連結子会社MOL BRIDGE FINANCE S. A.社において、持分法適用関連会社GEARBULK HOLDING AGに対する貸付金について貸倒引当金繰入額を計上したため、前年同期比163億円損益悪化の△42億円となりました。エネルギー輸送事業では、油送船事業における安定的な長期契約の履行や春先の市況高騰をとらえた有利契約の獲得に加え、LNG船・海洋事業において新規竣工・稼働があり安定収益を積み増し、前年同期比43億円増益の297億円となりました。製品輸送事業では、自動車船事業において、世界的な完成車減産の影響を受けて損益悪化となった一方、上述のコンテナ船事業の増益が寄与し、前年同期比959億円増益の1,026億円となりました。

また、船隊の若返りと競争力を高めるための船舶売却等により、特別利益を186億円計上しました。一方で、海洋事業におけるFSRUに関する減損損失や、各事業における不採算船の処分、並びに石油製品船事業のシンガポール拠点への集約や自動車船事業における日産専用船(株)との組織合理化等に関する事業再編関連損失等、特別損失を501億円計上しました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比574億円増益の900億円となりました。

セグメント毎の売上高及びセグメント損益（経常損益）、それらの対前期比較及び概況は以下の通りです。

上段が売上高（億円）、下段がセグメント損益（経常損益）（億円）

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	増減額/増減率
ドライバルク船事業	2,771	2,221	△549 / △19.8%
	120	△42	△163 / -%
エネルギー輸送事業	2,982	2,875	△106 / △3.6%
	254	297	43 / 17.1%
製品輸送事業	4,768	3,964	△804 / △16.9%
	67	1,026	959 / 1,423.8%
うち、コンテナ船事業	2,276	2,205	△70 / △3.1%
	41	1,171	1,129 / 2,746.2%
関連事業	1,220	981	△239 / △19.6%
	123	94	△28 / △23.5%
その他	227	225	△2 / △0.9%
	34	26	△7 / △23.0%

(注) 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

① ドライバルク船事業

ケープサイズの上半期の市況は、中国の需要回復及び運賃先物上昇による相乗効果で改善し、全般的に底堅く推移しました。下半期は、旺盛な中国の原料需要に加え日韓欧等の需要も回復したことで、秋口に再度上昇したものの、以後は下落基調で推移しました。12月半ばには中国揚地での滞船増加を背景に堅調となる場面があり、また3月上旬からは好調なパナマックス市況が波及し上昇基調の時期もありました。パナマックスの上半期の市況は、旺盛な南米出しの穀物の輸送需要に支えられ、夏場にかけて上昇した後は中国向け石炭輸送需要の減少により低調に推移しました。下半期は、北米穀物等の輸送需要に下支えされ、年明け以降では堅調な中国向けの石炭需要と天候不順により南米穀物の収穫時期が遅れ積地で滞船が生じるとの観測、さらに代替として北米穀物の需要が高まったことから船腹需給が引き締まり急騰し、高値圏で推移しました。

一方で、木材チップ船とオープンハッチ船においては、中国向け製紙原料とパルプの輸送需要に回復は見られたものの、全般的に低調な荷動きと市況の影響を受けました。また、当社連結子会社MOL BRIDGE FINANCE S.A.社において、持分法適用関連会社GEARBULK HOLDING AGに対する貸付金について貸倒引当金を計上したため、ドライバルク船事業全体では、前年同期比で大幅な損益悪化となりました。

② エネルギー輸送事業

<油送船>

原油船市況は、原油安を受けた洋上備蓄需要の高まりにより春には歴史的な高値を記録しましたが、その後は備蓄需要解消や協調減産の継続により荷動きが回復せず、下落基調が続きました。石油製品船市況は、原油船同様に春に高値を記録した後、製油所稼働率の低下から荷動きが低迷したため、夏場にかけて下落基調となり、その後も低調に推移しました。このような市況環境下において、安定的な長期契約の履行に加え、市況の歴史的な高値をとらえて有利契約を獲得したこと等により、油送船部門全体としては前年同期比で大幅な増益を達成しました。

<LNG船・海洋事業>

LNG船部門においては、新たにLNG船4隻及びLNG燃料供給船1隻の契約が開始した他、既存の長期貸船契約を主体に安定的な利益を確保し、前年同期比で増益となりました。海洋事業部門においては、FPSO事業で既存プロジェクトが順調に稼働し黒字を計上しましたが、FSRU事業では1隻を従来契約完了後に次の長期契約まで短期契約に投入した結果、前年同期比で損益悪化となりました。

③ 製品輸送事業

<コンテナ船>

コンテナ船は、当社持分法適用会社ONE社において、北米航路を中心に巣ごもり需要を背景とした夏場以降の旺盛な荷動きがあった一方、労働者不足に伴う港湾混雑の発生やアジアにおけるコンテナ不足など様々な理由で供給面の制約があったことにより、スポット賃率は前年同期を大幅に上回るレベルで推移しました。また燃料油価格が総じて安値圏を維持したこともあり、前年同期比で大幅な増益となりました。

<自動車船>

完成車の輸送台数は、新型コロナウイルスの流行による世界的な完成車減産の影響を受けて、第3四半期以降回復したものの、前年同期比では大きく減少しました。解撤や返船を含む船腹供給量の調整、停船による費用削減等、業績への影響を最小限に留める対策に取り組みましたが、前年同期比で大幅な損益悪化となりました。

<フェリー・内航RORO船>

フェリー・内航RORO船については、新型コロナウイルスの影響により旅客が大幅に落ち込みました。フェリー船内やターミナルでの感染症対策を強化するなど、ウィズ・コロナの施策を進め、政府のGo Toトラベル事業を追い風に一時回復が見られましたが、年初以降の感染の再拡大に伴い、総じて低調に推移しました。一方、荷動きは航路により濃淡はあるものの足元では回復基調にありますが、全般的には前期を下回る状況が継続した結果、損益は前年同期比で悪化しました。

④ 関連事業

不動産事業においては、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル(株)による、新規物件取得が寄与し、前年同期比で増益となりました。客船事業は11月から運航再開となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため多くのクルーズ運航中止を余儀なくされ、前年同期比で大幅な損益悪化となりました。曳船事業も作業対象船の入出港減少により、前年同期比で減益となりました。また旅行事業においても海外渡航需要の減少によって前年同期比で損益悪化となりました。その他の商社等の業績は概ね堅調に推移しましたが、関連事業セグメント全体では前年同期比で減益となりました。

⑤ その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業などがありますが、前年同期比で減益となりました。

(2) 生産、受注及び販売の実績

当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）は「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載したとおり、5つの事業区分からなり、提供するサービス内容も、多種多様であります。従って、受注の形態、内容も各社毎に異なっているため、それらをセグメント毎に金額、数量で示しておりません。

セグメントの売上高

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
ドライバルク船事業	222,175	80.2
エネルギー輸送事業	287,589	96.4
製品輸送事業	396,469	83.1
うち、コンテナ船事業	220,583	96.9
関連事業	98,126	80.4
その他	22,577	99.1
計	1,026,938	85.8
調整額	(35,512)	—
合計	991,426	85.8

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ31億円減少し、2兆955億円となりました。これは投資有価証券等が増加した一方、船舶、建設仮勘定等が減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ610億円減少し、1兆3,964億円となりました。これは長期借入金、短期社債等が減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ579億円増加し、6,991億円となりました。これは主に利益剰余金が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ、3.1ポイント上昇し、27.6%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、188億円減少し、834億円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が1,003億円、持分法による投資損益が△1,329億円、減価償却費が857億円となったこと等から、988億円（前年同期1,007億円）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主にエネルギー輸送事業の船舶を中心とする固定資産の取得及び売却等により△546億円（前年同期△1,072億円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出等により△617億円（前年同期△7億円）となりました。

(5) 財務戦略

当社グループは2021年4月に策定した経営計画「ローリングプラン2021」において、財務目標はネットギアリングレシオ1.0倍とし、2027年度までの達成を目指します。2021～2023年度の3年間でフリーキャッシュ・フロー1,000億円を創出し、財務体質の改善・ネットギアリングレシオの引き下げを図ります。

① 資金調達の方針

当社は事業活動を支える資金調達に際して、調達の安定性と低コストを重視しております。

また、金利変動リスクや為替変動リスク等の市場リスクを把握し、過度に市場リスクに晒されないように金利固定化比率や借入通貨構成を金利スワップや通貨スワップ等の手法も利用しながら、リスクを許容範囲に収めるようにしております。

② 資金調達の多様性

当社は調達の安定性と低コスト調達を実現するために、調達方法の多様化や調達期間の分散を進めております。

運転資金並びに船隊整備に必要な設備資金は、直接・間接調達に加え、従来より船主からの備船といった手法も活用し、有利子負債を過度に増加させることなく、低コストかつ安定的な船腹の整備を行っております。

直接調達については、2021年4月に劣後特約付社債を500億円発行しました。また、2021年3月末の国内普通社債発行残高は860億円となっております。2018年8月及び9月に資金用途を環境関連プロジェクトに限定したグリーンボンドを機関投資家向け（期間5年、50億円）及び個人投資家向け（期間5年、50億円）に発行しました。また、2019年7月に資金用途をSDGs全般に拡大したサステナビリティボンドを機関投資家向け（期間4年・6年、夫々50億円）及び個人投資家向け（期間6年、100億円）に発行しました。このようなESG債や個人投資家向け社債については、環境や社会に貢献したいという投資家のニーズを形にする機会を提供するとともに、新たな投資家層を拡大する手段として引き続き活用を図ります。円滑な直接調達を進めるため、当社は国内2社及び海外1社の格付機関から格付を取得しており、2021年3月末時点の発行体格付は格付投資情報センター（R&I）「BBB」、日本格付研究所（JCR）「A-」、ムーディーズ（Moody's）「Ba2」となっております。また、短期債格付（CP格付）についてはR&I/JCRより「a-2」/「J-1」を取得しております。

当社は500億円の社債発行登録や1,000億円のCP発行枠を設定しているほか、政府系や内外金融機関との幅広い取引関係をベースとする銀行借入により、運転資金需要や設備資金需要にも迅速に対応できるものと考えております。

③ 資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、ドライバルク船事業、エネルギー輸送事業、及び製品輸送事業運営に関する海運業費用です。この中には燃料費・港費・貨物費等の運航費、船員費・船舶修繕費等の船費及び借船料などが含まれます。このほか物流事業の運営に関わる労務費等の役務原価、各事業についての人件費・情報処理費用・その他物件費等の一般管理費があります。

また、設備資金需要は注力分野である海洋事業やLNG船への投資やそれ以外の船舶・物流設備・不動産等への投資があり、当連結会計年度中に1,073億円の設備投資を実施しました。また、「ローリングプラン2021」においては、低・脱炭素案件への環境投資を含め設備投資約4,500億円を2021～2023年の3年間で予定しておりますが、営業キャッシュ・フローを着実に積み上げるとともに、資産・事業などの売却・キャッシュ化を進めることでフリーキャッシュ・フロー1,000億円を確保する見込みです。確保したキャッシュ・フローについては、財務体質の改善に優先的に充当し、ネットギアリングレシオの引き下げを図ります。当面の間は、連結配当性向20%を目安として業績に連動した配当を行い、経営課題として配当性向の向上にも取り組む方針です。

④ グループ資金の効率化

当社及び主要子会社間でキャッシュマネージメントサービス（CMS）を導入しており、グループ内の資金効率化を図ることにより、外部借入の削減に努めております。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されており、その作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)並びに2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しておりますが、次の重要な会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。また、当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

・固定資産の減損

当社グループは、資産又は資産グループが使用されている事業の経営環境及び営業活動から生ずる損益等から減損の兆候判定を行っており、減損の兆候が識別された場合、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて回収可能価額まで減損処理を行うこととしております。将来の市況悪化等により減損の兆候及び認識の判定の前提となる事業計画等が修正される場合、減損処理を行う可能性があります。

・貸倒引当金

当社グループは、売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えて回収不能となる見積額を貸倒引当金として計上しております。将来、債務者の財政状況の悪化等の事情によってその支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

(7) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当期は、前期末頃から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、世界的な製造業の生産活動停止による大幅な荷動き停滞が顕在化し、当社事業においても、自動車船の他、フェリーRORO船・客船などがその影響を大きく受けました。一方、エネルギー輸送事業においては、長期契約を主体とする安定事業としてLNG船・FPSO事業が期初の見通し通りに推移したほか、油送船は原油価格低迷時の洋上備蓄需要により船腹需給が好転し、好業績をあげることができました。また製品輸送事業のうち、コンテナ船事業においても、Ocean Network Express (ONE) 社が旺盛な輸送需要と堅調な運賃市況を背景に大幅な収益改善となりました。結果として、当社は全てのセグメントにおいて前年度を大きく上回り、経常利益1,336億円、親会社株主に帰属する当期純利益は901億円を達成しました。また、財務指標については、ROE 16.5%、ギアリングレシオ1.78倍 (ネットギアリングレシオ1.63倍) となり、経営計画「ローリングプラン2020」で掲げている利益水準・財務指標の中期的目標を上回る結果となりました。

2021年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による世界経済の大変動と環境問題による世界経済の組み換えを想定し、当社は新たな企業理念・グループビジョン・MOL CHARTSの下、経営計画「ローリングプラン2021」を策定の上、更なる飛躍のために成長軌道復帰に向けて着実に歩む年とします。経営計画の主な内容は第2 事業の状況 1 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。なお、「ローリングプラン2021」で掲げる利益計画・財務計画・投資計画は以下の通りです。

<利益計画>

2017年度にローリング型経営計画を導入した際に掲げた、中期的な利益水準目標としての経常利益800～1,000億円は、2021年度～2023年度にかけて安定的に達成します。

(単位：億円)

	2020年度 (実績)	2021年度 (見込)	2022年度 (見込)	2023年度 (見込)	2027年度 (目標)
ドライバルク営業本部	△42	130	110	130	170
エネルギー・海洋事業営業本部	297	260	300	390	520
製品輸送営業本部	1,026	550	290	290	450
関連事業	94	100	130	130	200
その他、調整(消去・全社)	△40	△40	△30	△40	△40
経常利益 合計	1,336	1,000	800	900	1,300
	(実績)				
ドル円 為替前提	105.95円/\$	105円/\$	100円/\$	100円/\$	100円/\$

<財務計画・投資計画>

2027年度の利益目標として経常利益1,300億円、ROEは10～12%を安定的に維持することを目指します。また、財務目標はネットギアリングレシオ1.0倍とし、2027年度までの達成を目指します。2021～2023年度の3年間でフリーCF1,000億円を創出し、財務体質の改善・ネットギアリングレシオの引き下げを図ります。

	2020年度末 (実績)	2021年度末 (見込)	2022年度末 (見込)	2023年度末 (見込)	2027年度末 (目標)
<利益目標>					
経常利益	1,336 億円	1,000 億円	800 億円	900 億円	1,300 億円
ROE	16.5%	15%	10%	10%	10～12%
<キャッシュフロー>					
			(2021～23年度累計)		(2021～26年度累計)
営業CF (①)	988 億円		3,500 億円		8,000 億円
投資CF (②)	546 億円		2,500 億円		6,000 億円
うち、投資額			4,500 億円		10,000 億円
資産売却・キャッシュ化			▲2,000 億円		▲4,000 億円
フリーCF (①-②)	442 億円		1,000 億円		2,000 億円
<財務目標>					
ネットギアリングレシオ	1.63			1.25	1.00

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社グループが判断したものです。

4 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、主に船舶を対象に、以下の3点を基本方針としております。

1. 環境保全・省エネルギーの技術で、経済性との両立が期待できるもの
2. 安全性・信頼性の向上に寄与するもの
3. 新しい輸送技術・輸送システムに関するもの

上記3点に基づき、スマート SHIPPING 推進部、技術部、海洋技術部、商船三井システムズ株式会社で構成される技術革新本部を中心に、海上安全部と各営業本部が連携して研究開発に取り組んでおります。

近年は、省エネ、環境技術と高度な安全運航を実現するための技術の開発に力を入れております。当連結会計年度における主たる研究開発は、AR/VRの活用、AIを活用した実海域性能推定技術の開発やICTを活用した船内環境見える化システムの構築などの「高度安全運航支援技術」に関する研究開発、帆主機従型風力推進船の開発、主機関の廃熱利用や船内機器の最適調和運転などの「環境負荷低減技術」に関する研究開発などが挙げられます。

また技術研究所では、世界各地で補油された燃料油や船内で使用される機器潤滑油の性状を継続的に分析することで、低質油や潤滑油劣化に起因する機関事故の防止に成果を上げております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は818百万円となっております。

なお、研究開発活動については、特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度で総額107,309百万円の設備投資を実施しました。内訳は以下のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (百万円)
ドライバルク船事業	12,379
エネルギー輸送事業	50,966
製品輸送事業	24,789
うち、コンテナ船事業	5,504
関連事業	13,295
その他	282
調整額	5,595
合計	107,309

エネルギー輸送事業においては、50,966百万円の投資を行いました。その主たるものは、船舶であります。当連結会計年度においては、設備投資等により6隻、562千重量トンが増加しました。

製品輸送事業においては、24,789百万円の投資を行いました。その主たるものは、船舶であります。当連結会計年度においては、設備投資により4隻、72千重量トンが増加しました。

なお、ドライバルク船事業、エネルギー輸送事業及び製品輸送事業において、船隊の若返りと競争力を高めるため、25隻の老朽船・不経済船の売却を行いました。

船舶の売却

会社名	セグメントの名称	隻数	載貨重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
CYGNET BULK CARRIERS S.A.	ドライバルク船事業	1	54	589
PIONEER SHIPPING S.A. 他	エネルギー輸送事業	16	1,812	18,952
ICEFALL SHIPPING INC. 他	製品輸送事業	8	130	14,896
	うち、コンテナ船事業	-	-	-

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 船舶

2021年3月31日現在

セグメントの名称	区分	隻数	載貨重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)	
ドライバルク船事業	保有船	39	4,105	98,892	
	備船	229	20,628	-	
エネルギー輸送事業	保有船	113	12,165	376,355	
	備船	163	8,569	-	
	運航受託船	4	179	-	
製品輸送事業	保有船	72	2,020	139,865	
	備船	98	5,322	-	
	うち、コンテナ船事業	保有船	14	1,110	22,454
		備船	46	4,498	-
関連事業	保有船	1	4	4,092	
その他	備船	2	12	-	

(注) 載貨重量トン数には、共有船他社持分を含んでおります。

(2) その他の資産

① 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
大井物流センター他 (東京都品川区他)	製品輸送事業	コンテナ関連施設・ 倉庫等	1,543	9,470 (261,903)	-	11,013
神戸支店事務所他 (神戸市海岸通他)	関連事業	賃貸不動産	544	545 (11,258)	0	1,090
技術研究所他 (川崎市麻生区他)	その他	事務所等	676	361 (1,825)	0	1,038
鶴見寮他 (横浜市鶴見区他)	共通 (全社) (注)	社宅・社員寮・ 厚生施設等	5,033	5,820 (68,063)	26	10,880

(注) 各報告セグメントに配分していないため、「共通 (全社)」としております。

② 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
(株)宇徳	東扇島冷蔵倉庫 (川崎市川崎区)	製品輸送事業	1,638	1,312 (10,000)	60	3,010
商船三井フェリー(株)	苫小牧物流基地 (北海道苫小牧市)	製品輸送事業	4	476 (31,451)	-	480
ダイビル(株)	商船三井ビルディング (東京都港区)	関連事業	2,682	16,028 (4,652)	19	18,730
	秋葉原ダイビル (東京都千代田区)		7,011	9,598 (4,182)	52	16,662
	日比谷ダイビル (東京都千代田区)		3,771	27,066 (3,489)	41	30,878
	中之島ダイビル (大阪市北区)		13,679	9,605 (10,098)	43	34,933
	ダイビル本館 (大阪市北区)		11,261		345	
	新ダイビル (大阪市北区)		18,936	15,831 (8,427)	250	35,018
	梅田ダイビル (大阪市北区)		8,105	5,230 (4,528)	23	13,358
	青山ライズスクエア (東京都港区)		4,293	33,061 (2,985)	49	37,404

- (注) 1. ダイビル(株)の中之島ダイビル及びダイビル本館の土地は、中之島三丁目共同開発区域内における同社の所有地について記載しております。
2. ダイビル(株)の青山ライズスクエアは、不動産信託受益権であり、信託財産を自ら所有するものとして記載しております。

③ 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
TRAPAC JACKSONVILLE, LLC.	ジャクソンビルターミナル (Jacksonville, Florida, U.S.A.)	製品輸送事業	13,254	-	132	13,386

(注) 帳簿価額の「その他」は主に機械装置であります。

(3) 上記の他に主要な賃借及びリース設備

① 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
本社 (東京都港区)	製品輸送事業	コンテナ (貸手) 224,908個	10,017
		コンテナ (借手) 210,471個	10,451

- ② 国内子会社
該当はありません。

- ③ 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
TRAPAC, LLC.	Wilmington, California, U. S. A.	製品輸送事業	港湾施設及び 荷役機器他	6,700

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資に関しましては、今後の船腹需給予測等を勘案の上、決定しております。

一方、除売却に関しましては、案件毎に都度個別審議の上、決定しております。

当連結会計年度末における重要な設備の新設・取得・除売却の計画は次のとおりであります。

(1) 新設・取得

セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		着手及び完了予定		完成後の増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手(起工)	完了(竣工)	
エネルギー輸送事業	船舶	140,392	2,195	2020年4月～ 2024年4月	2021年5月～ 2025年3月	632千重量トン
製品輸送事業	船舶	40,191	7,123	2021年6月～ 2021年11月	2021年4月～ 2023年3月	255千重量トン
関連事業	建物(附属設備 を含む)	10,000	132	2021年12月～	2023年(予定)	延床20,300㎡

(注) 上記設備投資資金は、主として自己資金、借入金及び社債により調達する予定です。

(2) 売却

セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却予定時期	売却による減少能力
ドライバルク船事業	船舶	680	2021年度中	52千重量トン
エネルギー輸送事業	船舶	1,650	2021年度中	105千重量トン

(3) 除却

当連結会計年度末現在では、確定している重要な設備の除却はありません。

(注) 「第3 設備の状況」の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	315,400,000
計	315,400,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	120,628,611	120,628,611	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	120,628,611	120,628,611	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

<2011年7月25日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2011年7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名
新株予約権の数 ※	470個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	47,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,680円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2013年7月26日から 2021年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,680円 資本組入額 2,340円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2011年7月25日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長及び社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2011年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2011年7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 22名、従業員 35名、 国内連結子会社社長及び社長 33名
新株予約権の数 ※	1,210個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	121,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,680円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2013年7月26日から 2021年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,680円 資本組入額 2,340円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長及び社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2012年7月27日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2012年7月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数 ※	167個 [107]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	16,700株 [10,700]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,770円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月28日から 2022年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,770円 資本組入額 1,385円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。
ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2012年7月27日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2012年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2012年7月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 22名、従業員 33名、 国内連結子会社社長 30名
新株予約権の数 ※	828個 [548]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	82,800株 [54,800]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,770円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月28日から 2022年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,770円 資本組入額 1,385円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2013年8月1日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2013年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数 ※	388個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	38,800株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,470円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2015年8月2日から 2023年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,470円 資本組入額 2,235円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。
ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2013年8月1日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2013年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2013年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 38名、 連結子会社社長 33名
新株予約権の数 ※	1,160個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	116,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,470円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2015年8月2日から 2023年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,470円 資本組入額 2,235円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2014年8月1日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2014年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数 ※	290個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	29,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,120円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2016年8月2日から 2024年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,120円 資本組入額 2,060円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2014年8月1日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2014年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2014年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 19名、従業員 33名、 連結子会社社長 32名
新株予約権の数 ※	1,120個 [1,101]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	112,000株 [110,100]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,120円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2016年8月2日から 2024年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,120円 資本組入額 2,060円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2015年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2015年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名
新株予約権の数 ※	392個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	39,200株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,270円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2017年8月1日から 2025年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,270円 資本組入額 2,135円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2015年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2015年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2015年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 37名、 連結子会社社長 32名
新株予約権の数 ※	1,120個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり4,270円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2017年8月1日から 2025年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,270円 資本組入額 2,135円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2016年7月29日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2016年7月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数 ※	323個 [297]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	32,300株 [29,700]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,420円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2018年8月1日から 2026年6月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,420円 資本組入額 1,210円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2016年7月29日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2016年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2016年7月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 32名、 子会社社長 37名
新株予約権の数 ※	910個 [740]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	91,000株 [74,000]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,420円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2018年8月1日から 2026年6月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,420円 資本組入額 1,210円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2017年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2017年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数 ※	420個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	42,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり3,780円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2019年8月1日から 2027年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 3,780円 資本組入額 1,890円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。
ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2017年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2017年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2017年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 33名、 子会社社長 35名
新株予約権の数 ※	1,140個 [1,080]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	114,000株 [108,000]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり3,780円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2019年8月1日から 2027年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 3,780円 資本組入額 1,890円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
 - リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<2018年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の数 ※	430個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	43,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,943円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2020年8月1日から 2028年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,943円 資本組入額 1,471円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。
 ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2018年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2018年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 44名、 子会社社長 31名
新株予約権の数 ※	1,200個 [1,095]
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	120,000株 [109,500]
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,943円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2020年8月1日から 2028年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,943円 資本組入額 1,471円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2019年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名
新株予約権の数 ※	340個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,962円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2021年8月1日から 2029年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,962円 資本組入額 1,481円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。
ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2019年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2019年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 51名、 子会社社長 29名
新株予約権の数 ※	1,250個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	125,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,962円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2021年8月1日から 2029年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,962円 資本組入額 1,481円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2020年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び2007年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名
新株予約権の数 ※	330個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	33,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,105円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2022年8月1日から 2030年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,105円 資本組入額 1,052円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2020年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2019年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 19名、従業員 54名、 子会社社長 31名
新株予約権の数 ※	1,330個
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数 ※	133,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,105円(注)1.
新株予約権の行使期間 ※	2022年8月1日から 2030年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,105円 資本組入額 1,052円
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3.

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<2021年6月22日決議>

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員（上級管理職）及び当社子会社社長等で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、取締役会に委任する旨、2021年6月22日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2021年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員（上級管理職）及び当社子会社社長等で、新株予約権発行日にその地位にある者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	120,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1.
新株予約権の行使期間	2023年6月23日から2031年6月20日までの期間内で、取締役会において決定する。
新株予約権の行使条件	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3.

(注) 1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割若しくは株式交換を行う場合、又は、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社従業員及び当社子会社社長等の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。
3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権

を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	△1,085,657	120,628	—	65,400	—	44,371

(注) 2017年6月27日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は1,085,657千株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	79	53	646	385	106	54,522	55,791	—
所有株式数 (単元)	—	558,306	56,063	45,927	333,156	668	206,180	1,200,300	598,611
所有株式数の 割合 (%)	—	46.51	4.67	3.83	27.76	0.06	17.18	100	—

(注) 1. 自己株式1,006,261株は「個人その他」に10,062単元及び「単元未満株式の状況」に61株含めて記載しております。なお、自己株式1,006,261株は株主名簿上の株式数であり、2021年3月31日現在の実質所有株式数は1,005,033株です。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ24単元及び99株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	13,638	11.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	12,058	10.08
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,000	2.51
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	2,816	2.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,722	1.44
BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1(ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ノン トリーティー アカウント) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING-POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUC HY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	1,699	1.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,527	1.28
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	1,514	1.27
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,487	1.24
J P MORGAN CHASE BANK 385781(ジェーピー モルガン チェース バンク 385781) (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 J P, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,410	1.18
計	—	40,873	34.17

- (注) 1. 記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
2. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を次のとおり含んでおります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 10,791千株、株式会社カストディ銀行(信託口) 6,605千株
3. 2020年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社他共同保有が2020年5月29日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	株式 1,535	1.27
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (Black Rock Fund Managers Limited)	株式 150	0.12
ブラックロック・ライフ・リミテッド (BlackRock Life Limited)	株式 121	0.10
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (Black Rock Asset Management Ireland Limited)	株式 166	0.14
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (Black Rock Fund Advisors)	株式 1,092	0.91

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ． (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	株式 933	0.77
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド (BlackRock Investment Management(UK)Limited)	株式 239	0.20
計	株式 4,239	3.51

4. 2020年7月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社他共同保有者が2020年6月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)	株式 4,766	5.37
計	株式 4,766	5.37

5. 2020年8月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行他共同保有者が2020年8月24日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行以外については、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社三菱UFJ銀行	株式 872	0.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	株式 2,843	2.36
三菱UFJ国際投信株式会社	株式 940	0.78
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	株式 440	0.37
計	株式 5,096	4.23

6. 2021年1月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、野村証券株式会社他共同保有者が2021年1月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
野村証券株式会社	株式 184	0.15
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	株式 306	0.25
野村アセットマネジメント株式会社	株式 6,240	5.17
計	株式 6,730	5.58

7. 2021年2月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、三井住友信託銀行株式会社他共同保有者が2021年2月2日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
三井住友信託銀行株式会社	株式 2,487	2.06
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	株式 4,464	3.70
日興アセットマネジメント株式会社	株式 8,617	7.14
計	株式 15,569	12.91

8. 2021年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、株式会社みずほ銀行他共同保有が2021年2月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行以外については、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社みずほ銀行	株式 1,400	1.16
アセットマネジメントOne株式会社	株式 5,512	4.57
計	株式 6,912	5.73

9. 2021年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社他共同保有者が2021年3月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社三井住友銀行以外については、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	株式 4,521	3.75
株式会社三井住友銀行	株式 3,000	2.49
計	株式 7,521	6.24

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,015,200	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 119,014,800	1,190,148	同 上
単元未満株式	普通株式 598,611	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	120,628,611	—	—
総株主の議決権	—	1,190,148	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株 (議決権の数24個) 含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門 二丁目1番1号	1,005,000	—	1,005,000	0.83
旭タンカー株式会社	東京都千代田区内幸 町一丁目2番2号	9,800	—	9,800	0.01
大分海陸運送株式会社	大分県大分市大在2 番地	300	—	300	0.00
函館ポートサービス株式 会社	北海道函館市海岸町 22番5号	100	—	100	0.00
計	—	1,015,200	—	1,015,200	0.84

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,228株 (議決権の数12個) あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」及び「単元未満株式」に含まれております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	9,324	24,224,166
当期間における取得自己株式	1,354	5,505,125

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (注) 1.	35,873	232,784,489	72,072	467,166,070
保有自己株式数	1,005,033	—	934,315	—

(注) 1. 当事業年度のその他の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式34,300株、処分価額の総額222,544,902円) 及び単元未満株式の買増請求による売渡 (株式数1,573株、処分価額の総額10,239,587円) であります。また、当期間のその他は、単元未満株式の買増請求による売渡であります。

2. 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得及び買増請求による売渡による処分は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主への直接的な利益還元を経営上の基本方針としております。内部留保による資金を活用し企業体質の強化を図りつつ、1株当たりの企業価値向上に努め、当面の間は連結配当性向20%を目安として業績に連動した配当を行い、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組む方針としております。当事業年度の年間配当につきましては、1株当たり150円 (中間配当15円、期末配当135円) と決定いたしました。

なお、当社は、剰余金の配当につきましては、期末配当 (毎年3月31日を基準日) を株主総会の決議事項とし、中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

また、当社は、経営計画「ローリングプラン2021」において、財務体質が一定の改善を達成次第、2027年度を待たずに配当性向を見直すことを掲げております。財務体質はネットギアリングレシオ、および自己資本比率等を指標とし、配当性向の水準については東証上場企業の動向を踏まえて判断いたします。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社グループが判断したものです。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年10月30日 取締役会決議	1,793	15.0
2021年6月22日 定時株主総会決議	16,149	135.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ企業理念に基づき、経営計画（ローリングプラン）の推進とサステナビリティ課題への取り組みを通じてグループビジョンへの到達と中長期的な企業価値の最大化を図るため、①複数名の社外取締役を選任する（2021年6月22日現在の社外取締役は3名です。）②取締役会の諮問機関として、それらの社外取締役が過半数を占める任意の組織である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する、③東京証券取引所が定める独立役員の要件に加えて、当社独自の独立性判断基準を設けるなど、コーポレートガバナンスの充実に積極的かつ継続的に取り組んでおります。

海運事業の事業環境やリスクの態様は目まぐるしく変化するため、当社の経営にあたっては事業環境を正しく把握し、常にリスクに向き合い、攻守のバランスをとりながら経営資源を有効に活用するという高度な舵取りが求められます。多様なステークホルダーの意見やその他各種社会的要請も認識しながら、経営の透明性・公正性を確保しつつ、適切なリスク管理の下、迅速・果断に意思決定を行うことにより、持続的な成長を継続し、企業価値を高めていくことがコーポレートガバナンスの要諦であると考えております。

② 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保しつつ、それに加え、業務執行を行う社内取締役（執行役員を兼務しています。）相互の監督・牽制はもちろん、取締役会を業務執行も担う社内取締役と監督機能に特化した役割を果たす社外取締役とからなる構成とし、取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性、妥当性・効率性を実現することが当社の機関設計として適切であると考えております。このような考え方の下、当社は会社法が定める監査役会設置会社としております。

取締役会は、その決議により、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針を定めております。社長を経営の最高責任者とする当社グループの役員は、取締役会の監督と監査役会の監査に服しつつ、取締役会が定めた経営方針と上記基本方針に従い、業務執行を行っております。

a. 取締役会

取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議・決裁を行っております。

取締役会は、社内取締役6名と当社と利害関係のない社外取締役3名より構成されております。社外取締役は、当社と利害関係のない独立した立場で各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況についてチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表することで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしております。社外取締役に対しては、取締役会議案を事前に説明するとともに、重要な業務執行について都度報告を行うなどサポート体制を整えております。また、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わる重要なテーマについて、社内外の取締役、監査役で自由な意見交換を行う「戦略・ビジョン討議」を実施しております。

取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、自己アンケート、及びアンケート結果に基づく取締役会での討議により、その実効性についての評価・分析を毎年実施し、その結果を以後の取締役会運営の改善につなげております。2020年度に実施した実効性評価では、取締役会での審議事項に係る説明や資料の質の向上、審議事項の軽重や難易度に応じた審議時間の確保、及び全社経営戦略に照らした部門戦略や注力分野に関する議論を活性化すべく「戦略・ビジョン討議」の開催回数やテーマ設定などの拡充に関する意見があり、これらの点を課題として認識しました。このような認識を踏まえ、取締役会・戦略ビジョン討議の開催要領見直し、議論を有効にするための運営の工夫、さらには審議・議論すべき事項の整理・特定を実施し、取締役会運営の実効性向上に努めました。その結果、2021年5月に実施した実効性評価において、その実効性が概ね確保されているとの結論に至りました。一方、今後のコーポレート・ガバナンス強化に向けて認識された課題を踏まえ、2021年度における取り組み事項を次の通り策定しております。

(i) 今後のコーポレート・ガバナンスの方針を踏まえた取締役のスキルセットのあり方を検討・策定する。

(ii) 経営計画（ローリングプラン 2021）進捗の検証・評価と更に長期的な経営方針に関する審議時間を十分に確保し、その成果を次期経営計画へ適正に反映する。

(iii) 体系的なリスクマネジメント・内部統制の構築により、適切なリスクテイクを判断していくための体制を構築する。

(iv) 取締役会にて取り上げるテーマの選択を含め、重要議題に関する審議時間の確保に更に取り組む。

当社は、実効性評価をより有益なものとするため、評価項目につき毎年度見直しを行い、当該年度の実態に即した項目の追加等、その充実に努めております。

提出日時点での取締役会は、代表取締役会長執行役員 池田潤一郎を議長とし、橋本剛、小野晃彦、田中利明、松坂顕太及び日野岳穂の6名の社内取締役と藤井秀人、勝悦子、及び大西賢の3名の社外取締役より構成されております。

<新型コロナウイルス感染拡大への対応>

新型コロナウイルス感染拡大により、対面式での取締役会の開催を控えており、主にリモートでの開催としております。また係る状況下においても案件の審議を充実させるため開催回数を増やすなど、取締役会の実効性の向上に努めております。

b. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

取締役会の下に任意の組織として指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しております。社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性のあるものとするため、いずれも社外取締役を委員長として、社外取締役全員（3名）と会長、及び社長で構成される社外取締役が過半数の委員会としております。

指名諮問委員会では、取締役・執行役員の選解任及びその決定のために必要な基準と、後継者計画に基づき次期社長案（現社長の再任・解任を含む）について審議を行うことで、手続きの客観性及び透明性を高め、説明責任を強化します。報酬諮問委員会では、取締役・執行役員の報酬制度のレビューを適宜行い、長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを含む役員報酬のあり方について、「ステークホルダーの視点」を重視した客観的な立場から検討を行っております。なお、各委員会の委員に加え、社外監査役は審議の過程を把握するため各委員会に出席し、意見を述べるができることとしております。取締役会は両諮問委員会の答申内容を尊重し、必要な決議を行うこととしております。

提出日時点での指名諮問委員会は、取締役 大西賢を委員長とし、藤井秀人、勝悦子、池田潤一郎及び橋本剛の4名の委員から構成され、提出日時点での報酬諮問委員会は、取締役 藤井秀人を委員長とし、大西賢、勝悦子、池田潤一郎、及び橋本剛の4名の委員から構成されております。

c. 後継者計画

当社は、当社に相応しい社長・CEO(以下、「社長」)を適時適切に選定するために、社長の要件、社長選定プロセス、後継者候補の育成計画を内容とする社長の後継者計画を策定しております。2020年度は、当該計画に基づき指名諮問委員会にて次期社長案を審議し、12月11日開催の取締役会で決議しました。

d. コーポレート・ガバナンス審議会

当社のコーポレートガバナンス体制の充実・強化に関する課題全般について、社外の知見も取り入れながら自由闊達に議論できる場として、コーポレート・ガバナンス審議会を取締役会の傘下に設置しております。同審議会は取締役会への報告・助言を通じて、取締役会の実効性向上に寄与する効果も期待されます。

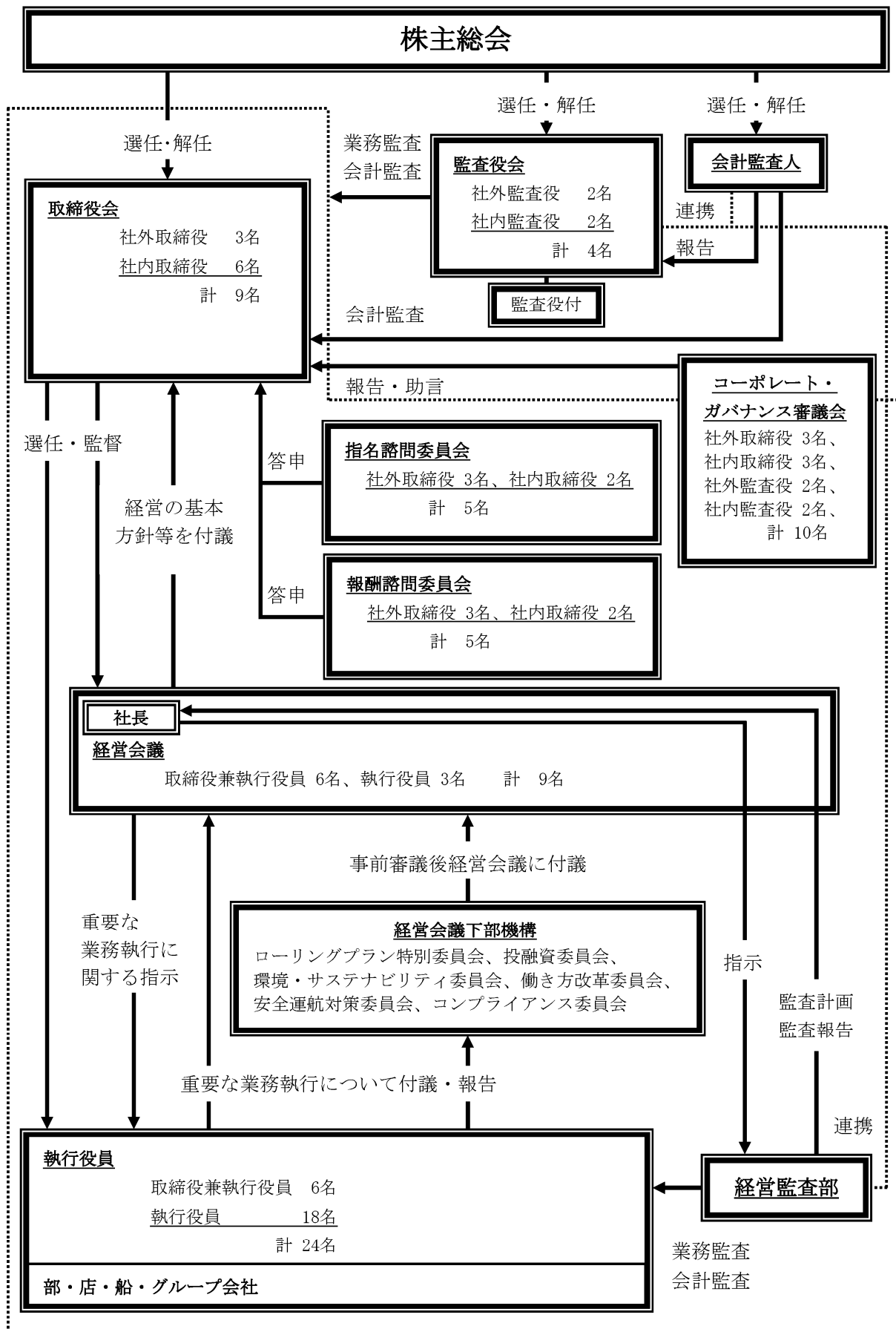
e. 業務執行体制

業務執行については、当社は2000年より執行役員制度を導入しております。取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員は、取締役会で決定された経営の最高方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っております。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議（議長：社長）は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議機関として機能しております。経営会議の下部機構として、6つの委員会を設置しており、それぞれの委員会のメンバーに加え、案件毎に関係する役員・部長が出席し、経営会議に付議される重要案件や部門を跨る案件などの検討・審議を行っております。

f. 監査体制

監査役会は、常勤監査役2名と当社と利害関係のない社外監査役2名より構成されております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査計画の策定や監査結果の報告・共有等を行い、期末には監査報告書を作成します。各監査役は取締役会その他重要な会議に出席して、審議・意思決定過程の監査を実施するとともに、取締役・執行役員・従業員との面談やグループ会社の調査を通じて、内部統制システムの構築・運用状況等を監査しております。会計監査は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人が監査を実施しております。これに加え、社長から指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部が、グループ会社を含めた内部監査を行っております。監査役会、会計監査人、経営監査部の三者は、密接な連携によって監査の実効性向上に努めております。

提出日時点での監査役会は、常勤監査役 武田俊明を議長とし、常勤監査役 加藤雅徳と社外監査役 山下英樹、及び井村順子により構成されております。



③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役ならびに当社の執行役員及び重要な使用人等の主要な業務執行者であり、保険料は全額当社が負担しています。

なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう、被保険者が私的な利益や便宜の供与を得たこと、また犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償は、上記保険契約によって補填されません。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項とその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

役員的主要略歴及び所有株式数

男性11名 女性2名 (役員のうち女性の比率15.4%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 会長執行役員	池田 潤一郎	1956年7月16日 生	1979年4月 当社入社 2004年6月 当社人事部長 2007年6月 当社定航部長 2008年6月 当社執行役員 2010年6月 当社常務執行役員 2013年6月 当社取締役専務執行役員 2015年6月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役会長執行役員(現職)	(注) 1	237
代表取締役 社長執行役員	橋本 剛	1957年10月14日 生	1982年4月 当社入社 2008年6月 当社LNG船部長 2009年6月 当社執行役員LNG船部長委嘱 2011年6月 当社執行役員 2012年6月 当社常務執行役員 2015年6月 当社取締役常務執行役員 2016年4月 当社取締役専務執行役員 2019年4月 当社代表取締役副社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長執行役員(現職)	(注) 1	107
代表取締役 副社長執行役員	小野 晃彦	1959年10月1日 生	1983年4月 当社入社 2010年6月 当社経営企画部長 2011年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 2015年6月 当社常務執行役員 2017年4月 当社専務執行役員 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2020年4月 当社代表取締役副社長執行役員(現職)	(注) 1	84
取 締 役 専務執行役員	田中 利明	1960年4月17日 生	1984年4月 当社入社 2011年6月 当社鉄鋼原料船部長 2014年6月 当社執行役員鉄鋼原料船部長委嘱 2015年6月 当社執行役員 2017年4月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役常務執行役員 2021年4月 当社取締役専務執行役員(現職)	(注) 1	46
取 締 役 専務執行役員	松坂 顕太	1961年1月14日 生	1984年4月 当社入社 2014年6月 当社LNG船部長 2015年6月 当社執行役員LNG船部長委嘱 2017年4月 当社執行役員 2018年4月 当社常務執行役員 2021年4月 当社専務執行役員 2021年6月 当社取締役専務執行役員(現職)	(注) 1	23
取 締 役 常務執行役員	日野岳 穰	1961年10月22日 生	1985年4月 当社入社 2012年6月 当社定航部長 2016年4月 当社執行役員定航部長委嘱 2018年4月 当社執行役員 2019年4月 当社常務執行役員 2021年6月 当社取締役常務執行役員(現職)	(注) 1	40

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	藤井 秀人	1947年12月13日生	1971年4月 大蔵省入省 2003年1月 財務省大臣官房長 2004年7月 同省主計局長 2006年7月 財務事務次官 2007年10月 株式会社日本政策投資銀行 副総裁 2008年10月 同行 代表取締役副社長 2015年6月 住友商事株式会社 顧問 (現職) 2016年6月 当社取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 住友商事株式会社 顧問	(注) 1	20
取締役	勝 悦子	1955年4月3日生	1978年4月 株式会社東京銀行 (現: 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1992年12月 株式会社日本総合研究所調査部 シニア・エコノミスト 1995年4月 茨城大学人文学部社会科学科助教授 (国際金融論) 1998年4月 明治大学政治経済学部助教授 2003年4月 同大学同学部教授 (現職) 2008年4月 同大学副学長 (国際交流担当) 2016年6月 当社取締役 (現職) 2019年3月 株式会社電通 (現: 株式会社電通グループ) 社外取締役 (監査等委員) (現職) (重要な兼職の状況) 明治大学政治経済学部 教授 株式会社電通グループ 社外取締役 (監査等委員) 独立行政法人国際交流基金 資金運用諮問委員会委員長 International Association of Universities (IAU), Board member	(注) 1	20
取締役	大西 賢	1955年5月19日生	1978年4月 日本航空株式会社入社 2009年4月 株式会社日本航空インターナショナル (現: 日本航空株式会社) 執行役員 同年6月 日本エアコミューター株式会社 代表取締役社長 2010年2月 株式会社日本航空インターナショナル (現: 日本航空株式会社) 管財人代理 (兼) 社長 同年11月 同社取締役 2011年3月 同社代表取締役社長 安全統括 (安全統括管理者) 同年4月 日本航空株式会社 代表取締役社長 安全統括 (安全統括管理者) 2012年2月 同社代表取締役会長 安全推進本部長 (安全統括管理者) 2013年4月 同社代表取締役会長 (安全統括管理者) 2014年4月 同社取締役会長 2018年4月 同社取締役 同年7月 同社特別理事 2019年6月 帝人株式会社 社外取締役 (現職) 同年6月 当社取締役 (現職) 2021年6月 かどや製油株式会社 社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 公益社団法人経済同友会 幹事 国際大学 理事 東洋大学 客員教授 帝人株式会社 社外取締役 かどや製油株式会社 社外取締役 Alton Aviation Consultancy Japan Co., Ltd, Senior Advisor	(注) 1	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役	武田 俊明	1964年1月21日生	1986年4月 当社入社 2015年6月 当社総務部長 2018年4月 当社秘書・総務部長 2019年6月 当社常勤監査役(現職)	(注)3	23
常勤監査役	加藤 雅徳	1961年10月5日生	1985年11月 当社入社 2013年6月 当社海上安全部長 2016年4月 当社執行役員 2017年4月 当社常務執行役員 2021年4月 当社顧問 2021年6月 当社常勤監査役(現職)	注)4	17
監査役	山下 英樹	1954年4月29日生	1982年4月 弁護士(現職) 第二東京弁護士会入会 1985年4月 山下英樹法律事務所(現山下・遠山法律事務所)開設 1993年3月 弁理士 2012年3月 株式会社アイセルネットワークス 社外監査役(現職) 2014年6月 当社監査役(現職) (重要な兼職の状況) 山下・遠山法律事務所 弁護士 株式会社アイセルネットワークス 社外監査役	(注)2	13
監査役	井村 順子	1960年5月7日生	1983年4月 宇宙開発事業団(現:宇宙航空研究開発機構)入社 1990年10月 朝日新和会計社(現:有限責任あずさ監査法人)入社 1993年5月 太田昭和監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)入社 1994年8月 公認会計士(現職) 2005年5月 新日本監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)パートナー 2011年6月 同社シニアパートナー 2015年9月 多摩大学大学院 客員教授(現職) 2018年7月 井村公認会計士事務所開設 2019年6月 当社監査役(現職) 同年12月 長谷川香料株式会社 社外監査役(現職) 2020年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役(監査等委員)(現職) (重要な兼職の状況) 井村公認会計士事務所 公認会計士 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役(監査等委員) 長谷川香料株式会社 社外監査役 多摩大学大学院 客員教授	(注)3	-
計					638

- (注) 1. 2021年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
2. 2018年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
3. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 2021年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 取締役 藤井秀人氏、勝悦子氏及び大西賢氏は、社外取締役であります。
6. 監査役 山下英樹氏及び井村順子氏は、社外監査役であります。
7. 当社では、経営の意思決定・監督と業務執行との役割を明確化し、取締役会の活性化と環境変化に迅速かつ的確に対応し得る効率的な業務執行体制の確立のために、2000年6月27日より執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役兼務者を除く)は18名であります。

8. 当事業年度の取締役会の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役 会長執行役員	池田 潤一郎	14回／14回（出席率100%）
代表取締役 社長執行役員	橋本 剛	14回／14回（出席率100%）
代表取締役 副社長執行役員	小野 晃彦	14回／14回（出席率100%）
取締役 専務執行役員	田中 利明	10回／10回（出席率100%）
取締役 専務執行役員	松坂 顕太	—
取締役 常務執行役員	日野岳 穰	—
取締役	藤井 秀人	14回／14回（出席率100%）
取締役	勝 悦子	14回／14回（出席率100%）
取締役	大西 賢	14回／14回（出席率100%）
常勤監査役	武田 俊明	14回／14回（出席率100%）
常勤監査役	加藤 雅徳	—
監査役	山下 英樹	14回／14回（出席率100%）
監査役	井村 順子	13回／14回（出席率 93%）

(注) 1. 取締役 田中利明氏は、2020年6月23日就任以降の取締役会への出席回数を記載しております。

2. 取締役 松坂顕太氏、日野岳穰氏、及び監査役 加藤雅徳氏は、2021年6月22日に就任しておりますので、取締役会の出席状況は記載しておりません。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役藤井秀人氏は、わが国の経済運営と政策金融に関わってこられた長年の経験と知見を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献いただいております。以上のことから、社外取締役として選任しております。

社外取締役勝悦子氏は、国際経済・金融の専門家としての幅広い知識と見識、大学経営に参画された経験及びグローバル人材育成に対する取り組みの経験と知見をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献いただいております。以上のことから、社外取締役として選任しております。

社外取締役大西賢氏は、日本航空株式会社の代表取締役社長、代表取締役会長を務められ、高度な経営経験に基づく高い見識を有しており、実践的、多角的な視点から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献いただいております。以上のことから、社外取締役として選任をお願いしております。

社外監査役山下英樹氏は、弁護士としての長年の経験や専門的知識並びに高い法令遵守の精神を有し、独立した客観的かつ公正な立場から経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行いただいております。以上のことから、社外監査役として選任をお願いしております。

社外監査役井村順子氏は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識を有し、上場会社等の法定監査及び上場準備会社の監査を多数担当されるなど、実績も豊富であり、客観的かつ公正な立場から経営・業務執行に対する監査を行う社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しております。

当社は、上記社外取締役及び社外監査役を上述の理由により社外取締役、社外監査役として選任しており、また、当社の定める「社外役員の独立性基準」（下記）に照らし、独立役員に指定しております。各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況について株主の立場に立ったチェックを行うことにより企業統治上大きな役割を果たしております。

なお、社外取締役及び社外監査役はともに取締役会に出席しており、取締役会における内部監査・会計監査・内部統制に関する決議・報告・討議に適宜参加・監査・監督をしております。

<社外役員の独立性基準>

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

イ. 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者(*a)または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者

*a 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう

ロ. 当社の現在の主要株主(*b)またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

*b 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう

ハ. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

ニ. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

ホ. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者

ヘ. 当社グループを主要な取引先とする者(*c)、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

*c 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払い（但し、主要な取引先とする者が個人の場合は、当社グループからの役員報酬の支払いを除く）を、当社グループから受けた者

ト. 当社グループの主要な取引先である者(*d)、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

*d 当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

チ. 当社グループの会計監査人またはその社員等、または過去3年間にそれらに該当していた者

リ. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(*e)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）、または過去3年間にそれらに該当していた者。

*e 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金額その他の財産上の利益をいう）

ヌ. 当社グループから一定額を超える寄付または助成(*f)を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）、または過去3年間にそれらに該当していた者

*f 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう

ル. 上記イからヌに該当する者（重要な地位にある者(*g)に限る）の近親者等(*h)

*g 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

*h 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

ヲ. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

③ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

社外取締役藤井秀人氏、勝悦子氏、大西賢氏及び社外監査役山下英樹氏、井村順子氏と当社との間に当社株式の保有を除いては人的關係、取引關係その他特別の利害關係はありません。

社外取締役藤井秀人氏は当社借入先の株式会社日本政策投資銀行の代表取締役副社長であったことがあります(2015年6月退任)、同行との間の取引の規模、内容に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

④ 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の効率性と健全性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するために、以下のとおり「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」を構築し運用しております。本方針は今後も継続的な改善を図るものとします。

イ. 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス>

(a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「常にコンプライアンスを意識し、社会規範と企業倫理に則って行動する」ことを価値観・行動規範(MOL CHARTS)のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス実現のため、その基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

(b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。

(c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。

(d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

<コーポレートガバナンス>

(e) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わりると共に、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督する。

(f) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。

(g) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

(h) 内部監査部門として社長から指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部を置く。

ロ. 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制

(a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。

(b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。

(c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。

(d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。

(e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

ハ. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書又は電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。

(b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

ニ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(a) 海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び備船料の市況が変動するため、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

(b) 船舶の安全運航

経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行い、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。

(c) 市場リスク

船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

ホ. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。

(b) 経営会議は社長執行役員が指名し、取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。

(c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行なう。

へ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(b) 経営監査部は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

ト. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する価値観・行動規範（MOL CHARTS）を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。

(b) グループ会社の経営管理については、グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。また、各社の事業内容によって管理担当部を定め、担当部長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握すると共に、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求め、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分する。但し、組織規程に基づき、会社組織の一部と位置付けられるグループ会社については管理責任者を定め、担当部長に代わり当該責任者がこれを行う。また、一部海外グループ会社については米州、欧州・アフリカ、およびアジア・中東・大洋州の各地域を統括する総代表が担当部長に代わりこれを行う。

(c) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。

(d) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。

チ. 監査役職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項

(a) 監査役職務を補助するため、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

(b) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。

(c) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。

リ。取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(a) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な項目について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員、及び従業員は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告できるものとする。

(b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

(c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。

(d) 経営監査部は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。

(e) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員、及び手続

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役2名及び当社と利害関係のない社外監査役2名により構成されております。当社監査役会は、最低1名は財務及び会計に関して相当程度の知見を有するものを含めており、また、社外監査役については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識等を有することを軸に2名を選定しております。現任監査役のうち社外監査役井村順子氏は、公認会計士の資格を有して会計監査業務に長年携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するための体制として、監査役の職務を補助する専属のスタッフ1名を配置しております。

監査役会は、監査方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。社外監査役を含む各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針及び監査計画等に従い、取締役、執行役員及び従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施します。①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査します。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査します。②内部統制システムについて、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明します。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計11回開催し、監査役の出席率は100%でした。年間を通じたような決議、報告、審議・協議がなされました。

< 監査役会での決議、報告、審議・協議 >

決議(9件)	監査方針・計画および業務分担、会計監査人の報酬等に対する監査役会同意、監査役及び補欠監査役選任議案に関する同意、監査報告書、会計監査人再任、等。
報告(47件)	取締役会議題の事前審議状況、グループ会社調査の計画・結果、内部監査部門・会計監査人との打合せ状況、コンプライアンス対応、期末役員面談、指名・報酬諮問委員会、等。
審議・協議(7件)	監査役報酬、取締役職務執行確認書、事業報告WEB開示、監査報告書、等。

< 各監査役の監査役会出席状況 >

役職名	氏名	出席回数
常勤監査役	実 謙二	11回/11回 (出席率100%)
常勤監査役	武田 俊明	11回/11回 (出席率100%)
社外監査役	山下 英樹	11回/11回 (出席率100%)
社外監査役	井村 順子	11回/11回 (出席率100%)

c. 監査役の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じ意見表明を行っております。当事業年度、取締役会への出席率は常勤監査役2名及び社外監査役1名が100%、社外監査役1名が93%（臨時開催の取締役会1回を欠席）でした。これに加え、主に常勤監査役が、経営会議、投融资委員会、コンプライアンス委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席するほか、社外監査役が、指名諮問委員会、報酬諮問委員会にそれぞれ1名出席しております。監査役は、意見交換会等を通じて社外取締役との情報共有も図っております。

常勤監査役は、代表取締役社長との面談を原則毎月行うほか、社内取締役との面談、部門長との面談、国内外グループ会社の調査を年間を通じて実施しております。また、内部監査部門、会計監査人と緊密な連携を維持するべく、各々との四半期毎の定例会、三者一堂に会する「三様監査連絡会」のほか、随時必要に応じて情報共有会、意見交換会を実施しております。国内グループ会社各社の監査役とは、年2回「グループ監査役連絡会」を開催して情報共有や意見交換を行い、グループ全体の監査役監査の品質維持・向上に努めております。これらの活動については、当事業年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響も踏まえてインターネット等を経由した会議・面談方式も活用しました。

年度末には、主として常勤監査役が取締役・執行役員と（一部社外監査役も同席）、監査役全員が代表取締役社長と面談し、職務執行状況を確認するとともに、必要に応じて提言を行っております。監査役会は事業報告及びその附属明細書、計算関係書類を受領し、その監査を行っております。

当事業年度において、監査役会は、主として、(a)コーポレートガバナンス体制の整備・運用状況と実効性向上策の実施状況、(b)コンプライアンス対応状況、(c)安全運航・運行及び環境保全強化策の浸透・実施状況、(d)経営計画の浸透・実施及びリスク管理の状況、(e)企業集団としての内部統制システムの構築・運用状況、(f)新型コロナウイルス感染拡大を受けた内部統制上の諸課題への対応状況、(g)会計監査報告書へのKAM (Key Audit Matters) の導入状況を重点監査項目として、以下の通り監査を実施しました。

(a)コーポレートガバナンス体制の整備・運用状況と実効性

改正会社法、改正コーポレートガバナンス・コード、SDGs等、時代の法的・社会的要請に応じたコーポレートガバナンス体制の整備・運用状況を確認するとともに、取締役会における発言等を通じて、経営判断やリスク管理の妥当性の確保に努めました。また、取締役会の実効性向上のために提言を行うとともに、実効性評価に基づく改善策の実施状況を確認しました。

(b)コンプライアンス対応状況

コンプライアンス委員会への出席、役職員との面談や内部監査部門との連携等を通じて、競争法、腐敗防止、不正会計防止、労働法規、個人情報保護をはじめとする各国の法制及び社会規範に対するコンプライアンス対応状況、並びに予防、早期発見・リカバリー、再発・風化防止策の構築・運用状況を確認し、必要に応じて提言を行いました。

(c)安全運航・運行及び環境保全強化策の浸透・実施状況

役職員との面談や関係会議への出席等を通じて、安全対策・環境保全強化策の浸透・実施状況を確認しました。当事業年度においては、特に、ばら積み貨物船WAKASHIOのモーリシャス島沖での座礁事故に関し、対応状況並びに再発防止策の策定・実施状況の確認に努めました。

(d)経営計画の浸透・実施及びリスク管理の状況

経営会議・委員会への出席、役職員との面談やグループ会社の調査等を通じて、「ローリングプラン2020」が掲げる「攻め」と「守り」の施策及び「組織の力の向上」の浸透・実施状況、並びにこれに係るリスク管理の状況（新型コロナウイルス感染拡大の影響を含む）を確認するとともに、「ローリングプラン2021」の策定に関し、取締役会等において意見を陳述しました。

(e)企業集団としての内部統制システムの構築・運用状況

役職員との面談、グループ会社監査役や内部監査部門との連携、グループ会社の調査等を通じて、企業集団としての内部統制の状況を確認するとともに、3線ディフェンスの強化、実効性の高い体制の構築や運用の改善等に関して取締役会等において意見を述べ、提言を行いました。

(f)新型コロナウイルス感染拡大を受けた内部統制上の諸課題への対応状況

対策会議へ出席や役職員との面談等を通じて、新型コロナウイルス感染拡大を受けたテレワーク下での業務プロセスの適正性、BCPの有効性、職場の安全衛生等の確保に向けた対応状況を確認しました。

(g)会計監査報告書へのKAM (Key Audit Matters) の導入状況

KAMの導入初年度に当たり、会計監査人との打合せ等を通じて、財務諸表の監査の過程で協議した事項のうち特に重要な事項がKAMとして選択され、監査報告書に適切に記述されているかを確認しました。

② 内部監査の状況

監査役及び会計監査人に加え、社長直轄組織として各部から独立した経営監査部（当連結会計年度末時点にて15名）を設置しており、監査役および会計監査人がそれぞれ行う法定監査と連携してグループ会社を含めた業務執行の監査を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

1971年3月期以降

上記は、調査が著しく困難であったため、現任の監査人である有限責任 あずさ監査法人の前身である朝日会計社が監査法人組織になって以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

三浦 洋

野口 昌邦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等3名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査公認会計士等の様々な活動に対する監視・検証を通じ、2015年3月31日監査役会決議「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」（下掲）に照らして現任の有限責任あずさ監査法人に解任または不再任の理由に該当する事由は認められないこと、同監査法人は会計監査の知識・経験・専門性を十分に保持し、独立性・効率性・品質管理の状況とも問題はなく、職務遂行体制も適切と判断されること、並びに、当該事業年度に係る会計監査の方法と結果も相当であると判断されることから、2021年度は同監査法人を再任することを監査役会で決議しております。

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性及び信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任若しくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。取締役会では、監査役会の要請を受けて株主総会の目的とすることを決定します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の評価基準を、品質管理の体制・状況、監査チームの資質と監査業務の内容、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、海外拠点監査の体制・状況、不正リスクへの対応と定め、同基準に沿って評価を行いました。評価の結果は、e. 監査法人の選定方針と理由で述べた監査公認会計士等の選定に反映されております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	79	1	79	22
連結子会社	109	8	107	2
計	188	9	186	24

非監査業務の内容は、連結子会社における内部統制整備に係る支援業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGグループ）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	1	—	—
連結子会社	67	54	60	63
計	67	55	60	63

非監査業務の内容は、連結子会社における税務関連業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士の職務の執行状況、その他諸般の事情を総合的に勘案したものであります。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算出根拠、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当該事業年度の会計監査人の報酬等につき、監査の効率性及び監査品質の確保に鑑み相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬等

イ 役員区分ごとの対象となる役員の員数、報酬等の種類別の総額及び報酬等の総額

区分	支給人員 (人)	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
			月例報酬	賞与	ストックオプション
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	460 (51)	274 (30)	172 (18)	13 (2)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	85 (20)	85 (20)	- (-)	- (-)
計 (うち社外役員)	13 (5)	545 (72)	359 (51)	172 (18)	13 (2)

(注) 1. 上記には、2020年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役0名)に係る報酬が含まれております。

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

ロ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

(報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等は次のとおりであります。)

対象者	役員区分	基本報酬 (万円)	取締役賞与 (万円)	ストックオプション (万円)	報酬等の総額 (万円)
池田 潤一郎	取締役	7,080	4,362	398	11,840

(注) 1. 対象となる役員は当社子会社の取締役及び監査役は兼務しておらず、報酬等は全て当社から支給しております。

2. 「取締役賞与」は2007年6月21日開催の定時株主総会において支給額の上限が決議されており、上記は取締役会で決定された算定方法に基づき配分した金額を記載しております。

3. 「報酬等の総額」の内訳の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、それらの合計額と取締役の「報酬等の総額」とは必ずしも一致しておりません。

ハ 株主総会決議

当社の役員報酬については、以下の図表のとおりご承認をいただいております。

報酬の種類	報酬の上限額のご承認時期	報酬の上限額	報酬の定めに係る役員の員数
取締役の報酬月額	1990年6月28日	月額4,600万円以内	取締役24名
取締役の賞与	2007年6月21日	年額3億円以内(うち社外取締役については年額2千万円以内)	取締役11名、うち社外取締役3名
取締役のストックオプション	2007年6月21日	年額4億円以内(うち社外取締役については年額5千万円以内)	取締役11名、うち社外取締役3名
取締役の業績連動型株式報酬	2021年6月22日	各評価期間の株式数及び金額の上限は、それぞれ、125,000株及び5.5億円以内(もしくは上限)	取締役9名、うち社外取締役3名
監査役の月額	2005年6月23日	月額900万円以内	監査役11名、うち社外監査役3名

なお、2021年度以降、取締役(社外取締役を含みます。)及び執行役員(取締役を兼務しない執行役員)に対するストックオプションの新たな発行は行わないこととします(既に付与済みのストックオプションは残存します。)

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等

イ 当社取締役の報酬等に関する決定方針等

(a) 決定方針等

当社は2021年2月26日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める報酬諮問委員会が関与し、取締役会が決定することで、客観性、透明性のある手続きを取っております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程において、取締役会及び報酬諮問委員会は、月例報酬及び賞与に関してそれぞれ合計3回審議を行いました。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針と整合していること、ならびに報酬諮問委員会からの同方針を踏まえて検討した結果としての答申が尊重されていることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とし、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら、人材を確保するに相応しい報酬水準とし、業績達成の動機付けとなる業績連動性を有し、当社戦略項目における施策の達成度を定性的に評価する体系とします。具体的には、基本報酬、業績連動報酬の賞与、ストックオプション報酬で構成されます。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、各役員の職責の重さを勘案のうえ、報酬額を個別に決定し、在任中に毎月定額を現金で支給します。

3. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬等は、全社業績の達成度等に応じた役位ごとの基準額に担当部門業績を個人別評価として加味した現金報酬（以下、賞与と称する）とし、毎年6月に支給します。

賞与のうち、全社業績の達成度に応じた役位ごとの基準額の決定にあたっては、経営計画における連結経常損益、親会社株主に帰属する当期純損益及び配当性向という財務指標を用いることでこれらの指標と報酬の連動性を高め、更に定性的な目標の達成度を加味する手法を用いる。また、定性的な目標の達成度については、経営計画に掲げる各戦略項目における具体的な施策の達成度を考慮します。

一方、賞与の個人別評価に関係する担当部門業績の評価については、経営計画における連結経常損益と資本効率性の達成度を考慮します。

4. 非金銭報酬等の内容、その額又は数の算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、非金銭報酬であるストックオプションを、各取締役の役位、職責に応じて毎年8月の割当日に在任中の取締役に付与します。権利行使期間は付与後2年経過後から10年経過までとします。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の報酬割合については、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら決定します。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会が報酬総額を決議すると共に、基本報酬及び賞与の個人別の報酬額の決定を取締役会決議により代表取締役社長執行役員に委任することが出来ます。委任を受けた代表取締役社長執行役員は、社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める報酬諮問委員会に個人別の報酬額の原案を提示し、報酬諮問委員会は原案を審議します。代表取締役社長執行役員は報酬諮問委員会の審議を踏まえ、個人別の報酬額を決定します。

なお、取締役のストックオプションについては、報酬諮問委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により各取締役の役位、職責に応じて個人別割り当て数を定めます。

取締役会は、代表取締役池田潤一郎氏に対し各取締役の基本報酬の額、代表取締役橋本剛氏に対し全社業績や担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております（委任時は両名とも社長執行役員）。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためです。

委任を受けた代表取締役社長執行役員は、社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める報酬諮問委員会に個人別の報酬額の原案を提示し、報酬諮問委員会は原案を審議しております。代表取締役池田潤一郎及び代表取締役橋本剛氏は報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、個人別の報酬額を決定しております。

また、当社では、取締役会の下に任意の組織として報酬諮問委員会を設置しています。社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性のあるものとするため、社外取締役を委員長として、社外取締役全員（3名）、会長、及び社長で構成される社外取締役が過半数の委員会としています。

報酬諮問委員会では、取締役・執行役員の報酬制度のレビューを適宜行い、長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを含む役員報酬のあり方について、「ステークホルダーの視点」を重視した客観的な立場から検討を行っています。なお、委員会の委員に加え、社外監査役は審議の過程を把握するため報酬諮問委員会に出席し、意見を述べるができることとしています。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、必要な決議を行うこととしています。

報酬諮問委員会での主要な検討議題（2020年度）は、以下のとおりです。

■報酬諮問委員会（計8回開催）

- ・2019年度取締役賞与、2020年度取締役報酬について
- ・役員報酬制度改定について
- ・会社法改正に伴う取締役個人別報酬等の内容の決定方針について、等

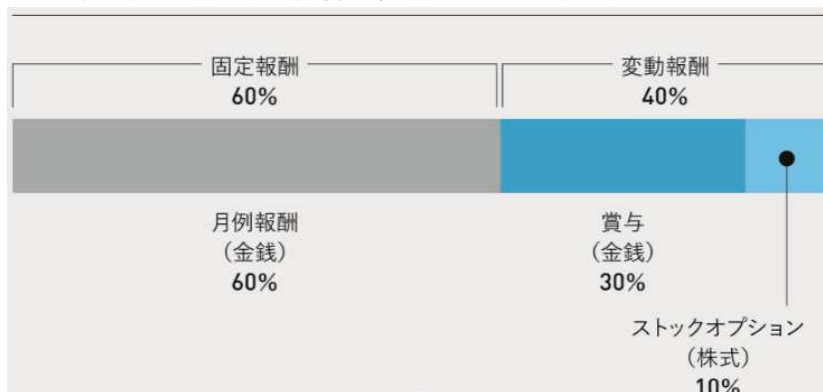
(b) 報酬の構成及び構成比率

当社の取締役報酬は、以下のとおり月例報酬、業績連動報酬（賞与）、及びストックオプションで構成されております。

取締役の報酬の種類別の割合については、業績及び目標達成度などを総合的に勘案し、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら決定しております。

業績目標達成時のモデル報酬前提の報酬構成目安は以下のとおりとなります。

取締役の報酬構成目安（業績目標達成時のモデル報酬）



(c) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標と当該指標を選択した理由は以下のとおりです。具体的な報酬額の算定については、前記(a)3.記載のとおり全社業績の達成度に応じた役位ごとの基準額に担当部門業績を個人別評価として加味した上で算定しています。

- ①連結経常損益
- ②親会社株主に帰属する当期純損益
 選択した理由：経営計画における業績目標であるため、指標に採用しています
- ③配当性向
 選択した理由：株主との価値共有のため、指標に採用しています
- ④定性指標：下記戦略項目における具体的な施策の達成度
 - ・海洋事業を中心に強み分野への経営資源の重点投入
 - ・顧客目線に立ったストレスフリーなサービスの提供
 - ・環境戦略の推進とエミッションフリー事業のコア事業化

・組織の力の向上（既存組織にこだわらないプロジェクト推進体制、グループ全体の生産性向上）

選択した理由：経営計画における戦略項目であるため、指標に採用しています

当該期の業績指標の実績のうち、①連結経常損益及び②親会社株主に帰属する当期純損益については1ページに記載の「(1)連結経営指標等」をご参照下さい。また③配当性向については、当社の配当政策における目安である20%を前提としております。④の定性指標についても、それぞれの取り組みにおいて総合的に標準を上回る評価となりました。

ロ 当社監査役の報酬等に関する決定方針

当社監査役の報酬につきましては、株主総会で定められた上限の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準を考慮し、監査役間の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めております。監査役には、賞与・ストックオプション・業績連動型株式報酬は付与しておりません。

③ 2021年度の取締役報酬等

イ 当社取締役の報酬等に関する決定方針等

当社は2021年5月20日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関し、同年2月26日付けで決定した方針を、同年6月22日開催の当社定時株主総会の第5号議案「業務執行取締役（執行役員を兼務する取締役）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、以下のとおり改定する旨を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める報酬諮問委員会が関与し、取締役会が決定することで、客観性、透明性のある手続きを取っております。

1. 基本方針

- ①当社の取締役の報酬は、当社グループの企業理念に沿った持続的な企業価値の向上のため、当社グループの価値観・行動規範“MOL CHARTS”に合致した職務の遂行を促し、グループビジョン及び当社経営計画ローリングプランの達成を強く動機付けるものとします。
- ②人材を確保するにふさわしく、社員が当社役員を目指すモチベーションにもつながる報酬体系とします。
- ③報酬の構成については、執行役員を兼任する取締役の報酬は基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬たる単年度業績報酬（金銭報酬）、業績連動報酬たる長期目標貢献報酬（非金銭報酬）とする。社外取締役の報酬は、主たる役割が業務執行監督であり、その役割に重点を置くことから基本報酬のみとします。
- ④報酬の構成比率については、事業の特性を踏まえた短期及び中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定すると共に、健全な起業家精神の発揮と株主との一層の価値共有を図ることができるものとします。

なお、社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める報酬諮問委員会が報酬制度案の策定に関与し、取締役会が同委員会による答申を受け決定することにより、客観性及び透明性のある手続きをとる。また、監査役が審議の過程を把握するため、委員会に出席し、意見を述べることをしております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、各役員の職責の重さを勘案のうえ、報酬額を個別に決定し、在任中に毎月定額を金銭で支給します。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の業績連動報酬たる単年度業績報酬（金銭報酬）は、各事業年度に在任した執行役員を兼務する取締役を支給対象とします。前項で定める個人別の基本報酬の額に、全社業績の計画達成度等と個人別評価としての担当部門業績の計画達成度、更に安全運航指標の達成度評価を反映した報酬とし、業績指標と報酬の額との連動性を高めると共に、当社グループの価値観・行動規範“MOL CHARTS”にて決意を新たにした安全運航の徹底を図る。単年度業績報酬は毎年6月に金銭で支給します。

4. 業績連動報酬（非金銭報酬）に係る業績指標の内容、その額又は数の算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の業績連動報酬たる長期目標貢献報酬（非金銭報酬）は、各事業年度に在任した執行役員を兼任する取締役を支給対象者とする。同報酬として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に株主との一層の価値共有を進めることを目的として、中長期の株価及び業績との連動性を持つ非金銭報酬である業績連動型株式報酬を、評価期間中の業績、業務目標等の達成度に応じ、譲渡制限付株式の形で交付し、一部は金銭にて支給します。

各評価期間の経過後に取締役会が株式交付数と金銭支給額を決定の上、交付又は支給し、対象取締役の退任時に、交付株式の譲渡制限を解除し、金銭支給分を支給します。

ただし、対象取締役が法令、社内規則等の違反その他により、当社が当該株式を無償取得することが相当である事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得し金銭支給分を没収します。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し、同業種他社及び他業種同規模他社における方針等を参考にすることで決定します。社外取締役の報酬は、主たる役割が業務執行監督であり、その役割に重点を置くことから基本報酬のみとします。

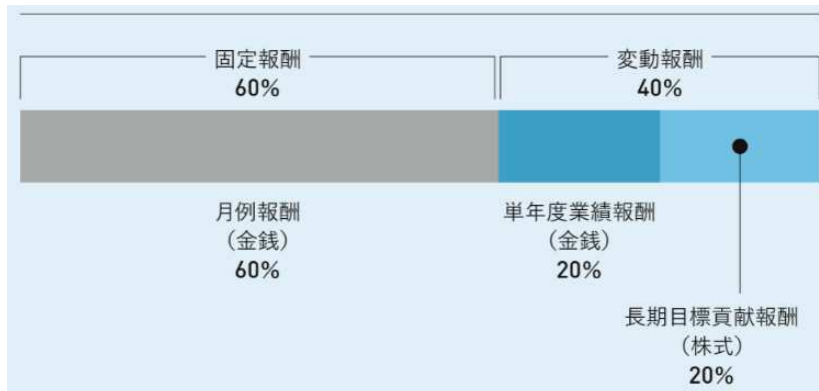
6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定します。

ロ 構成及び構成比率

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員については、①固定報酬としての月例報酬（金銭報酬）、②変動報酬としての単年度業績報酬（金銭報酬）及び③長期目標貢献報酬（株式報酬）で構成します。当社事業グループの事業特性として、経営努力の成果が、市況要素の影響を受ける単年度業績より、相対的に中長期的に現出することを踏まえ、長期目標貢献報酬に重点を置くものです。業績目標達成時のモデル報酬の報酬構成目安は下図の通りで、概ね、①月例報酬（金銭報酬）60%、②単年度業績報酬（金銭）20%、③長期目標貢献報酬（20%）で設定します（ただし、当該割合は、一定の会社業績を基に算出したイメージであり、会社業績等に応じて上記割合も変動します。）。

取締役（社外取締役を除く）の報酬構成目安（業績目標達成時のモデル報酬）



前記にかかわらず、社外取締役については、月例報酬、賞与及びストックオプションとしていたところ、その主たる役割が業務執行監督であり、その役割に重点を置くことから、月例報酬のみとします。

(ア) 月例報酬

職責に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬として、月例報酬を支給します。

(イ) 単年度業績報酬

単年度業績報酬は、①ローリングプランの達成を動機付けるといった観点から、引き続き本プランに掲げる財務指標である連結経常利益と連動させ、②当社での安全意識の更なる醸成のために評価に反映するという観点から、安全運航指標「4ゼロ」及び「安全運航KPI」を指標として新たに取り入れます。また、事業部担当役員には、担当部門の業績向上のインセンティブとなるよう、全社業績に加えて担当部門の利益計画に対する達成度を支給額に反映させます。

(ウ) 長期目標貢献報酬

中長期の株価および業績との連動性を持つこと、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の保有株式数の増加を通じて株主とのより一層の価値共有を図ることを目的に「業績連動型株式報酬制度」を導入します。各種スキームを比較検討した結果、当社の長期目標貢献報酬の目的を実現し、制度設計面で比較的柔軟性のある本株式報酬制度が最も適切であると判断しました。

本株式報酬制度では、以下（図表）の通り、予め定めた株価指標と業績指標・目標に対する一定の評価期間における達成度に応じて株式を支給します。また、納税資金に充当することを目的として、一部を金銭にて支給します。

指標	当指標を選んだ目的
(a) TSR：Total Shareholder Return（配当込みの株主総利回り）と東証株価指数の成長率との比較 (b) 当社のTSR成長率と競合他社のTSR成長率との比較	株主価値の向上のインセンティブ
ROE	親会社株主に帰属する当期純利益の向上と自己資本の効率化に対するインセンティブ
中長期貢献個人目標	企業価値を向上させる、将来に成果が現出する当該事業年度の取り組みを促すもの

具体的な算出に当たって必要となる数値目標及びその達成度合いに応じた支給株式数及び支給金額の算定方法等は、当社の取締役会において決定しております。

なお、当社株式の交付に当たっては、当社と交付対象者との間で譲渡制限付株式（RS:Restricted Stock）割当契約を締結します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、交付対象者の退任時までを譲渡制限期間としております。

ハ 業績連動報酬たる長期目標貢献報酬（非金銭報酬）の基本的な仕組み及び算定方法

（ア）基本的な仕組み

業績連動型株式報酬の基本的な仕組みは、以下のとおりです。なお、対象となる業務執行取締役及び執行役員（以下、併せて「対象役員」といいます。）に対する金銭報酬債権の支給及び当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の交付、並びに、納税資金確保のため当社株式の株価に応じて支給される金銭の支給は、後記に定める評価期間の満了後に行うため、業績連動型株式報酬制度の導入時点では、各対象役員に対してこれらの交付及び支給を行うか否か、並びに、交付及び支給する当社株式の数及び金銭の額は確定していません。また、対象役員は、業績連動型株式報酬として当社株式の交付及び金銭の支給を受ける権利を譲渡し又は担保に供することは一切禁止されます。

- ①当社は、各対象役員に対して交付する当社株式の数（以下「最終交付株式数」といいます。）、及び、納税資金確保のため当社株式の株価に応じて支給される金額（以下「最終支給金額」といいます。）の具体的な算出に当たって必要となる数値目標及びその達成度合いに応じた支給株式数及び支給金額の算定方法等を当社の取締役会において決定します（なお、決定された算定方法は、後記「（ロ）算定方法」のとおりです。）。
- ②当社は、（i）業績目標の達成度を評価する指標が当社のTotal Shareholder Return（配当込みの株主総利回り）である場合は、各事業年度の7月1日から当該事業年度の三事業年度後の6月末日までの期間（以下「評価期間①」といいます。）、（ii）業績目標達成度を評価する指標がROE（自己資本当期純利益率）及び中長期貢献個人目標である場合は、各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間（以下「評価期間②」といい、評価期間①及び評価期間②を総称して又は個別に「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間については、それぞれ、評価期間①は2021年7月1日から2024年6月30日まで、評価期間②は2021年4月1日から2022年3月31日までとし、以後も、各事業年度開始日から連続する同様の期間を評価期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定）の経過後、当該評価期間における各数値目標の達成度合いに応じて算出される支給率に基づき、各対象役員に対する最終交付株式数が決定されます。

なお、2021年に付与する業績連動型株式報酬の評価期間①及び評価期間②は、それぞれ、2021年7月1日から2024年6月末日までの期間及び2021年4月1日から2022年3月31日までの期間とします。

③上記②で決定された最終交付株式数に係る当社株式の交付は、以下のとおり行われます。

- (i) 当社は、各対象役員に対して、当該対象役員に交付される最終交付株式数に、株式の発行又は自己株式の処分の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象役員による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに対象となる当社株式を発行又は処分します。
- (ii) 前(i)に定める株式の発行又は自己株式の処分の1株当たりの払込金額は、株式の発行又は自己株式の処分に係る取締役会決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において当社の取締役会にて決定します。

④なお、最終交付株式数に係る当社株式の交付に当たっては、当社と各対象役員（当該株式の交付の決議の日において取締役又は執行役員に在任している者に限ります。）との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- (i) 対象役員は、当該割当契約により割当てを受けた当社株式について、当該株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (ii) 対象役員による法令、社内規則又は当該割当契約の違反その他の理由により、当社が当該株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得すること
- (iii) 上記(i)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が全资子公司となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること

⑤最終交付株式数の当社株式に関する納税資金確保のため、当社は、対象役員に対し、上記③(i)の金銭報酬債権に加えて、最終支給金額の金銭を支給する。なお、最終支給金額については、対象役員の退任時に支給するものとします。

(イ) 算定方法

最終交付株式数及び最終支給金額は、以下の算定式に従って算定され、以下の内容は最終交付株式数及び最終支給金額の算定方法、交付・支給方法等について定めた当社の業績連動型株式報酬規程（以下「本規程」といいます。）に規定されています。

最終交付株式数 = 基準交付株式数 (①) × 業績目標達成度 (②) × 役員提供期間比率 (③) × 交付割合 (⑤)
最終支給金額 = 基準交付株式数 (①) × 業績目標達成度 (②) × 役員提供期間比率 (③) × 交付時株価 (④) × (1 - 交付割合 (⑤))

ただし、本規程に基づき交付する当社株式の数及び支給される金銭（金銭報酬債権を含む。）の額は、以下の上限に服するものとします。

- (i) 本規程に基づき、各評価期間（ある事業年度の開始日に開始する評価期間②及び当該事業年度の7月1日に開始する評価期間①）について対象役員に交付する当社株式の総数及び支給される金銭報酬（金銭報酬債権を含む。）の総額の上限は、それぞれ、366,000株（うち、業務執行取締役については年125,000株、執行役員については241,000株）及び1,550,000,000円（うち、業務執行取締役については550,000,000円、執行役員については1,000,000,000円）とする（なお、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合が行われた場合には、当該交付する普通株式の総数の上限及び対象役員に対する最終交付株式数及び最終支給金額は、分割比率又は併合比率に応じて調整されます。）。

(ii) また、本規程に基づき各対象役員に交付する当社株式の数及び支給される金銭報酬（金銭報酬債権を含む。）の額の上限は、それぞれ以下のとおりとします。

役位	株式数の上限（株）	金銭報酬債権額の上限（円）	最終支給金額の上限（円）
代表取締役会長執行役員	27,900	114,950,000	114,950,000
代表取締役社長執行役員	27,900	114,950,000	114,950,000
代表取締役副社長執行役員	18,500	76,220,000	76,220,000
代表取締役専務執行役員	16,000	65,920,000	65,920,000
取締役専務執行役員	16,000	65,920,000	65,920,000
専務執行役員	15,700	64,680,000	64,680,000
代表取締役常務執行役員	13,900	57,270,000	57,270,000
取締役常務執行役員	13,900	57,270,000	57,270,000
常務執行役員	13,700	56,440,000	56,440,000
代表取締役執行役員	10,400	42,850,000	42,850,000
取締役執行役員	10,400	42,850,000	42,850,000
執行役員	10,100	41,610,000	41,610,000

① 基準交付株式数

基準交付株式数は、(a)2021年4月1日の役位に従い定める以下の基準金額を、(b)評価期間①の開始月（当年7月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値で除した株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）とする。ただし、取締役を兼務しない執行役員である対象役員が、執行役員の役務提供期間中に、新たに取締役に就任した場合には、(i)当該就任前について、当該執行役員としての役位に応じた基準金額を用いて算定した基準交付株式数（本①）に、当該執行役員としての在任月数に基づく役務提供期間比率（下記③）を乗じて得た数、及び、(ii)当該就任後について、当該取締役としての役位に応じた基準金額を用いて算定した基準交付株式数（本①）に当該取締役としての在任月数に基づく役務提供期間比率（下記③）を乗じて得た数を合計した数を、上記算式の「基準交付株式数①×役務提供期間比率③」とします。

役位	基準金額（円）
代表取締役会長執行役員	24,000,000
代表取締役社長執行役員	24,000,000
代表取締役副社長執行役員	15,920,000
代表取締役専務執行役員	13,800,000
取締役専務執行役員	13,800,000
専務執行役員	13,520,000
代表取締役常務執行役員	12,000,000
取締役常務執行役員	12,000,000
常務執行役員	11,720,000
代表取締役執行役員	9,000,000
取締役執行役員	9,000,000
執行役員	8,720,000

② 業績目標達成度

業績目標達成度は、(i) (a) 評価期間①中の当社のTotal Shareholder Return (配当込みの株主総利回り) (以下「TSR」といいます。)と同期間における東証株価指数(株価は終値の単純平均値を使用する。)の成長率との比較並びに(b) 評価期間①中の当社のTSR成長率と同期間中の日本郵船株式会社及び川崎汽船株式会社のTSR成長率との比較(順位)、(ii) ROE、並びに、(iii) 中長期貢献個人目標の各指標、並びに、(iv) 業績目標達成度に係る役位毎のウェイトにより算定するものとし、具体的には、以下の算定式に従って算定します。

$$\begin{aligned} & \text{TSRに係る} \\ \text{業績目標達成度} &= (\text{i) TSRに係る業績目標達成度} \times (\text{iv) TSRに係る業績評価ウェイト} \\ & (\text{評価期間①}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{ROEに係る} \\ \text{業績目標達成度} &= (\text{ii) ROEに係る業績目標達成度} \times (\text{iv) ROEに係る業績評価ウェイト} \\ & (\text{評価期間②}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{中長期貢献個人目標に係る} \\ \text{業績目標達成度} &= (\text{iii) 中長期貢献個人目標に係る業績目標達成度} \times (\text{iv) 中長期貢献個人目標に係る業} \\ & (\text{評価期間②}) \quad \text{績目標達成度に係る業績評価ウェイト} \end{aligned}$$

(i) TSRに係る業績目標達成度

TSRに係る業績目標達成度は、以下の(a)及び(b)に従い算出した比率の合計とします。

ただし、評価期間①中に本規程に定める事由(以下「異動事由」といいます、具体的には、本(ロ)末尾の(1)乃至(4)号に記載されます。)が発生した場合は、各号に定める権利確定日(異動事由(3)に定める事由については退任日)(異動事由が発生した場合の権利確定日については、具体的には、本(ロ)末尾に記載されます。)を含む月の直前の月までの期間を、それぞれ、評価期間①とみなして算出します。

(a) 評価期間①中の当社のTSRと同期間における東証株価指数(株価は終値の単純平均値を使用します。)の成長率との比較に係る業績目標達成度

当社株式に係る、評価期間①中のTSRを同期間におけるTOPIX(株価は終値の単純平均値を使用します。)の成長率と比較し、その割合(以下「当社株式成長率」という。)に応じて確定します。

$\text{評価期間①中の当社TSR成長率} \div \text{評価期間①中のTOPIX成長率} = ((b + c) \div a) \div (e \div d)$
a: 評価期間①開始月(当年7月)を含み、当該月以前12ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式終値の単純平均値
b: 評価期間①終了月(3事業年度後の6月)を含み、当該月以前12ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式終値の単純平均値(※)
c: 評価期間①中の当社普通株式一株当たり剰余金配当総額
d: 評価期間①開始月(当年7月)を含み、当該月以前12ヶ月間のTOPIXの単純平均値
e: 評価期間①終了月(3事業年度後の6月)を含み、当該月以前12ヶ月間のTOPIXの単純平均値

※ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減する場合は、併合・分割の比率により調整することとします。

対TOPIX成長率比較	達成度評価
50%未満の場合	0%
50%以上150%以下の場合	当該当社株式成長率×50%
150%を超える場合	150%×50%

- (b) 評価期間①中の当社のTSR成長率と同期間中の[日本郵船株式会社及び川崎汽船株式会社]のTSR成長率との比較（順位）に係る業績目標達成度

対二社との比較（順位）	達成度評価
1位の場合	100%×50%
2位の場合	50%×50%
3位の場合	0%

- (ii) ROEに係る業績目標達成度

評価期間②に係る確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結貸借対照表等」といいます。）により算定されるROEの数値（※1）に応じて、以下の表に従って算定されます。

ただし、評価期間②中に異動事由に定める事由が発生した場合は、当該各号に定める権利確定日（異動事由(3)に定める事由については退任日）までに監査を受けた連結四半期貸借対照表及び連結損益計算書を、それぞれ、連結貸借対照表等とみなして算出します。

達成度（実績値÷目標値（※2））	達成度評価
150%以上	150%
50%以上150%未満	達成度と同じ数値
50%未満	50%

（※1）ROE（自己資本当期純利益率）は、自己資本（連結貸借対照表の純資産の部合計から、新株予約権及び非支配株主持分を控除したもの）で、親会社株主に帰属する当期純利益を除いて算定されます。

（※2）ROE11%を目標値（達成度100%）とします。

- (iii) 中長期貢献個人目標に係る業績目標達成度

評価期間②終了後（ただし、評価期間②中に異動事由が発生した場合は、当該各号に定める権利確定日（異動事由(3)に定める事由については退任日）後）に代表取締役社長が各個人目標の達成度を0%～150%の範囲で評価します。なお、執行役員を兼務する取締役について、その役務提供期間（疑義を避けるために記せば、評価期間が開始する事業年度に開催される定時株主総会において取締役に選任された時から、当該定時株主総会の終結時から翌年の定時株主総会の終結時までの期間）中に、執行役員の役位が変更になった場合には、役務提供期間が長い方の役位に応じて、各個人目標の達成度を評価します。

- (iv) 業績目標達成度に係る役位毎の業績評価ウエイトについて

上記(i)乃至(iii)で算定された各指標に係る業績目標達成度に、以下の表の業績評価ウエイトを乗じた数値を、各対象役員の業績目標達成度とします。

指標	ウエイト
TSR (上記(i))	30%
ROE (上記(ii))	40%
中長期貢献個人目標 (上記(iii))	30%

③ 役務提供期間比率

$$\text{役務提供期間比率} = \text{役務提供期間における在任月数} / 12$$

役務提供期間は、(i) 2021年6月22日開催の定時株主総会において対象者が取締役役に選任された場合は、当該定時株主総会の終結時から翌年の定時株主総会の終結時までの期間、(ii) 対象者が上記(i)に該当しない執行役員の場合は、2021年4月1日から2022年3月31日までの期間をいいます。

役務提供期間における在任月数は、役務提供期間中に当社の取締役又は執行役員として在任した月の合計数（ただし、12を超える場合は12とする）をいいます。

ただし、役務提供期間中に死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の業務執行取締役及び執行役員を退任した対象役員については、退任した月の末日まで在任したもとして役務提供期間比率を算定するものとする。このほか、異動事由(4)が適用される場合は、組織再編等効力発生日を含む月までに在任した月数のうち、役務提供期間に含まれる月の合計数を「在任月数」として算定します。

また、取締役を兼務しない執行役員である対象者が、執行役員の役務提供期間（疑義を避けるために記せば、評価期間が開始する事業年度に係る事業年度の初日（4月1日）からその事業年度の末日（翌年3月31日）までの期間）中に、新たに取締役に就任した場合には、上記「① 基準交付株式数」の但書の定めに従うものとし、この場合、

(i) 当該就任前の当該執行役員としての役務提供期間比率は、執行役員の役務提供期間のうち取締役を兼務しない執行役員として在任した月数（取締役に就任した月を含みます。）を「在任月数」として算定し、(ii) 当該就任後の取締役としての役務提供期間比率は、取締役の役務提供期間のうち取締役に就任した月を含みません。）を「在任月数」として算定します。

④ 交付時株価

交付取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）をいいます。

⑤ 交付割合

交付割合は、指標確定日の役位に応じて、以下のとおりとします。

役位	交付割合 (%)
代表取締役会長執行役員	70
代表取締役社長執行役員	70
代表取締役副社長執行役員	50
代表取締役専務執行役員	50
取締役専務執行役員	50
専務執行役員	50
代表取締役常務執行役員	50
取締役常務執行役員	50
常務執行役員	50
代表取締役執行役員	50
取締役執行役員	50
執行役員	50

なお、以下(1)乃至(4)号の異動事由が発生した場合、当社は、以下の各号の定めに従い、金銭を支給します。ただし、いずれの場合も、計算の結果として算定される金銭の額が上記に定める上限金額を超えるときは、かかる上限にて支給します。

(1) 役務提供期間の満了前に対象役員が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の業務執行役員から退任した場合（当該退任前に、組織再編等効力発生日が到来した場合を除きます。）

最終交付株式数の株式及び最終支給金額の代わりに、(a) 上記に定める基準交付株式数 (①) に業績目標達成度 (②) 及び役務提供期間比率 (③) を乗じた数に、(b) 当該退任日の当社株式終値を乗じて得られた金額（ただし、対象役員が評価期間②の開始直後の当年6月末日以前に退任した場合は、上記①の基準金額に役務

提供期間比率(③)を乗じて得られた額)の金銭を支給するものとします。ただし、当該退任日を権利確定日とします。

- (2) 役務提供期間の満了日以後に対象役員が死亡以外の理由により当社の業務執行役員から退任した場合(当該退任前に、組織再編等効力発生日が到来した場合を除きます。)

最終交付株式数の株式及び最終支給金額の代わりに、(a)上記に定める基準交付株式数(①)に業績目標達成度(②)及び役務提供期間比率(③)を乗じた数に、(b)当該退任日の当社株式終値を乗じて得られた金額の金銭を支給するものとします。ただし、当該退任日を権利確定日とします。

- (3) 役務提供期間の満了後に対象役員が死亡により当社の業務執行役員から退任した場合(当該退任前に、組織再編等効力発生日が到来した場合を除きます。)

最終交付株式数の株式及び最終支給金額の代わりに、(a)上記に定める基準交付株式数(①)に業績目標達成度(②)及び役務提供期間比率(③)を乗じた数に、(b)当該死亡日の当社株式終値を乗じて得られた金額の金銭を支給します。ただし、権利承継者は、対象役員の死亡日より6ヶ月以内に、当社が必要と認める書類を当社に提出すること、その氏名及び住所を当社に届け出ること等前項に基づく承継のための所定の手続を行うものとし、かかる手続が完了した日を権利確定日とします。

- (4) 評価期間満了後に行われる交付取締役会決議前に組織再編等が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合及び組織再編等のうちのへ)においては、当社の取締役会で承認された場合(ただし、組織再編等効力発生日が最終交付株式数に係る株式の交付時より前に到来することが予定されているときに限ります。)

最終交付株式数の株式及び最終支給金額の代わりに、(a)上記に定める基準交付株式数(①)に業績目標達成度(②)及び役務提供期間比率(③)を乗じた数に、(b)当該組織再編等効力発生日の当社株式終値を乗じて得られた金額(ただし、対象役員が評価期間②の開始直後の当年6月末日以前に組織再編等効力発生日が到来した場合は、上記①の基準金額に役務提供期間比率(③)を乗じて得られた額)の金銭を支給するものとします。ただし、組織再編等効力発生日を権利確定日とします。

なお、上記において、「組織再編等」とは、次の各号に掲げる事項をいい、「組織再編等効力発生日」とは、次の各号に掲げる日をいいます。

- イ) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ロ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。) 会社分割の効力発生日
- ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- ニ) 株式の併合(当該株式の併合により対象役員に関する基準交付株式数が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。) 株式の併合の効力発生日
- ホ) 当社株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ヘ) 当社株式を対象とする株式売渡請求(会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。) 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的株式には、主に株式価値の変動による利益獲得を目的として保有する株式を、純投資目的以外の株式には、重要な取引関係にある企業、業務提携関係を含めて事業上緊密な協力関係にある企業との関係の維持・強化を図ることや中長期的に当社の成長・企業価値の向上を図ることを目的として保有する株式を区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有株式については、個別銘柄ごとに、保有目的の適切性や資本コストを踏まえた収益性等、保有の合理性について毎年取締役会に報告し、総合的に検証を行った上で、保有に合理性が認められない株式については順次保有を縮減します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	115	6,359
非上場株式以外の株式	51	55,247

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	10	中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	334
非上場株式以外の株式	8	4,876

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井物産(株)	5,497,500	5,497,500	ドライバルク船事業(不定期船事業)を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	12,655	8,265		
(株)近鉄エクスプレス	3,599,000	3,599,000	製品輸送事業(コンテナ船事業)における協力関係の強化、業務提携推進の為	無
	10,339	5,711		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友商事(株)	2,400,000	3,212,793	ドライバルク船事業(不定期船事業)を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	3,784	3,980		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	804,805	804,805	当社グループと同社グループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係の維持、強化を図る為	有
	2,614	2,434		
出光興産(株)	843,400	1,265,000	エネルギー輸送事業(油送船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	2,407	3,134		
三井不動産(株)	711,554	711,554	関連事業(不動産事業)において協力関係にあり、その関係の維持、強化を図る為	有
	1,788	1,330		
富士フィルムホールディングス(株)	270,300	270,300	製品輸送事業(コンテナ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,776	1,470		
名港海運(株)	1,483,895	1,483,895	製品輸送事業(コンテナ船事業)における協力関係の維持、強化を図る為	有
	1,712	1,587		
住友金属鉱山(株)	329,500	329,500	ドライバルク船事業(不定期船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,574	730		
マツダ(株)	1,600,200	1,600,200	製品輸送事業(自動車船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	1,443	915		
日本碍子(株)	664,157	664,157	製品輸送事業(コンテナ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,344	941		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	296,775	296,775	同社グループの(株)三井住友銀行は主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,189	778		
電源開発(株)	562,700	562,700	エネルギー輸送事業(石炭船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,088	1,225		
東京海上ホールディングス(株)	205,940	205,940	当社グループと同社グループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係の維持、強化を図る為	有
	1,084	1,019		
東京瓦斯(株)	389,340	389,340	エネルギー輸送事業(LNG船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	958	995		
東北電力(株)	900,000	900,000	エネルギー輸送事業(石炭船事業、LNG船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	940	936		
東京汽船(株)	1,112,900	1,112,900	関連事業(タグボート事業)の分野で協力関係にあり、関係の維持、強化を図る為	有
	675	659		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,139,510	1,139,510	同社グループの㈱三菱UFJ銀行は主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為	有
	674	459		
スズキ㈱	115,000	115,000	製品輸送事業(自動車船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	577	297		
㈱三井E&Sホールディングス	877,500	877,500	船隊整備、技術開発等で幅広い協力関係を構築しており、当該関係の維持、強化を図る為	有
	488	457		
㈱名村造船所	2,066,700	2,066,700	船隊整備、技術開発等で幅広い協力関係を構築しており、当該関係の維持、強化を図る為	有
	458	421		
東邦瓦斯㈱	66,150	66,150	エネルギー輸送事業(LNG船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	451	324		
王子ホールディングス㈱	619,657	619,657	ドライバルク船事業(木材チップ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	443	358		
大王製紙㈱	217,848	217,848	ドライバルク船事業(木材チップ船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	413	316		
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	93,380	93,380	同社グループの三井住友信託銀行㈱は主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為	有
	360	291		
東海運㈱	880,000	880,000	ドライバルク船事業(不定期船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	有
	310	220		
丸全昭和運輸㈱	95,000	95,000	製品輸送事業(コンテナ船事業)における協力関係の強化、業務提携推進の為	有
	308	226		
㈱みずほフィナンシャルグループ(注)3	183,708	1,837,080	同社グループの㈱みずほ銀行は主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為	有
	293	227		
㈱住友倉庫	198,389	198,389	製品輸送事業(コンテナ船事業)における協力関係の維持、強化を図る為	有
	291	234		
三菱重工業㈱	83,200	83,200	船隊整備、技術開発等で幅広い協力関係を構築しており、当該関係の維持、強化を図る為	有
	286	227		
日本コークス工業㈱	2,513,000	2,513,000	エネルギー輸送事業(石炭船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	286	153		
㈱ゼロ	238,500	238,500	製品輸送事業(自動車船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	261	203		
太平洋セメント㈱	87,600	87,600	ドライバルク船事業(不定期船事業)における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為	無
	255	162		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注) 1	当社の株式の 保有の有無 (注) 2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ブラザー工業(株)	100,000	100,000	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける主要取引先であり、取引関係 の維持、強化を図る為	無
	244	165		
住友重機械工業(株)	67,304	67,304	船隊整備、技術開発等で幅広い協力 関係を構築しており、当該関係の維 持、強化を図る為	有
	206	131		
(株)ノリタケカンパニーリ ミテド	51,902	51,902	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける主要取引先であり、取引関係 の維持、強化を図る為	無
	184	178		
富士石油(株)	771,600	771,600	エネルギー輸送事業(油送船事業) における主要取引先であり、取引関 係の維持、強化を図る為	無
	177	145		
大太平洋金属(株)	71,450	71,450	ドライバルク船事業(不定期船事 業)における主要取引先であり、取 引関係の維持、強化を図る為	有
	153	112		
(株)上組	52,500	52,500	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける協力関係の維持、強化を図る 為	有
	110	95		
(株)ジャパンエンジンコー ポレーション	99,600	99,600	技術開発等で幅広い協力関係を構築 しており、当該関係の維持、強化を 図る為	無
	108	40		
北越コーポレーション(株)	200,000	200,000	ドライバルク船事業(木材チップ船 事業)における主要取引先であり、 取引関係の維持、強化を図る為	無
	103	80		
タカセ(株)	40,121	40,121	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける協力関係の強化、業務提携推 進の為	有
	82	68		
(株)百十四銀行	35,910	35,910	主要取引銀行であり、同社との取引 関係の維持、強化を図る為	有
	60	70		
日野自動車(株)	54,720	54,720	製品輸送事業(自動車船事業)にお ける主要取引先であり、取引関係の 維持、強化を図る為	有
	52	31		
サッポロホールディング ス(株)	21,630	21,630	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける主要取引先であり、取引関係 の維持、強化を図る為	有
	49	43		
中越パルプ工業(株)	38,036	38,036	ドライバルク船事業(木材チップ船 事業)における主要取引先であり、 取引関係の維持、強化を図る為	有
	48	52		
(株)日新	24,200	24,200	製品輸送事業(コンテナ船事業)に おける協力関係の維持、強化を図る 為	無
	35	38		
サノヤスホールディング ス(株)	186,000	186,000	船隊整備、技術開発等で幅広い協力 関係を構築しており、当該関係の維 持、強化を図る為	有
	29	25		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
川崎重工業(株)	10,300	10,300	船隊整備、技術開発等で幅広い協力 関係を構築しており、当該関係の維 持、強化を図る為	有
	28	16		
(株)南都銀行	12,039	12,039	主要取引銀行であり、同社との取引 関係の維持、強化を図る為	有
	23	26		
日本トランスシティ(株)	13,799	13,799	製品輸送事業(港湾ターミナル事 業)における協力関係の維持、強化 を図る為	有
	7	6		
ENEOSホールディン グス(株)(注)4	-	2,660,868	-	無
	-	985		
ジェイ エフ イー ホ ールディングス(株)	-	1,303,748	-	無
	-	916		
(株)神戸製鋼所	-	1,016,480	-	無
	-	339		
コスモエネルギーホール ディングス(株)	-	195,900	-	無
	-	297		
トヨタ自動車(株)	-	885	-	無
	-	5		
東京電力ホールディン グス(株)	-	7,500	-	無
	-	2		

(注)1. 当社はすべての保有株式について資本コストを踏まえ、配当・取引額等に加え、経営戦略上の重要性や業務上の関係等を総合的に判断し保有しております。

(注)2. 当社の株式の保有の有無において、発行者が持株会社の場合には、主要な子会社が当社株を保有していることを確認しております。

(注)3. (株)みずほフィナンシャルグループは、2020年10月1日付で10株を1株の併合比率で株式併合しております。

(注)4. JXTGホールディングス(株)は、2020年6月にENEOSホールディングス(株)に商号変更しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井物産(株)	3,000,000	3,000,000	ドライバルク船事業(不定期船事 業)を中心に主要取引先であり、取 引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)	有
	6,906	4,510		
本田技研工業(株)	1,500,000	1,500,000	製品輸送事業(自動車船事業)にお ける主要取引先であり、取引関係の 維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)	有
	4,978	3,645		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注) 1	当社の株式の 保有の有無 (注) 2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友商事(株)	-	2,400,000	-	有
	-	2,973		
トヨタ自動車(株)	-	388,000	-	無
	-	2,522		
住友化学(株)	-	2,060,000	-	無
	-	661		

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものです。「保有目的」には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しております。

(注) 2. 当社の株式の保有の有無において、発行者が持株会社の場合には、主要な子会社が当社株を保有していることを確認しております。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の開催するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,155,404	991,426
売上原価	※1 1,035,771	※1 911,055
売上総利益	119,632	80,370
販売費及び一般管理費	※2,※3 95,852	※2,※3 85,674
営業利益又は営業損失(△)	23,779	△5,303
営業外収益		
受取利息	8,028	6,036
受取配当金	6,127	6,795
持分法による投資利益	15,949	132,912
為替差益	17,058	12,412
その他営業外収益	2,800	3,239
営業外収益合計	49,965	161,397
営業外費用		
支払利息	16,549	12,518
貸倒引当金繰入額	26	8,187
その他営業外費用	2,077	1,784
営業外費用合計	18,654	22,489
経常利益	55,090	133,604
特別利益		
固定資産売却益	※4 8,295	※4 10,758
投資有価証券売却益	3,266	1,924
その他特別利益	4,542	4,213
特別利益合計	16,104	16,897
特別損失		
固定資産売却損	※5 449	※5 5,501
固定資産売却損失引当金繰入額	—	6,217
減損損失	982	※6 10,298
事業再編関連損失	※7 8,243	※7 18,480
貸倒引当金繰入額	7,784	—
その他特別損失	6,605	9,689
特別損失合計	24,064	50,187
税金等調整前当期純利益	47,130	100,313
法人税、住民税及び事業税	8,970	6,810
法人税等調整額	△30	303
法人税等合計	8,939	7,114
当期純利益	38,190	93,199
非支配株主に帰属する当期純利益	5,566	3,147
親会社株主に帰属する当期純利益	32,623	90,052

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	38,190	93,199
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△11,567	16,329
繰延ヘッジ損益	△5,535	△14,799
為替換算調整勘定	△2,108	△10,249
退職給付に係る調整額	△1,071	4,866
持分法適用会社に対する持分相当額	△15,294	△14,015
その他の包括利益合計	※ △35,577	※ △17,867
包括利益	2,612	75,332
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,218	69,994
非支配株主に係る包括利益	3,831	5,337

②【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,385	329,888	△6,764	433,909
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,812		△1,812
会計方針の変更を反映した 当期首残高	65,400	45,385	328,075	△6,764	432,096
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)				5	5
剰余金の配当			△6,577		△6,577
親会社株主に帰属する 当期純利益			32,623		32,623
連結範囲の変動			△2,446		△2,446
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分			△38	65	26
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△377			△377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	△377	23,560	41	23,224
当期末残高	65,400	45,007	351,636	△6,722	455,320

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	26,840	44,391	16,197	3,725	91,154	1,803	124,739	651,607
会計方針の変更による 累積的影響額								△1,812
会計方針の変更を反映した 当期首残高	26,840	44,391	16,197	3,725	91,154	1,803	124,739	649,794
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)						△5		-
剰余金の配当								△6,577
親会社株主に帰属する 当期純利益								32,623
連結範囲の変動								△2,446
自己株式の取得								△28
自己株式の処分								26
連結子会社株式の 取得による持分の増減								△377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10,533	△16,221	△5,308	△1,076	△33,140	△151	1,514	△31,777
当期変動額合計	△10,533	△16,221	△5,308	△1,076	△33,140	△157	1,514	△8,558
当期末残高	16,306	28,170	10,889	2,648	58,014	1,646	126,253	641,235

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,007	351,636	△6,722	455,320
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）				21	21
剰余金の配当			△5,979		△5,979
親会社株主に帰属する 当期純利益			90,052		90,052
連結範囲の変動			△0		△0
自己株式の取得				△25	△25
自己株式の処分			△118	211	92
連結子会社株式の 取得による持分の増減		344			344
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	344	83,953	207	84,505
当期末残高	65,400	45,351	435,589	△6,515	539,825

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	16,306	28,170	10,889	2,648	58,014	1,646	126,253	641,235
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）						△21		-
剰余金の配当								△5,979
親会社株主に帰属する 当期純利益								90,052
連結範囲の変動								△0
自己株式の取得								△25
自己株式の処分								92
連結子会社株式の 取得による持分の増減								344
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13,610	△23,019	△15,542	4,893	△20,058	△277	△6,233	△26,568
当期変動額合計	13,610	△23,019	△15,542	4,893	△20,058	△298	△6,233	57,914
当期末残高	29,917	5,150	△4,653	7,541	37,956	1,347	120,020	699,150

③【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	105,784	86,238
受取手形及び営業未収金	81,362	86,828
有価証券	500	500
たな卸資産	※1 33,520	※1 29,615
繰延及び前払費用	61,028	49,866
その他流動資産	52,950	74,505
貸倒引当金	△258	△553
流動資産合計	334,887	327,000
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	※2,※4 711,498	※2,※4 625,896
建物及び構築物（純額）	※2,※4 146,582	※2,※4 145,171
機械装置及び運搬具（純額）	※2 29,205	※2 26,861
器具及び備品（純額）	※2 4,174	※2 5,477
土地	※4 241,162	※4 252,794
建設仮勘定	※4 66,363	※4 40,704
その他有形固定資産（純額）	※2,※4 2,713	※2,※4 2,551
有形固定資産合計	1,201,698	1,099,458
無形固定資産		
投資その他の資産	28,810	31,364
投資有価証券	※3,※4 346,890	※3,※4 459,357
長期貸付金	85,261	83,258
長期前払費用	8,490	9,926
退職給付に係る資産	16,121	24,172
繰延税金資産	3,228	2,369
その他長期資産	※3 85,911	※3 79,184
貸倒引当金	△12,584	△20,533
投資その他の資産合計	533,320	637,736
固定資産合計	1,763,829	1,768,559
資産合計	2,098,717	2,095,559

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	69,189	73,019
短期社債	36,766	17,800
短期借入金	※4 180,351	※4 166,879
コマーシャル・ペーパー	25,000	40,000
未払法人税等	5,336	4,119
前受金	34,348	31,762
賞与引当金	4,706	4,962
役員賞与引当金	179	211
契約損失引当金	17,644	13,709
事業再編関連損失引当金	—	12,173
固定資産売却損失引当金	—	6,217
環境対策引当金	622	—
その他流動負債	48,020	46,718
流動負債合計	422,164	417,574
固定負債		
社債	181,000	163,200
長期借入金	※4 655,117	※4 623,006
リース債務	16,091	14,059
繰延税金負債	58,480	65,172
退職給付に係る負債	9,524	9,245
役員退職慰労引当金	1,565	1,645
特別修繕引当金	18,441	15,219
契約損失引当金	26,639	21,229
その他固定負債	68,457	66,056
固定負債合計	1,035,316	978,834
負債合計	1,457,481	1,396,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	45,007	45,351
利益剰余金	351,636	435,589
自己株式	△6,722	△6,515
株主資本合計	455,320	539,825
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,306	29,917
繰延ヘッジ損益	28,170	5,150
為替換算調整勘定	10,889	△4,653
退職給付に係る調整累計額	2,648	7,541
その他の包括利益累計額合計	58,014	37,956
新株予約権	1,646	1,347
非支配株主持分	126,253	120,020
純資産合計	641,235	699,150
負債純資産合計	2,098,717	2,095,559

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	47,130	100,313
減価償却費	87,765	85,798
固定資産売却損失引当金繰入額	—	6,217
減損損失	982	10,298
事業再編関連損失	8,243	18,480
持分法による投資損益 (△は益)	△15,949	△132,912
引当金の増減額 (△は減少)	△6,241	△4,937
受取利息及び受取配当金	△14,156	△12,832
支払利息	16,549	12,518
投資有価証券売却損益 (△は益)	△2,403	△1,778
固定資産除売却損益 (△は益)	△7,546	△4,977
為替差損益 (△は益)	△15,984	△13,152
売上債権の増減額 (△は増加)	10,292	△7,262
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,835	3,693
仕入債務の増減額 (△は減少)	△11,261	4,517
その他	3,607	13,553
小計	103,863	77,538
利息及び配当金の受取額	21,803	43,426
利息の支払額	△16,988	△12,883
法人税等の支払額	△7,955	△9,183
営業活動によるキャッシュ・フロー	100,723	98,898
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△16,898	△5,109
投資有価証券の売却及び償還による収入	13,446	7,765
固定資産の取得による支出	△155,104	△104,419
固定資産の売却による収入	44,642	59,691
長期貸付けによる支出	△6,680	△28,992
長期貸付金の回収による収入	13,840	19,261
その他	△497	△2,857
投資活動によるキャッシュ・フロー	△107,250	△54,660

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△9,102	△15,233
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	△15,000	15,000
長期借入れによる収入	117,491	111,589
長期借入金の返済による支出	△104,756	△117,270
社債の発行による収入	50,000	—
社債の償還による支出	△28,500	△36,766
配当金の支払額	△6,570	△5,969
非支配株主への配当金の支払額	△2,937	△8,747
その他	△1,352	△4,308
財務活動によるキャッシュ・フロー	△728	△61,705
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,625	△142
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,881	△17,610
現金及び現金同等物の期首残高	119,155	102,283
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,991	△1,236
現金及び現金同等物の期末残高	* 102,283	* 83,436

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：363社（うち支配力基準を適用した会社数3社）

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しておりません。

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点等より15社を新たに連結の範囲に含め、清算終了等により、18社を連結の範囲から除外し、株式の売却により2社を連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の社名はアジアカーゴサービス㈱であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

SEALODING HOLDING AS

(子会社としなかった理由)

当社は、SEALODING HOLDING ASの議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、共同支配企業との株主間協定書に基づき、重要事項の決議は両社の同意が必要となることから、SEALODING HOLDING ASを子会社ではなく、持分法適用の関連会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 110社

主要な持分法適用関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略してしております。

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点等より6社を持分法適用の範囲に含め、株式の売却により1社を持分法適用の範囲から除外し、2社を連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（アジアカーゴサービス㈱他）及び関連会社（㈱空見コンテナセンター他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外してしております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社5社と在外連結子会社300社は12月31日を決算日とし、また、国内連結子会社3社は2月末日を決算日としております。従い、連結決算日である3月31日と差異がありますが、連結財務諸表作成のための決算は行っておりません。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

(ロ) 満期保有目的の債券

償却原価法

(ハ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

(イ) 船舶

主として定額法。一部の船舶について定率法。

(ロ) 建物

主として定額法。

(ハ) その他有形固定資産

主として定率法。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

イ 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

ロ 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

ニ 契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上しております。

ホ 事業再編関連損失引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

ヘ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ト 特別修繕引当金

船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。

チ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

リ 固定資産売却損失引当金

固定資産の売却意思決定に伴う将来損失の発生に備えるため、売却対価見込額と帳簿価額の差額を損失見込額として引当計上しております。なお、当該引当金は、連結会社間の取引から生じる売却損失について回収不能と認められる金額を損失見込額として計上しており、当該引当金に対する繰入額は減損損失には該当しないものであります。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

主として航海完了基準を採用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

ロ 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	貸船料及び外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ハ ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積り、当該期間にわたって均等償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 支払利息に係る会計処理

当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。なお、当連結会計年度中に取得原価に算入した支払利息は415百万円（前連結会計年度は922百万円）であります。

ロ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(11) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

契約損失引当金 34,939百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約損失引当金の認識は、長期備船契約に関する将来の貸船料及び船舶調達コストによって見積もっており、当該貸船料に関する見積りは市場における備船料の動向等の影響を受け、調達コストに関する見積りは船舶設備資金金利、船員人件費等の船費の動向の影響を受けます。

この結果、翌連結会計年度の連結財務諸表において、契約損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(連結損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれる退職給付費用及び引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付費用	378百万円	643百万円
賞与引当金繰入額	1,016	1,054
特別修繕引当金繰入額	11,703	12,255

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬及び従業員給与	42,317百万円	40,841百万円
退職給付費用	896	473
賞与引当金繰入額	3,895	4,430
役員賞与引当金繰入額	129	218
貸倒引当金繰入額	3,379	899
役員退職慰労引当金繰入額	412	420

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	827百万円	818百万円

※4 固定資産売却益の主なものは、船舶の売却によるものであります。

※5 固定資産売却損の主なものは、船舶の売却によるものであります。

※6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	減損損失
事業用資産	船舶等	8,241百万円
売却予定資産	船舶等	2,057百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分である事業ごとにグルーピングを行い、売却予定資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業用資産のうち、エネルギー輸送事業におけるFSRUをはじめとした収益性が著しく悪化した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、当該減損損失の中には、連結子会社であるLAKLER S. A. が保有しているFSRUに関する減損損失6,184百万円が含まれております。

また、売却予定資産のうち売却予定価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は主に正味売却価額により測定しております。また、正味売却価額は売却予定価額により評価しております。

※7 事業再編関連損失

(前連結会計年度)

コンテナ船事業の統合に伴い2017年度決算において計上した傭船契約に関連する損失について、見積りの前提である船隊の貸船料及び費用の最新動向を反映した結果、追加の損失発生が見込まれる為、8,243百万円を計上しております。

(当連結会計年度)

製品輸送事業における自動車船事業及びエネルギー輸送事業における石油製品船事業等を対象とした事業再編において、連結会社間で船舶及び傭船契約の譲渡等を実施しており、当該取引から生じる損失について回収不能と認められる金額を事業再編関連損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△16,572百万円	24,734百万円
組替調整額	541	△1,762
税効果調整前	△16,030	22,972
税効果額	4,463	△6,642
その他有価証券評価差額金	△11,567	16,329
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	15,525	△1,670
組替調整額	△15,722	△14,630
資産の取得原価調整額	△485	△346
税効果調整前	△682	△16,647
税効果額	△4,853	1,847
繰延ヘッジ損益	△5,535	△14,799
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△1,913	△11,505
組替調整額	△195	1,255
為替換算調整勘定	△2,108	△10,249
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	261	7,766
組替調整額	△1,770	△941
税効果調整前	△1,509	6,825
税効果額	437	△1,958
退職給付に係る調整額	△1,071	4,866
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△19,593	△21,403
組替調整額	4,299	7,388
持分法適用会社に対する持分相当額	△15,294	△14,015
その他の包括利益合計	△35,577	△17,867

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	120,628	—	—	120,628
合計	120,628	—	—	120,628
自己株式				
普通株式(注)1、2	1,034	10	10	1,034
合計	1,034	10	10	1,034

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、ストック・オプションの行使による減少9千株及び単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	1,646
合計		—	—	—	—	—	1,646

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,989	25.0	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	3,587	30.0	2019年9月30日	2019年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,185	利益剰余金	35.0	2020年3月31日	2020年6月24日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	120,628	-	-	120,628
合計	120,628	-	-	120,628
自己株式				
普通株式（注）1、2	1,034	9	35	1,008
合計	1,034	9	35	1,008

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少35千株は、ストック・オプションの行使による減少34千株及び単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	1,347
	合計	-	-	-	-	-	1,347

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,185	35.0	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	1,793	15.0	2020年9月30日	2020年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	16,149	利益剰余金	135.0	2021年3月31日	2021年6月23日

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
原材料及び貯蔵品	32,217百万円	27,998百万円
その他	1,303	1,616

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	930,729百万円	915,764百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式) (うち共同支配企業に対する投資 の金額)	270,846百万円 (138,087)	投資有価証券(株式) (うち共同支配企業に対する投資 の金額) 364,556百万円 (133,458)
その他長期資産(出資金)	5,551	その他長期資産(出資金) 5,385

※4 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保資産		担保資産
船舶	192,171百万円	船舶 158,794百万円
建物及び構築物	—	建物及び構築物 159
土地	—	土地 183
建設仮勘定	130	建設仮勘定 968
投資有価証券	83,522	投資有価証券 73,706
その他	—	その他 1,208
計	275,824	計 235,019
担保付債務		担保付債務
短期借入金	11,960	短期借入金 13,509
長期借入金	157,027	長期借入金 138,060
計	168,987	計 151,570

担保に供した投資有価証券のうち、
イ) 82,898百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。
ロ) 624百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

担保に供した投資有価証券のうち、
イ) 73,073百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。
ロ) 633百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

5 偶発債務
保証債務等

前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
SEPIA MV30 B.V. (船舶設備資金借入金他)	24,031百万円 (US\$220,821千)	AREA1 MEXICO MV34 B.V. (船舶設備資金借入金他)	33,178百万円 (US\$294,571千)
LIBRA MV31 B.V. (船舶設備資金借入金他)	21,351 〃 (US\$196,195千)	SEPIA MV30 B.V. (船舶設備資金借入金他)	32,533 〃 (US\$293,865千)
AREA1 MEXICO MV34 B.V. (船舶設備資金借入金他)	18,203 〃 (US\$160,574千)	LIBRA MV31 B.V. (船舶設備資金借入金他)	26,032 〃 (US\$235,136千)
ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,641 〃 (US\$125,348千)	ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,212 〃 (US\$119,343千)
ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,924 〃 (US\$118,756千)	ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,469 〃 (US\$112,627千)
ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,276 〃 (US\$112,804千)	ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	11,792 〃 (US\$106,515千)
LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	11,047 〃 (US\$87,774千)	LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	9,976 〃 (US\$82,813千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,026 〃 (US\$82,940千)	BUZIOS5 MV32 B.V. (船舶設備資金借入金)	9,879 〃 (US\$89,240千)
ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,262 〃 (US\$75,925千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	7,818 〃 (US\$70,623千)
CARIOCA MV27 B.V. (金利スワップ関連他)	5,417 〃 (US\$28,411千)	ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	7,526 〃 (US\$67,980千)
JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	5,287 〃 (US\$48,587千)	MARLIMI MV33 B.V. (船舶設備資金借入金)	5,623 〃 (US\$50,793千)
TARTARUGA MV29 B.V. (金利スワップ関連他)	4,828 〃 (US\$37,636千)	AVIUM SUBSEA AS (船舶設備資金借入金)	4,594 〃 (US\$41,500千)
AVIUM SUBSEA AS (船舶設備資金借入金)	4,516 〃 (US\$41,500千)	JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	4,451 〃 (US\$40,211千)
CERNAMBI NORTE MV26 B.V. (金利スワップ関連他)	4,447 〃 (US\$22,236千)	CARIOCA MV27 B.V. (金利スワップ関連他)	3,919 〃 (US\$20,941千)
BUZIOS5 MV32 B.V. (船舶設備資金借入金)	3,790 〃 (US\$34,833千)	BLEU TIGRE CORP. (船舶設備資金借入金)	3,607 〃 (US\$32,582千)
LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	3,161 〃	TARTARUGA MV29 B.V. (金利スワップ関連他)	3,135 〃 (US\$24,423千)
LNG JUROJIN SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	3,042 〃	CERNAMBI NORTE MV26 B.V. (金利スワップ関連他)	2,988 〃 (US\$15,523千)
BLEU TIGRE CORP. (船舶設備資金借入金)	2,701 〃 (US\$24,822千)	LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	2,810 〃
T. E. N. GHANA MV25 B.V. (金利スワップ関連他)	2,294 〃 (US\$17,680千)	LNG JUROJIN SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	2,684 〃
MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	1,945 〃	T. E. N. GHANA MV25 B.V. (金利スワップ関連他)	1,817 〃 (US\$14,072千)
DUQM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1,114 〃 (US\$10,240千)	MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	1,701 〃
その他 23件	12,893 〃 (US\$107,163千)	その他 24件	11,246 〃 (US\$94,081千)
合計 (円貨)	186,208百万円	合計 (円貨)	213,000百万円
合計 (外貨/内数)	(US\$1,554,251千)	合計 (外貨/内数)	(US\$1,806,848千)
保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$1,554,251千他の円貨額は169,161 百万円であります。		保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$1,806,848千他の円貨額は200,239 百万円であります。	

6 貸出コミットメント契約

当社連結子会社において貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸付限度額の総額	15,780百万円	16,052百万円
貸付実行残高	15,780	16,052
差引額	—	—

7 その他

(1) 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ、英国及びチリにおいて提起されております。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	105,784百万円	86,238百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△4,001	△3,301
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資(有価証券)	500	500
現金及び現金同等物	102,283	83,436

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	30,687	27,670
1年超	230,284	216,380
合計	260,971	244,051

(貸主側)

オペレーティング・リース取引
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	16,901	14,662
1年超	28,128	23,799
合計	45,029	38,462

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。

短期貸付金及び長期貸付金は、主に関係会社に対するものでありますが、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金及び社債は、為替変動リスクに晒されておりますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務、長期借入金及び社債に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ、長期借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び金利キャップ取引、船舶燃料油の価格の変動に対するヘッジを目的とした燃料油スワップ等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にしたがって行い、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

また、営業債務、借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは返済資金手当てのリスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により資金管理を行うほか、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	105,784	105,784	—
(2) 受取手形及び営業未収金	81,362	81,362	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	500	500	—
(4) 短期貸付金	4,454	4,454	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	67,344	67,344	—
関係会社株式	3,078	2,841	△236
(6) 長期貸付金(*1)	86,208		
貸倒引当金(*2)	△7,784		
	78,424	82,086	3,661
資産計	340,949	344,374	3,424
(1) 支払手形及び営業未払金	69,189	69,189	—
(2) 短期借入金	100,063	100,063	—
(3) コマーシャル・ペーパー	25,000	25,000	—
(4) 社債(*3)	217,766	217,503	△262
(5) 長期借入金(*4)	735,404	738,681	3,276
負債計	1,147,423	1,150,438	3,014
デリバティブ取引(*5)	41,437	41,324	△112

(*1) 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた946百万円が含まれております。

(*2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた36,766百万円が含まれております。

(*4) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた80,287百万円が含まれております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(5) 投資有価証券

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

負債

(1)支払手形及び営業未払金、(2)短期借入金、(3)コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債

社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	86,238	86,238	—
(2) 受取手形及び営業未収金	86,828	86,828	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	500	500	—
(4) 短期貸付金	7,810	7,810	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	86,290	86,290	—
関係会社株式	3,082	3,700	618
(6) 長期貸付金(*1)	103,333		
貸倒引当金(*2)	△15,007		
	88,325	92,355	4,029
資産計	359,076	363,724	4,648
(1) 支払手形及び営業未払金	73,019	73,019	—
(2) 短期借入金	64,588	64,588	—
(3) コマーシャル・ペーパー	40,000	40,000	—
(4) 社債(*3)	181,000	180,763	△236
(5) 長期借入金(*4)	725,297	726,940	1,643
負債計	1,083,904	1,085,312	1,407
デリバティブ取引(*5)	40,342	40,260	△82

(*1)長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた20,074百万円が含まれております。

(*2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた17,800百万円が含まれております。

(*4)長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた102,291百万円が含まれております。

(*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、(5)投資有価証券

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

負債

(1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
①非上場株式	8,688	8,505
②関係会社株式	267,767	361,473
③その他	11	5

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	105,784	—	—	—
受取手形及び営業未収金	81,362	—	—	—
短期貸付金	4,454	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの（国債・地方債等）	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（社債）	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（その他）	500	—	—	—
長期貸付金(*)	946	16,976	12,790	47,710
合計	193,048	16,976	12,790	47,710

(*)償還予定額が見込めない7,784百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	86,238	—	—	—
受取手形及び営業未収金	86,828	—	—	—
短期貸付金	7,810	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの（国債・地方債等）	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（社債）	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（その他）	500	—	—	—
長期貸付金(*)	20,074	9,094	15,924	43,231
合計	201,452	9,094	15,924	43,231

(*)償還予定額が見込めない15,007百万円は含めておりません。

4. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	100,063	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	25,000	—	—	—	—	—
社債	36,766	17,800	23,700	30,000	44,500	65,000
長期借入金	80,287	109,584	74,676	71,905	62,821	336,129
合計	242,117	127,384	98,376	101,905	107,321	401,129

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	64,588	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	40,000	—	—	—	—	—
社債	17,800	23,700	30,000	44,500	15,000	50,000
長期借入金	102,291	76,757	86,507	69,860	58,694	331,186
合計	224,679	100,457	116,507	114,360	73,694	381,186

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	55,796	24,463	31,332
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	55,796	24,463	31,332
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	11,547	16,465	△4,917
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	500	500	—
	小計	12,047	16,965	△4,917
合計		67,844	41,429	26,414

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 8,688百万円) 及びその他 (連結貸借対照表計上額 11百万円) については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	77,334	25,180	52,154
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	77,334	25,180	52,154
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	8,955	11,714	△2,758
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	500	500	—
	小計	9,455	12,214	△2,758
合計		86,790	37,394	49,395

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 8,505百万円）及びその他（連結貸借対照表計上額 5百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	12,653	3,266	862
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	12,653	3,266	862

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	6,102	1,924	146
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	6,102	1,924	146

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について3,165百万円減損処理を行っております。また、当連結会計年度において、有価証券について3,317百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、原則として期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	382	—	△6	△6
	買建				
米ドル	26,022	—	△1	△1	
その他	3	—	0	0	
	合計	26,407	—	△7	△7

(注) 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	26	—	△0	△0
	買建				
米ドル	9,967	—	△4	△4	
その他	—	—	—	—	
	合計	9,994	—	△4	△4

(注) 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

② 金利関連
前連結会計年度（2020年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 (受取変動、支払固定)	12,561	12,561	△2,010	△2,010
	(受取固定、支払変動)	11,984	11,984	691	691
合計		24,545	24,545	△1,319	△1,319

(注) 時価の算出法
取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 (受取変動、支払固定)	10,728	10,478	△1,266	△1,266
	(受取固定、支払変動)	10,478	10,478	213	213
合計		21,207	20,956	△1,052	△1,052

(注) 時価の算出法
取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

③ その他
前連結会計年度（2020年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	燃料油スワップ取引 受取変動・支払固定	958	—	△421	△421
	運賃先物取引 売建	2,179	—	△134	△134
合計		3,138	—	△555	△555

(注) 時価の算出法
取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	燃料油スワップ取引 受取変動・支払固定	1,280	—	350	350
	運賃先物取引 売建	1,454	—	△25	△25
合計		2,735	—	324	324

(注) 時価の算出法
取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
前連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	87,106	—	128	
	買建 米ドル	外貨建予定取引	74,240	17,598	2,665	
	ユーロ	外貨建予定取引	472	—	△21	
	豪ドル	外貨建予定取引	5,948	—	△729	
	通貨スワップ取引 買建 米ドル	貸船料	249,908	248,349	57,646	
	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	152,245	148,535	△14,857	
	燃料油スワップ取引 (受取変動・支払固定)	船舶燃料	5,954	—	△1,484	
	運賃先物取引 売建	運賃	81	—	△28	
	金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	社債・長期借入金	19,345	19,345	(注) 2
	為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	1,539	—	(注) 3
合計			596,841	433,829	43,320	

(注) 1. 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債及び長期借入金の時価に含めて記載しております。
- 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	11,071	—	△457	
	買建 米ドル	外貨建予定取引	31,193	8,615	2,807	
	ユーロ	外貨建予定取引	—	—	—	
	その他	外貨建予定取引	2,056	—	28	
	通貨スワップ取引 買建 米ドル	貸船料	229,235	228,645	49,236	
	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	119,451	113,709	△10,945	
	燃料油スワップ取引 (受取変動・支払固定)	船舶燃料	5,089	—	404	
	運賃先物取引 売建	運賃	—	—	—	
	金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	社債・長期借入金	19,285	19,285	(注) 2
	為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	1,017	—	(注) 3
合計			418,400	370,254	41,074	

(注) 1. 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債及び長期借入金の時価に含めて記載しております。
- 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	47,057百万円	44,412百万円
勤務費用	1,786	1,655
利息費用	409	385
数理計算上の差異の発生額	△3,187	△220
退職給付の支払額	△1,653	△1,834
退職給付債務の期末残高	44,412	44,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	59,775百万円	57,284百万円
期待運用収益	1,195	1,145
数理計算上の差異の発生額	△2,925	7,545
事業主からの拠出額	729	920
退職給付の支払額	△1,490	△1,737
年金資産の期末残高	57,284	65,158

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首における退職給付に係る負債	9,851百万円	7,480百万円
期首における退職給付に係る資産	△971	△1,205
期首における退職給付に係る負債と資産の純額	8,880	6,274
退職給付費用	1,130	756
退職給付の支払額	△2,920	△539
制度への拠出額	△815	△657
期末における退職給付に係る負債	7,480	7,457
期末における退職給付に係る資産	△1,205	△1,623
期末における退職給付に係る負債と資産の純額	6,274	5,833

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	52,174百万円	52,437百万円
年金資産	△67,175	△75,780
	△15,001	△23,343
非積立型制度の退職給付債務	8,404	8,416
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,596	△14,926
退職給付に係る負債	9,524	9,245
退職給付に係る資産	△16,121	△24,172
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,596	△14,926

(注) 簡便法を採用した制度を含む。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	1,786百万円	1,655百万円
利息費用	409	385
期待運用収益	△1,195	△1,145
数理計算上の差異の費用処理額	△1,770	△941
簡便法で計算した退職給付費用	1,130	756
その他	△114	△301
確定給付制度に係る退職給付費用	245	409

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	△1,509百万円	6,825百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	3,736百万円	10,561百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	27%	22%
債券	24	22
共同運用資産	44	40
現金及び預金	4	15
その他	1	1
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度25%、当連結会計年度30%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	主として0.5%～1.1%	主として0.5%～1.1%
長期期待運用収益率	主として2.0%	主として2.0%
予想昇給率	主として0.5%～5.7%	主として0.5%～6.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度962百万円、当連結会計年度787百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費	78	66

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他特別利益	230	343

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名 執行役員 21名 従業員 36名 国内連結子会社社長 33名	取締役 10名 執行役員 22名 従業員 35名 国内連結子会社社長及び 社長 33名	取締役 9名 執行役員 22名 従業員 33名 国内連結子会社社長 30名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 171,000株	普通株式 173,000株	普通株式 164,000株
付与日	2010年8月16日	2011年8月9日	2012年8月13日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左
権利行使期間	2012年7月31日から 2020年6月21日まで	2013年7月26日から 2021年6月22日まで	2014年7月28日から 2022年6月21日まで

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 38名 連結子会社社長 33名	取締役 9名 執行役員 19名 従業員 33名 連結子会社社長 32名	取締役 8名 執行役員 18名 従業員 37名 連結子会社社長 32名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 160,000株	普通株式 148,000株	普通株式 155,000株
付与日	2013年8月16日	2014年8月18日	2015年8月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左
権利行使期間	2015年8月2日から 2023年6月20日まで	2016年8月2日から 2024年6月23日まで	2017年8月1日から 2025年6月20日まで

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 32名 子会社社長 37名	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 33名 子会社社長 35名	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 44名 子会社社長 31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 158,000株	普通株式 157,000株	普通株式 164,000株
付与日	2016年8月15日	2017年8月15日	2018年8月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	2018年8月1日から 2026年6月19日まで	2019年8月1日から 2027年6月25日まで	2020年8月1日から 2028年6月23日まで

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 執行役員 18名 従業員 51名 子会社社長 29名	取締役 8名 執行役員 19名 従業員 54名 子会社社長 31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 159,000株	普通株式 166,000株
付与日	2019年8月15日	2020年8月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	2021年8月1日から 2029年6月22日まで	2022年8月1日から 2030年6月21日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月1日株式併合(普通株式10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	169,000	168,000	115,800
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	16,300
失効	169,000	—	—
未行使残	—	168,000	99,500

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	154,800	141,000	151,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	154,800	141,000	151,200

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	164,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	164,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	140,300	156,000	—
権利確定	—	—	164,000
権利行使	17,000	—	1,000
失効	—	—	—
未行使残	123,300	156,000	163,000

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度	159,000	—
付与	—	166,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	159,000	166,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2017年10月1日株式併合（普通株式10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	6,420	4,680	2,770
行使時平均株価 (円)	—	—	3,931
付与日における公正な評価単価 (円)	2,030	870	670

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	4,470	4,120	4,270
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,720	1,320	940

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,420	3,780	2,943
行使時平均株価 (円)	3,328	—	3,015
付与日における公正な評価単価 (円)	560	1,090	963

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,962	2,105
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	493	398

(注) 2017年10月1日株式会社併合（普通株式10株につき1株の割合）による併合後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	2020年 ストック・オプション
株価変動性（注） 1.	38.07%
予想残存期間（注） 2.	5年11ヶ月
予想配当（注） 3.	65円/株
無リスク利率（注） 4.	△0.12%

（注） 1. 下記の期間の株価実績に基づき算定しております。

5年11ヶ月（2014年9月から2020年7月まで）

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。
3. 2020年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注)	85,835百万円	92,108百万円
株式評価損自己否認額	1,979	2,181
賞与引当金	1,428	1,505
減損損失	14,025	15,511
貸倒引当金繰入超過額	3,686	6,004
退職給付に係る負債	4,045	4,636
役員退職慰労引当金	467	528
未実現固定資産売却益	1,349	1,383
事業再編関連損失引当金	—	5,563
契約損失引当金	12,667	10,031
関係会社からの備船契約譲渡	2,350	1,258
みなし配当	11,433	11,514
繰延ヘッジ損益	12,101	6,811
その他	10,854	11,873
繰延税金資産小計	162,225	170,912
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△85,523	△91,784
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△68,609	△73,425
評価性引当額小計	△154,133	△165,209
繰延税金資産合計	8,092	5,702
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△2,381	△2,286
特別償却準備金	△1,725	△1,388
その他有価証券評価差額金	△10,281	△16,727
退職給付信託設定益	△3,011	△1,996
評価差額	△18,613	△18,518
連結子会社留保利益等	△5,291	△6,382
繰延ヘッジ損益	△17,432	△15,021
その他	△4,606	△6,184
繰延税金負債合計	△63,343	△68,505
繰延税金負債の純額	△55,251	△62,802

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (注)	4,225	39,825	2,113	13,743	9,425	16,502	85,835
評価性 引当額	4,200	39,821	2,112	13,742	9,424	16,221	85,523
繰延税金 資産	25	3	0	0	0	280	312

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (注)	40,208	2,126	13,186	9,578	4,443	22,565	92,108
評価性 引当額	40,172	2,123	13,181	9,572	4,437	22,297	91,784
繰延税金 資産	35	3	5	5	5	267	323

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	28.7 %	28.7 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8	△0.2
トン数標準税制による影響	△6.8	△4.9
評価性引当額の変動	6.2	16.3
持分法による投資利益	△9.7	△38.1
連結子会社適用税率差異	△2.4	2.2
連結消去による影響	4.0	0.9
その他	△1.1	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.0	7.0

(注) 連結子会社適用税率差異には、海外子会社の繰越欠損金にかかる評価性引当額の変動を含めております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	307,274	327,585
期中増減額	20,311	2,215
期末残高	327,585	329,801
期末時価	549,820	563,243

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は札幌市の「ダイビルPIVOT」等計3物件の取得(14,467百万円)及び「BiTO AKIBA」の新築工事(1,249百万円)によるものであり、主な減少額は減価償却(7,013百万円)によるものであります。当連結会計年度の主な増加額は豪州シドニー「275 George Street」の竣工(6,691百万円)によるものであり、主な減少額は減価償却(7,047百万円)によるものであります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、期中に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賃貸収益	32,458	32,949
賃貸費用	18,704	18,406
差額	13,753	14,542
その他損益(△は損失)	△209	△199

- (注) 1. 賃貸収益及び賃貸費用は、不動産賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、修繕費、水道光熱費、清掃費、人件費、租税公課等)であり、主な賃貸収益は「売上高」に、賃貸費用は「売上原価」に計上しております。
2. その他損益は、建替関連損失及び固定資産除却損(「特別損失」に計上)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、海運業を中心に事業活動を展開しております。なお、「ドライバルク船事業」、「エネルギー輸送事業」、「コンテナ船事業」、「自動車船・フェリー・内航RORO船事業」及び「関連事業」の5つを報告セグメントとしております。

「ドライバルク船事業」は、ドライバルク船を保有、運航しております。「エネルギー輸送事業」は、油送船、LNG船等の不定期専用船を保有、運航しております。また、海洋事業も行っております。「コンテナ船事業」は、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営を行っております。また、航空・海上フォワーディング、陸上輸送、倉庫保管、重量物輸送等のロジスティクス事業も行っております。「自動車船・フェリー・内航RORO船事業」は、自動車専用船を保有、運航しております。また、フェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。「関連事業」は、不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業等を営んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントのセグメント利益及び損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業						
売上高										
外部顧客への 売上高	277,151	289,375	226,420	249,043	96,556	1,138,548	16,855	1,155,404	—	1,155,404
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	8,864	1,202	211	25,501	35,780	5,924	41,704	△41,704	—
計	277,152	298,240	227,623	249,255	122,057	1,174,328	22,779	1,197,108	△41,704	1,155,404
セグメント利益 又は損失 (△)	12,044	25,428	4,114	2,621	12,346	56,555	3,458	60,014	△4,923	55,090
セグメント資産	307,016	866,610	335,723	221,839	451,027	2,182,216	239,092	2,421,308	△322,591	2,098,717
その他の項目										
減価償却費	10,541	35,961	12,847	17,735	9,170	86,255	417	86,673	1,091	87,765
のれんの償却額	—	54	—	—	118	172	—	172	—	172
受取利息	1,392	5,668	1,320	73	91	8,546	4,359	12,906	△4,878	8,028
支払利息	2,939	10,711	1,962	1,085	1,453	18,152	3,841	21,994	△5,444	16,549
持分法投資利益 又は損失 (△)	△1,973	13,098	4,071	518	235	15,949	—	15,949	—	15,949
持分法適用会社 への投資額	9,722	136,174	94,811	3,640	2,598	246,947	40	246,987	—	246,987
有形固定資産 及び無形固定資 産の増加額	7,815	101,288	10,207	11,877	26,105	157,294	1,022	158,316	2,302	160,618

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業及び金融業等を含んでおります。

2.

(1) セグメント利益の調整額△4,923百万円には、セグメントに配分していない全社損益△9,649百万円、管理会計調整額6,575百万円及びセグメント間取引消去△1,849百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額△322,591百万円には、全社的な資産14,681百万円及びセグメント間取引消去△337,273百万円が含まれております。

(3) 減価償却費の調整額1,091百万円は、全社資産に係る減価償却費1,091百万円であります。

(4) 受取利息の調整額△4,878百万円には、全社的な受取利息2,210百万円及びセグメント間取引消去△7,088百万円が含まれております。

(5) 支払利息の調整額△5,444百万円には、全社的な支払利息5,719百万円、管理会計調整額△4,068百万円及びセグメント間取引消去△7,095百万円が含まれております。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,302百万円には、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得額2,902百万円及びセグメント間取引消去△599百万円が含まれております。

3. 経営者が経営の意思決定上、負債を各セグメントに配分していないことから、負債に関するセグメント情報は開示しておりません。

4. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業						
売上高										
外部顧客への 売上高	222,053	278,865	219,453	175,722	78,942	975,038	16,388	991,426	—	991,426
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	122	8,724	1,130	163	19,183	29,322	6,189	35,512	△35,512	—
計	222,175	287,589	220,583	175,885	98,126	1,004,360	22,577	1,026,938	△35,512	991,426
セグメント利益 又は損失 (△)	△4,275	29,764	117,113	△14,468	9,450	137,584	2,661	140,246	△6,641	133,604
セグメント資産	265,123	804,032	419,813	186,595	492,670	2,168,235	198,883	2,367,119	△271,559	2,095,559
その他の項目										
減価償却費	10,279	35,381	11,502	17,435	9,615	84,214	415	84,629	1,168	85,798
のれんの償却額	—	30	—	—	146	176	—	176	—	176
受取利息	883	4,756	510	64	86	6,301	1,935	8,236	△2,199	6,036
支払利息	1,872	7,932	1,318	627	1,294	13,044	1,313	14,358	△1,840	12,518
持分法投資利益 又は損失 (△)	△2,983	15,553	120,042	88	212	132,912	—	132,912	—	132,912
持分法適用会社 への投資額	5,227	140,420	198,058	3,635	2,689	350,031	40	350,072	—	350,072
有形固定資産 及び無形固定資 産の増加額	12,379	50,966	5,504	19,285	13,295	101,431	282	101,713	5,595	107,309

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業及び金融業等を含んでおります。

2.

- (1) セグメント利益の調整額△6,641百万円には、セグメントに配分していない全社損益△10,869百万円、管理会計調整額5,007百万円及びセグメント間取引消去△779百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△271,559百万円には、全社的な資産20,943百万円及びセグメント間取引消去△292,503百万円が含まれております。
- (3) 減価償却費の調整額1,168百万円は、全社資産に係る減価償却費1,168百万円であります。
- (4) 受取利息の調整額△2,199百万円には、全社的な受取利息921百万円及びセグメント間取引消去△3,121百万円が含まれております。
- (5) 支払利息の調整額△1,840百万円には、全社的な支払利息4,763百万円、管理会計調整額△3,463百万円及びセグメント間取引消去△3,140百万円が含まれております。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,595百万円は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得額であります。

3. 一般管理費の配賦方法については、各セグメント損益をより適切に反映させるべく全社損益に配賦される費用の見直しを行い第1四半期連結会計期間よりその配賦方法を変更しております。
この結果、各報告セグメントの負担額が増加したことにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度のセグメント利益又は損失(△)の金額が、それぞれ「ドライバルク船事業」で360百万円、「エネルギー輸送事業」で745百万円、「コンテナ船事業」で204百万円、「自動車船・フェリー・内航RORO船事業」で262百万円、「関連事業」で201百万円、「その他」で24百万円減少し、「調整額」の金額で1,798百万円増加しております。

4. 経営者が経営の意思決定上、負債を各セグメントに配分していないことから、負債に関するセグメント情報は開示しておりません。

5. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループの事業の中心である海運業においては、役務提供の地域と顧客所在地とが必ずしも合致しないことから、売上高は計上会社の所在地を基礎として地域に分類しております。

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
930,799	42,618	51,251	127,591	3,142	1,155,404

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
986,679	41,478	1,306	125,897	46,336	1,201,698

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループの事業の中心である海運業においては、役務提供の地域と顧客所在地とが必ずしも合致しないことから、売上高は計上会社の所在地を基礎として地域に分類しております。

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
776,050	48,713	38,709	127,689	262	991,426

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
910,829	35,622	1,139	104,118	47,746	1,099,458

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
重要な減損損失の発生はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					計	その他	全社・消去	合計
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業					
減損損失	1,884	8,225	-	-	15	10,125	-	173	10,298

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					計	その他	全社・消去	合計
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業					
のれんの当期末残高	-	605	-	-	1,527	2,132	-	-	2,132

（注）のれんの償却額については、セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					計	その他	全社・消去	合計
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業				
			コンテナ 船事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO 船事業					
のれんの当期末残高	-	541	-	-	1,643	2,184	-	-	2,184

（注）のれんの償却額については、セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
重要な負ののれん発生益はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
重要な負ののれん発生益はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	SEPIA MV30 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任 債務保証	債務保証	24,031	—	—
関連会社	LIBRA MV31 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任 債務保証	債務保証	21,351	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

債務保証については、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料は保証先や保証形態等を勘案して決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

関連会社への貸倒懸念債権に対し、7,784百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において7,784百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	AREA1 MEXICO MV34 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	(所有) 直接 30.00	役員の兼任 債務保証	債務保証	33,178	—	—
関連会社	SEPIA MV30 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任 債務保証	債務保証	32,533	—	—
関連会社	LIBRA MV31 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 100,000	エネルギー輸送事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任 債務保証	債務保証	26,032	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

債務保証については、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料は保証先や保証形態等を勘案して決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

関連会社への貸倒懸念債権に対し、15,007百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において7,653百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務諸表

当連結会計年度において、重要な関連会社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	385,905百万円	825,097百万円
固定資産合計	611,750	617,754
流動負債合計	250,460	362,074
固定負債合計	507,628	505,863
純資産合計	239,566	574,913
売上高	1,374,646	1,672,107
税引前当期純利益金額	14,178	390,532
当期純利益金額	8,119	384,326

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	4,292.31	4,830.12
1株当たり当期純利益金額 (円)	272.79	752.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	263.55	750.66

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	32,623	90,052
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	32,623	90,052
期中平均株式数 (千株)	119,592	119,594
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	4,193	370
(うち新株予約権ストックオプション)	(9)	(27)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2010年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数169千株) 2011年7月25日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数168千株) 2012年7月27日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数115千株) 2013年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数154千株) 2014年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数141千株) 2015年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数151千株) 2017年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数156千株) 2018年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数164千株) 2019年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数159千株)	2011年7月25日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数168千株) 2012年7月27日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数99千株) 2013年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数154千株) 2014年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数141千株) 2015年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数151千株) 2017年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数156千株) 2018年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数163千株) 2019年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数159千株)

2. 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
純資産の部の合計額 (百万円)	641,235	699,150
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	127,900	121,368
(うち新株予約権 (百万円))	(1,646)	(1,347)
(うち非支配株主持分 (百万円))	(126,253)	(120,020)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額 (百万円)	513,335	577,782
1株当たり純資産額の算定に用いられた 連結会計年度末の普通株式の数(千株)	119,594	119,620

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第15回普通社債	2011. 6. 21	17,800	17,800 [17,800]	1.361	なし	2021. 6. 21
当社	第18回普通社債	2012. 7. 12	8,700	8,700	1.139	なし	2022. 7. 12
当社	第19回普通社債	2014. 6. 19	29,500	29,500	0.970	なし	2024. 6. 19
当社	第20回普通社債 (グリーンボンド)	2018. 8. 30	5,000	5,000	0.420	なし	2023. 8. 30
当社	第21回普通社債 (個人向けグリーンボンド)	2018. 9. 10	5,000	5,000	0.420	なし	2023. 9. 8
当社	第22回普通社債 (サステナビリティボンド)	2019. 7. 19	5,000	5,000	0.320	なし	2023. 7. 19
当社	第23回普通社債 (サステナビリティボンド)	2019. 7. 19	5,000	5,000	0.490	なし	2025. 7. 18
当社	第24回普通社債 (個人向けサステナビリティ ボンド)	2019. 7. 29	10,000	10,000	0.490	なし	2025. 7. 29
当社	2020年満期ユーロ米ドル建取得 条項付転換社債型新株予約権付 社債(注)3	2014. 4. 24	21,766 [21,766]	—	—	なし	2020. 4. 24
* 1	子会社普通社債(注)2	2010~2019年	110,000 [15,000]	95,000	* 2	なし	2022~2039年
合計	—	—	217,766 [36,766]	181,000 [17,800]	—	—	—

(注) 1. 当期首・当期末残高の欄 [] 内は1年以内に償還されるものであるため、連結貸借対照表においては、流動負債の短期社債として計上しております。

2. * 1 : 国内子会社ダイビル㈱の発行しているものを集約しております。

* 2 : 子会社普通社債の利率は以下のとおりであります。

固定金利 : 0.340%~1.652%

3. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載については以下のとおりであります。

銘柄	2020年満期ユーロ米ドル建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格 (米ドル)	47.80
発行価額の総額 (千米ドル)	200,000
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 2014年5月8日 至 2020年4月9日

なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
17,800	23,700	30,000	44,500	15,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,063	64,588	0.62	—
1年以内に返済予定の長期借入金	80,287	102,291	0.82	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,359	2,049	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	655,117	623,006	0.98	2022年～2076年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	16,091	14,059	—	2022年～2043年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー	25,000	40,000	△0.00	—
合計	878,919	845,994	—	—

- (注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び借入金等残高は、期末のものを使用しております。
 2. リース債務（1年以内）は、連結貸借対照表では流動負債の「その他流動負債」に含まれております。
 3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 4. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	76,757	86,507	69,860	58,694
リース債務	1,903	1,453	1,108	982

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	251,471	484,686	731,684	991,426
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	9,243	36,579	72,478	100,313
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	5,491	30,251	64,409	90,052
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	45.92	252.96	538.58	752.98

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	45.92	207.04	285.62	214.4

② 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

③ その他

当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ、英国及びチリにおいて提起されております。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
海運業収益		
運賃		
貨物運賃	457,693	354,987
運賃合計	457,693	354,987
貸船料	193,029	187,870
その他海運業収益	48,363	41,888
海運業収益合計	※1 699,087	※1 584,747
海運業費用		
運航費		
貨物費	27,487	22,837
燃料費	135,562	89,283
港費	59,450	49,709
その他運航費	1,746	1,136
運航費合計	224,246	162,967
船費		
船員費	4,196	4,257
船員退職給付費用	△93	201
賞与引当金繰入額	443	555
船舶減価償却費	9,889	9,197
その他船費	141	141
船費合計	14,577	14,353
借船料	※1 357,070	※1 346,693
その他海運業費用	56,788	44,041
海運業費用合計	※1 652,681	※1 568,056
海運業利益	46,405	16,690
その他事業収益		
不動産賃貸業収益	1,033	882
その他事業収益合計	※1 1,033	※1 882
その他事業費用		
不動産賃貸業費用	744	630
その他事業費用合計	※1 744	※1 630
その他事業利益	289	252
営業総利益	46,694	16,943
一般管理費	※1, ※2 34,004	※1, ※2 30,210
営業利益又は営業損失 (△)	12,689	△13,267
営業外収益		
受取利息	5,527	3,767
受取配当金	※1 20,987	※1 50,401
その他営業外収益	1,134	1,389
営業外収益合計	27,649	55,557

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外費用		
支払利息	5,672	4,754
社債利息	790	762
為替差損	106	2,500
債務保証損失引当金繰入額	-	※6 6,083
貸倒引当金繰入額	-	3,145
その他営業外費用	1,326	1,586
営業外費用合計	7,896	18,832
経常利益	32,443	23,457
特別利益		
固定資産売却益	※3 3,686	※3 1,453
投資有価証券売却益	2,755	1,631
関係会社株式売却益	36	1,090
関係会社清算益	381	637
新株予約権戻入益	230	343
受取補償金	1,031	707
その他特別利益	749	407
特別利益合計	8,873	6,270
特別損失		
固定資産売却損	※4 8	※4 9
固定資産除却損	79	58
関係会社株式評価損	※5 786	※5 20,269
投資有価証券評価損	2,746	-
債務保証損失引当金繰入額	※6 7,759	※6 6,723
事業再編関連損失	※7 8,243	※7 6,772
契約解約金	4,198	-
その他特別損失	1,264	6,347
特別損失合計	25,086	40,181
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	16,229	△10,453
法人税、住民税及び事業税	※8 360	※8 △259
法人税等調整額	76	△1,024
法人税等合計	436	△1,283
当期純利益又は当期純損失 (△)	15,793	△9,169

②【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	2	912	30,630
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）			-				
剰余金の配当			-				
当期純利益			-				
特別償却準備金の取崩			-		△1		
圧縮記帳積立金の取崩			-			△13	
別途積立金の積立			-				16,000
自己株式の取得			-				
自己株式の処分			-				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-				
当期変動額合計	-	-	-	-	△1	△13	16,000
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	1	898	46,630

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	35,197	75,269	△6,766	178,275	22,527	△2,999	19,527	1,803	199,606
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）		-	5	5			-	△5	-
剰余金の配当	△6,577	△6,577		△6,577			-		△6,577
当期純利益	15,793	15,793		15,793			-		15,793
特別償却準備金の取崩	1	-		-			-		-
圧縮記帳積立金の取崩	13	-		-			-		-
別途積立金の積立	△16,000	-		-			-		-
自己株式の取得		-	△28	△28			-		△28
自己株式の処分	△38	△38	65	26			-		26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-		-	△9,202	△1,230	△10,432	△151	△10,584
当期変動額合計	△6,808	9,176	41	9,218	△9,202	△1,230	△10,432	△157	△1,371
当期末残高	28,388	84,446	△6,724	187,493	13,324	△4,230	9,094	1,646	198,234

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	1	898	46,630
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）			-				
剰余金の配当			-				
当期純損失（△）			-				
特別償却準備金の取崩			-		△1		
圧縮記帳積立金の取崩			-			△12	
自己株式の取得			-				
自己株式の処分			-				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-				
当期変動額合計	-	-	-	-	△1	△12	-
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	-	885	46,630

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	28,388	84,446	△6,724	187,493	13,324	△4,230	9,094	1,646	198,234
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）		-	21	21			-	△21	-
剰余金の配当	△5,979	△5,979		△5,979			-		△5,979
当期純損失（△）	△9,169	△9,169		△9,169			-		△9,169
特別償却準備金の取崩	1	-		-			-		-
圧縮記帳積立金の取崩	12	-		-			-		-
自己株式の取得		-	△24	△24			-		△24
自己株式の処分	△118	△118	211	92			-		92
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-		-	10,200	1,498	11,698	△277	11,421
当期変動額合計	△15,254	△15,268	208	△15,059	10,200	1,498	11,698	△298	△3,659
当期末残高	13,134	69,177	△6,516	172,433	23,524	△2,731	20,793	1,347	194,574

③【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,295	26,374
海運業未収金	※2 34,968	※2 34,929
その他事業未収金	※2 33	※2 33
短期貸付金	227	460
関係会社短期貸付金	※4 56,848	※4 93,403
立替金	※2 8,738	※2 8,750
有価証券	500	500
貯蔵品	23,313	20,268
繰延及び前払費用	42,699	39,539
代理店債権	※2 12,382	※2 11,135
リース債権	7,862	13,698
その他流動資産	※2 7,079	※2 10,032
貸倒引当金	△114	△3,378
流動資産合計	221,834	255,750
固定資産		
有形固定資産		
船舶	300,622	279,724
減価償却累計額	△194,647	△179,625
船舶(純額)	※1 105,975	※1 100,098
建物	27,282	27,141
減価償却累計額	△18,977	△19,463
建物(純額)	8,305	7,677
構築物	2,554	2,553
減価償却累計額	△2,429	△2,438
構築物(純額)	124	114
機械及び装置	868	863
減価償却累計額	△670	△702
機械及び装置(純額)	197	160
車両及び運搬具	173	222
減価償却累計額	△173	△190
車両及び運搬具(純額)	0	31
器具及び備品	4,286	4,245
減価償却累計額	△3,530	△3,859
器具及び備品(純額)	756	385
土地	16,197	16,197
建設仮勘定	5,361	8,745
その他有形固定資産	4,893	4,929
減価償却累計額	△3,039	△3,190
その他有形固定資産(純額)	1,854	1,739
有形固定資産合計	138,772	135,150
無形固定資産		
借地権	1	1
ソフトウェア	5,986	9,911
その他無形固定資産	4,865	4,405
無形固定資産合計	10,853	14,318

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 51,125	※1 61,607
関係会社株式	※1 396,027	※1 386,016
出資金	491	185
関係会社出資金	7,344	7,178
長期貸付金	4,121	4,179
従業員に対する長期貸付金	32	30
関係会社長期貸付金	78,352	57,489
破産更生債権等	255	259
長期前払費用	4,226	5,522
前払年金費用	11,287	11,935
差入保証金	※2 5,368	※2 4,960
長期リース債権	※2 79,042	※2 65,939
その他投資等	※2 5,549	※2 5,458
貸倒引当金	△6,514	△6,059
投資その他の資産合計	636,710	604,703
固定資産合計	786,336	754,172
資産合計	1,008,170	1,009,922
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	※2 41,058	※2 45,281
その他事業未払金	※2 2	※2 18
短期社債	21,766	17,800
短期借入金	※1, ※2 177,709	※1, ※2 167,184
リース債務	88	95
未払金	※2 5,686	※2 3,834
未払費用	※2 1,793	※2 1,760
前受金	24,377	24,201
預り金	※2 3,407	※2 3,098
代理店債務	※2 509	※2 495
コマーシャル・ペーパー	25,000	40,000
賞与引当金	2,323	2,763
役員賞与引当金	60	142
債務保証損失引当金	-	6,723
契約損失引当金	17,576	13,709
事業再編関連損失引当金	-	6,579
その他流動負債	※2 3,641	※2 5,110
流動負債合計	325,001	338,799
固定負債		
社債	86,000	68,200
長期借入金	※1 322,271	※1 335,896
リース債務	3,096	2,993
債務保証損失引当金	23,473	24,412
契約損失引当金	26,639	21,229
事業再編関連損失引当金	-	193
繰延税金負債	8,661	11,545
その他固定負債	※2 14,793	※2 12,077
固定負債合計	484,934	476,548
負債合計	809,935	815,348

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金		
資本準備金	44,371	44,371
資本剰余金合計	44,371	44,371
利益剰余金		
利益準備金	8,527	8,527
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1	-
圧縮記帳積立金	898	885
別途積立金	46,630	46,630
繰越利益剰余金	28,388	13,134
利益剰余金合計	84,446	69,177
自己株式	△6,724	△6,516
株主資本合計	187,493	172,433
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,324	23,524
繰延ヘッジ損益	△4,230	△2,731
評価・換算差額等合計	9,094	20,793
新株予約権	1,646	1,347
純資産合計	198,234	194,574
負債純資産合計	1,008,170	1,009,922

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法

(3) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(4) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

燃料油については移動平均法による原価法であり、その他船用品については個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

船舶：定額法

建物：定額法

その他有形固定資産：主として定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上しております。

(6) 事業再編関連損失引当金

事業の再編に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

航海完了基準を採用しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

(2) 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 支払利息に係る会計処理について

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(2) 退職給付に係る会計処理について

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用について

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

契約損失引当金 34,939百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他流動資産」に含めて表示しておりました「リース債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他流動資産」に表示していた14,942百万円は、「リース債権」7,862百万円、「その他流動資産」7,079百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

なお、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引により発生した収益、費用の項目は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
(1) 海運業収益及びその他事業収益の合計額	152,340百万円	128,219百万円
(2) 海運業費用、その他事業費用及び一般管理費の合計額	271,191	257,377
うち借船料	209,321	204,432
(3) 受取配当金	18,480	48,587

※2 主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給与	7,882百万円	8,330百万円
賞与引当金繰入額	1,880	2,208
退職給付費用	△545	41
減価償却費	589	571
システム関係費	4,659	4,530
貸倒引当金繰入額	3,291	818

※3 固定資産売却益

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
土地・建物ほか売却益	3,686百万円	船舶ほか売却益	1,453百万円
計	3,686	計	1,453

※4 固定資産売却損

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
船舶ほか売却損	8百万円	船舶の売却損	9百万円
計	8	計	9

※5 関係会社株式評価損

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
(株)ジャパンエクスプレス	320百万円	LAKLER S. A.	11,388百万円
CARINA MARITIME INC.	242	PIONEER SHIPPING S. A.	4,652
MOL (EUROPE) LTD.	197	MOL OFFSHORE ENERGY LTD.	2,443
MOL SOUTH AFRICA (PTY) LTD.	25	商船三井客船(株)	549
		LARVIK SHIPPING AS	477
		SIRIUS MARITIME INC.	244
		RIGEL TRANSPORT INC.	229
		(株)ジャパンエクスプレス	184
		MOL (SINGAPORE) PTE. LTD.	89
		ELDORADO MARITIME INC.	11
計	786	計	20,269

※6 債務保証損失引当金繰入額

主には、当社が連帯保証を差し入れている連結子会社の債務について計上しております。

※7 事業再編関連損失

(前事業年度)

コンテナ船事業の統合に伴い2017年度決算において計上した傭船契約に関連する損失について、見積りの前提である船隊の貸船料および費用の最新動向を反映した結果、追加の損失発生が見込まれる為、8,243百万円を計上しております。

(当事業年度)

エネルギー輸送事業における石油製品船事業等を対象とした事業再編において、連結会社間で船舶及び傭船契約の譲渡等を実施しており、当該取引から生じる損失について回収不能と認められる金額を事業再編関連損失として計上しております。

※8 租税特別措置法第66条の6ないし9の規定に基づく特定外国子会社等の留保金の益金算入に対する税額が含まれております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供した資産

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)
船舶	13,976百万円	船舶	15,134百万円
投資有価証券	624	投資有価証券	633
関係会社株式	56,752	関係会社株式	57,243
計	71,352	計	73,010

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)
担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 イ) 関係会社株式56,752百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。 ロ) 投資有価証券624百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。		担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 イ) 関係会社株式57,243百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。 ロ) 投資有価証券633百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。	

担保を供した債務

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	2,317百万円	短期借入金	2,610百万円
長期借入金	30,277	長期借入金	30,166
計	32,595	計	32,777

※2 区分掲記したもの以外の関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)
海運業未収金	13,927百万円		9,999百万円
代理店債権	5,244		5,010
長期リース債権	79,023		65,933
その他資産	12,925		17,876
海運業未払金	16,058		16,954
短期借入金	98,582		89,260
未払金	139		478
代理店債務	263		283
その他負債	3,145		1,948

3 保証債務
保証債務等

前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
WHITE BEAR MARITIME LTD. (船舶設備資金借入金他)	44,567百万円 (US\$12,600千)	WHITE BEAR MARITIME LTD. (船舶設備資金借入金他)	33,367百万円 (US\$680千)
LAKLER S. A. (船舶設備資金借入金他)	28,706 " (US\$263,774千)	AREA1 MEXICO MV34 B. V. (船舶設備資金借入金他)	33,178 " (US\$294,571千)
SEPIA MV30 B. V. (船舶設備資金借入金他)	24,031 " (US\$220,821千)	SEPIA MV30 B. V. (船舶設備資金借入金他)	32,533 " (US\$293,865千)
MOG-X LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	23,080 " (US\$187,810千)	LAKLER S. A. (船舶設備資金借入金他)	29,679 " (US\$268,079千)
LIBRA MV31 B. V. (船舶設備資金借入金他)	21,351 " (US\$196,195千)	LIBRA MV31 B. V. (船舶設備資金借入金他)	26,032 " (US\$235,136千)
MOL CAMERON (No. 2) S. A. INC. (船舶設備資金借入金他)	20,541 " (US\$164,179千)	MOG-X LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	20,964 " (US\$176,920千)
AREA1 MEXICO MV34 B. V. (船舶設備資金借入金他)	18,203 " (US\$160,574千)	SAMBA OFFSHORE S. A. (運転資金借入金他)	15,993 " (US\$144,465千)
SAMBA OFFSHORE S. A. (運転資金借入金他)	17,964 " (US\$165,069千)	ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,212 " (US\$119,343千)
MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	16,459 " (US\$151,238千)	MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	12,808 " (US\$115,693千)
LINKMAN HOLDINGS INC. (運転資金借入金)	16,119 " (EUR46,000千)	ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,469 " (US\$112,627千)
ARCTIC PURPLE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	13,641 " (US\$125,348千)	ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	11,792 " (US\$106,515千)
ARCTIC GREEN LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,924 " (US\$118,756千)	LINKMAN HOLDINGS INC. (運転資金借入金)	10,828 " (US\$25,000千)
ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD. (船舶設備資金借入金)	12,276 " (US\$112,804千)	CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	10,581 " (US\$91,042千)
CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	11,639 " (US\$99,832千)	LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	9,976 " (US\$82,813千)
LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	11,047 " (US\$87,774千)	BUZIOS5 MV32 B. V. (船舶設備資金借入金他)	9,879 " (US\$89,240千)
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	10,567 " (US\$89,948千)	NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	9,589 " (US\$82,028千)
MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	10,403 " (US\$87,774千)	ASIASHIP MARITIME S. A., (運転資金借入金)	9,499 " (US\$152千)
ASIASHIP MARITIME S. A., (運転資金借入金)	10,004 " (US\$48千)	MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	9,006 " (US\$82,028千)
TRAPAC JACKSONVILLE, LLC (運転資金借入金他)	9,899 " (US\$90,962千)	ASTRAL SHIPPING NAVIGATION S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,988 " (US\$384千)
POLAR EXPRESS S. A. (船舶設備資金借入金他)	9,101 " (US\$18,831千)	TRAPAC JACKSONVILLE, LLC (運転資金借入金他)	8,505 " (US\$76,823千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,026 " (US\$82,940千)	ASTRAEA MARITIME INC. (船舶設備資金借入金他)	7,926 " (US\$298千)
SABER TANKER CORP. (運転資金借入金)	8,960 " (US\$396千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	7,818 " (US\$70,623千)
ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,262 " (US\$75,925千)	SABER TANKER CORP. (運転資金借入金)	7,604 " (US\$92千)

前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
㈱フェリーさんふらわあ (船舶設備資金借入金)	8,237 "	㈱フェリーさんふらわあ (船舶設備資金借入金)	7,573 "
ASTRAEA MARITIME INC. (船舶設備資金借入金他)	8,044 " (US\$505千)	ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	7,526 " (US\$67,980千)
SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,419 " (US\$263千)	POLAR EXPRESS S. A. (船舶設備資金借入金他)	6,514 " (US\$5,351千)
TAURUS TRANSPORT & MARINE S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,101 " (US\$172千)	SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	6,416 " (US\$1,359千)
MOL CAPE(SINGAPORE)PTE. LTD. (船舶設備資金借入金他)	7,084 " (US\$65,094千)	MOL CAPE(SINGAPORE)PTE. LTD. (船舶設備資金借入金他)	6,061 " (US\$54,751千)
MOL BRIDGE FINANCE S. A. (運転資金借入金他)	6,415 " (US\$58,950千)	EXTOL SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	5,907 "
EXTOL SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	5,938 "	MARLIMI MV33 B. V. (船舶設備資金借入金他)	5,623 " (US\$50,793千)
その他 220件	160,448 " (US\$752,062千他)	その他 215件	148,349 " (US\$710,998千他)
計 (外貨/内数)	579,472百万円 (US\$3,302,880千他)	計 (外貨/内数)	546,209百万円 (US\$3,277,633千他)
保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高3,302,880千米ドル他の円貨額は 364,964百万円であります。		保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高3,277,633千米ドル他の円貨額は 369,556百万円であります。	

※4 貸出コミットメント契約

キャッシュマネジメントシステム(CMS)による関係会社に対する貸出コミットメントは次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸付限度額の総額	4,550百万円	4,750百万円
貸付実行残高	218	-
差引額	4,331	4,750

5 その他

① 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

② 保証

当社は、コンテナ船事業統合に伴う連結子会社TRAPAC, LLC.とのターミナル契約の期限前解約に関連して、2024年3月までの期間、当社に対して取扱貨物量及び単価の保証をしております。当該保証の履行による金銭的な影響は、現時点では合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

③ その他

当社は、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ、英国及びチリにおいて提起されております。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

(有価証券関係)

前事業年度 (2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	30,385	68,512	38,126
関連会社株式	2,919	2,841	△77
合計	33,304	71,354	38,049

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	161,590
関連会社株式	201,131

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」には含めておりません。

当事業年度 (2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	30,385	99,290	68,904
関連会社株式	2,919	3,700	781
合計	33,304	102,991	69,686

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	148,910
関連会社株式	203,800

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	48,910百万円	53,486百万円
特定外国子会社留保所得	33,935	35,074
その他有価証券評価損	1,021	400
関係会社株式評価損自己否認額	60,438	68,117
賞与引当金	665	793
減損損失	530	770
貸倒引当金	1,899	2,709
事業再編関連損失引当金	-	1,944
債務保証損失引当金	6,725	8,939
契約損失引当金	12,667	10,031
関係会社からの傭船契約譲渡	2,350	1,529
みなし配当	11,433	11,514
繰延ヘッジ損益	1,309	807
外国税額控除	2,888	3,407
債務保証損失	1,013	1,015
その他	6,243	7,578
繰延税金資産小計	192,033	208,120
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△48,910	△53,486
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△143,024	△154,612
評価性引当額小計	△191,935	△208,098
繰延税金資産合計	97	21
繰延税金負債		
退職給付信託設定益	△2,727	△1,683
その他有価証券評価差額金	△5,284	△9,189
その他	△746	△694
繰延税金負債合計	△8,759	△11,566
繰延税金負債の純額	△8,661	△11,545

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	28.7%	税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△18.8	
評価性引当額等の増減	13.7	
トン数標準税制による影響	△19.7	
その他	△1.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.7	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区分	要目	金額（百万円）
海運業収益	外航	
	運賃	354,987
	貸船料	187,839
	他船取扱手数料	266
	その他	41,622
	計	584,715
	内航	
	運賃	-
	貸船料	31
	他船取扱手数料	-
	その他	-
	計	31
	その他	-
	合計	584,747
海運業費用	外航	
	運航費	162,967
	船費	14,270
	借船料	346,693
	他社委託手数料	86
	その他	43,955
	計	567,973
	内航	
	運航費	-
	船費	83
	借船料	-
	他社委託手数料	-
	その他	-
	計	83
その他	-	
合計	568,056	
海運業利益		16,690

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他 有価証 券	三井物産(株)	5,497,500	12,655
		(株)近鉄エクスプレス	3,599,000	10,339
		住友商事(株)	2,400,000	3,784
		MS & ADインシュアランスグループホール ディングス(株)	804,805	2,614
		出光興産(株)	843,400	2,407
		三井不動産(株)	711,554	1,788
		富士フイルムホールディングス(株)	270,300	1,776
		名港海運(株)	1,483,895	1,712
		住友金属鉱山(株)	329,500	1,574
		マツダ(株)	1,600,200	1,443
		その他156銘柄	24,542,069	21,510
		合計	42,082,223	61,607

【その他】

		銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他 有価証 券	(合同運用指定金銭信託) Regista	-	500
		合計	-	500

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
船舶	300,622	7,841	28,739 (1,854)	279,724	179,625	9,197	100,098
建物	27,282	63	205 (173)	27,141	19,463	516	7,677
構築物	2,554	2	2	2,553	2,438	12	114
機械及び装置	868	2	7	863	702	37	160
車両及び運搬具	173	55	7	222	190	24	31
器具及び備品	4,286	102	143	4,245	3,859	439	385
土地	16,197	-	-	16,197	-	-	16,197
建設仮勘定	5,361	3,958	573	8,745	-	-	8,745
その他有形固定資産	4,893	239	202	4,929	3,190	317	1,739
有形固定資産計	362,239	12,265	29,882 (2,027)	344,622	209,472	10,544	135,150
無形固定資産							
借地権	1	-	-	1	-	-	1
ソフトウェア	8,598	5,270	674	13,194	3,282	1,330	9,911
その他無形固定資産	7,534	29	61	7,502	3,096	488	4,405
無形固定資産計	16,134	5,299	735	20,697	6,379	1,819	14,318
長期前払費用	5,673	3,546	2,004	7,215	1,692	256	5,522

(注) 1. 「船舶」の当期減少額は主に売却等処分(26,885百万円)によるものです。

2. 「船舶」及び「建物」の当期減少額の()は内数で、減損損失計上額です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6,629	4,248	484	954	9,437
賞与引当金	2,323	2,763	2,323	-	2,763
役員賞与引当金	60	142	60	-	142
債務保証損失引当金	23,473	13,975	6,312	0	31,135
契約損失引当金	44,215	9,440	18,716	-	34,939
事業再編関連損失引当金	-	6,772	-	-	6,772

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、債務保証損失引当金への振替によるものです。

2. 債務保証損失引当金の当期減少額(その他)は、当期の戻入れによるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

② その他

当社は、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟がカナダ、英国及びチリにおいて提起されております。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料実費相当額とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。 但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に記載する。 電子公告掲載ウェブサイトアドレス https://www.mol.co.jp
株主に対する特典	該当する事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(2019年度)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月23日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年6月23日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
2020年度第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月12日関東財務局長に提出
2020年度第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月11日関東財務局長に提出
2020年度第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月9日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2020年6月26日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。
2020年7月31日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。
2021年1月29日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。
2021年2月26日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。
2021年3月31日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。
2021年4月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
2020年8月17日関東財務局長に提出
2020年7月31日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。
2020年10月7日関東財務局長に提出
2020年6月26日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。
2021年2月26日関東財務局長に提出
2021年1月29日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。
- (6) 有価証券届出書及びその添付書類
2020年7月31日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書
2020年8月12日関東財務局長に提出
2020年7月31日関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。
2020年8月17日関東財務局長に提出
2020年7月31日関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。
- (8) 発行登録書及びその添付書類
2021年3月17日関東財務局長に提出
- (9) 訂正発行登録書
2021年3月17日関東財務局長に提出
2021年3月31日関東財務局長に提出
2021年4月30日関東財務局長に提出
- (10) 発行登録追補書類及びその添付書類
2021年4月21日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月22日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 昌邦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸谷 且典 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 商船三井の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

長期備船契約に係る契約損失引当金の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社商船三井の2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、契約損失引当金34,939百万円が計上されている。注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4)重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上している。</p> <p>株式会社商船三井は、取引先に対して長期備船契約に基づき船舶の貸出を行う場合がある。特定の取引先に対する船舶に係る貸船料は、過去数年間の市場における備船料の動向等をもとに毎期計算が行われる。また、船舶調達コストは、船舶設備資金金利や船員人件費等の船費の動向をもとに毎期計算が行われる。</p> <p>こうした備船料、金利及び船費の動向により、貸船料を上回る調達コストが発生し、将来の損失発生の可能性が高い場合には、個船ごとに長期備船契約期間において契約損失引当金を計上している。</p> <p>契約損失引当金の算定の基礎情報である備船料、金利及び船費の将来情報は、船舶の需給バランスや為替の影響等を大きく受けるため、その見積りには高い不確実性が伴う。これらに係る経営者による判断が見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、長期備船契約に係る契約損失引当金の見積りの合理性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、長期備船契約に係る契約損失引当金の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 契約損失引当金の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、外部機関から入手した情報を将来の備船料、金利及び船費の見積りに適切に反映するための統制に焦点を当てた。</p> <p>(2)長期備船契約に係る契約損失引当金の見積りの合理性の評価 契約損失引当金の見積りに使用されている主要な仮定の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備船料の見積りについて、過去の推移の分析及び海運サービスプロバイダーから公表されている期末日時点の市況データに基づき、合理性を評価した。 ・金利の見積りについて、過去の推移の分析及び金融機関から公表されている予測等に基づき、合理性を評価した。 ・船費の見積りについて、海運市況の推移の分析及び資料の閲覧等に基づき、合理性を評価した。 ・契約損失の過去の見積額と実績との差異要因を分析し、当該要因が契約損失引当金の見積りにあたって、適切に考慮されているかどうかを検討した。

海洋事業部門に属するFSRUの減損損失の測定に用いられた正味売却価額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社商船三井の2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結損益計算書において、減損損失10,298百万円が計上されている。注記事項「(連結損益計算書関係)※6減損損失」に記載されているとおり、このうち6,184百万円は、エネルギー輸送事業に含まれる海洋事業部門に属する船舶であるFSRU(浮体式LNG貯蔵再ガス化設備)に関するものである。</p> <p>船舶は、定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は、減損損失として認識される。</p> <p>当該FSRUは、海洋事業部門の連結子会社LAKLER S.A.(100%出資ウルグアイ籍法人)が保有している。株式会社商船三井は、今後投入するプロジェクトに備え、翌連結会計年度に当該FSRUを株式会社商船三井100%出資の香港籍子会社に売却することを取締役会で決議している。売却予定価額は、株式会社商船三井が利用した鑑定評価人が算定した評価額を基礎としており、当連結会計年度末における当該FSRUの帳簿価額を下回っている。</p> <p>そのため、LAKLER S.A.は、当該FSRUについて、減損の兆候の識別及び減損損失の認識が必要であると判断している。減損損失の測定にあたっては、当該鑑定評価額に基づいて、合理的に算定した正味売却価額を回収可能価額としている。</p> <p>FSRUの仕様は、投入プロジェクトごとに個別性を有するため、観察可能な活発な市場が存在しない。そのため、正味売却価額の算定にあたっては、評価方法の選択や、評価の基礎となる船舶建造価格の見積りに高度な専門性が必要とされる。</p> <p>以上から、当監査法人は、海洋事業部門に属するFSRUの減損損失の測定に用いられた正味売却価額の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、海洋事業部門に属するFSRUの減損損失の測定に用いられた正味売却価額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>減損損失の測定における当該FSRUの正味売却価額の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、本件取引について、適切な会議体による検討・承認が行われているかどうか、また、鑑定評価人の利用について、鑑定評価人の選定及び業務の結果に対する評価に関連する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2)FSRUの正味売却価額の見積りの合理性の評価</p> <p>当該FSRUの正味売却価額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用し、経営者が利用した鑑定評価人の能力・経験・独立性を評価するとともに、当該鑑定評価人に評価方法について質問することにより、正味売却価額の見積りの合理性を評価した。 株式会社商船三井が鑑定評価人に提出した、船舶建造見積価格の基礎となる資料の適切性を評価した。

事業再編関連損失に係る船舶売却価額及び備船契約譲渡価額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社商船三井の2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結損益計算書において、事業再編関連損失が18,480百万円計上されている。これには注記事項「(連結損益計算書関係)※7事業再編関連損失」に記載されているとおり、自動車船事業及び石油製品船事業の再編に関する損失が含まれている。</p> <p>商船三井グループは、自動車船事業及び石油製品船事業の再編を実行しており、連結会社間で船舶の売却と備船契約の譲渡等が行われている。船舶の売却価額は、鑑定評価人から入手した船舶鑑定評価書に基づいて算出し、備船契約の譲渡価額は、鑑定評価人から入手した時価評価鑑定書に基づいて、それぞれ個船ごとに算出している。当該再編における連結会社間取引から発生した未実現損失について、回収不能と認められる部分は連結財務諸表上消去していない。</p> <p>当該取引は関連当事者取引に該当し、関連当事者取引は、当事者の関係性から、取引価格等が一般的な取引条件と異なる場合がある。また、船舶や備船契約は、個々に市場価格が観察できないため、売却価額及び譲渡価額は合理的に算定する必要がある。船舶の売却価額の見積りは、市場での売買事例等を算定基礎としており、これらの前提条件の選択には専門的な知識が必要とされる。備船契約の譲渡価額の見積りは、算定基礎となる備船料が船舶の需給バランスの影響を大きく受けるため、その見積りには高い不確実性が伴う。これらに係る経営者による判断が見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、事業再編関連損失に係る船舶売却価額及び備船契約譲渡価額の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、事業再編関連損失に係る船舶売却価額及び備船契約譲渡価額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>事業再編関連損失に係る船舶売却価額及び備船契約譲渡価額の見積りに関連する整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、本件取引について、適切な会議体による検討・承認が行われているかどうか、また、鑑定評価人の利用について、鑑定評価人の選定及び業務の結果に対する評価に関連する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2)売却価額及び譲渡価額の見積りの合理性の評価</p> <p>事業再編関連損失に係る船舶の売却及び備船契約の譲渡について、取締役会議事録、経営会議議案書及び鑑定評価書等、関連資料の閲覧により売却価額及び譲渡価額の決定方法を含む取引の概要を理解するとともに、取引価格等の取引条件の合理性について評価した。</p> <p>また、売却価額及び譲渡価額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶の売却価額に関して、経営者が利用した鑑定評価人の能力・経験・独立性を評価するとともに、その評価方法について当該鑑定評価人に質問して、売却価額の見積りの合理性を評価した。 船舶の売却価額に関して、鑑定評価人が算定した金額と海運サービスプロバイダーから公表されている取引事例データとの比較を行い、売却価額の見積りの合理性を評価した。 備船契約の譲渡価額に関して、備船料について、経営者が利用した鑑定評価人の能力・経験・独立性を評価した。 備船契約の譲渡価額に関して、鑑定評価人が算定した備船料について、海運サービスプロバイダーから公表されている期末日時点の市況データとの比較を行い、譲渡価額の見積りの合理性を評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 商船三井の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社 商船三井が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 昌邦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸谷 且典 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 商船三井の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

長期備船契約に係る契約損失引当金の見積りの合理性

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「長期備船契約に係る契約損失引当金の見積りの合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「長期備船契約に係る契約損失引当金の見積りの合理性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

関係会社株式評価損算定の基礎となる実質価額に影響を与えるFSRUの正味売却価額の見積りの合理性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社商船三井の2021年3月31日に終了する事業年度の損益計算書において、関係会社株式評価損20,269百万円が計上されている。「注記事項（損益計算書関係）」※5 関係会社株式評価損に記載されているとおり、このうち11,388百万円は、エネルギー輸送事業に含まれる海洋事業部門に属する船舶である FSRU（浮体式LNG貯蔵再ガス化設備）の保有会社、LAKLER S. A.（100%出資ウルグアイ籍法人）への投資に関するものである。</p> <p>非上場の関係会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となる。</p> <p>LAKLER S. A. は保有しているFSRUについて、今後投入するプロジェクトに備え、翌事業年度に株式会社商船三井100%出資の香港籍子会社に売却することを取締役会で決議している。LAKLER S. A. は、当該FSRUについて、鑑定評価人が算定した評価額に基づいて、合理的に算定した正味売却価額を回収可能価額として、帳簿価額との差額を減損損失として計上している。</p> <p>この結果、LAKLER S. A. の財政状態が悪化し、同社株式の実質価額が著しく低下したため、株式会社商船三井は、同社株式について、帳簿価額と実質価額との差額を関係会社株式評価損として計上している。</p> <p>FSRUの仕様は、投入プロジェクトごとに個別性を有するため、観察可能な活発な市場が存在しない。そのため、正味売却価額の算定に当たっては、評価方法の選択や、評価の基礎となる船舶建造価格の見積りに高度な専門性が必要とされる。</p> <p>以上から、当監査法人は関係会社株式評価損の算定の基礎となる実質価額に影響を与えるFSRUの正味売却価額の見積りの合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式評価損の算定の基礎となる実質価額に影響を与えるFSRUの正味売却価額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 関係会社株式の評価損計上の要否の判定における当該FSRUの正味売却価額の見積りに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 評価にあたっては、本件取引について、適切な会議体による検討・承認が行われているかどうか、また、鑑定評価人の利用について、鑑定評価人の選定及び業務の結果に対する評価に関連する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) FSRUの正味売却価額の見積りの合理性の評価 当該FSRUの正味売却価額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用し、経営者が利用した鑑定評価人の能力・経験・独立性を評価するとともに、当該鑑定評価人に評価方法について質問することにより、正味売却価額の見積りの合理性を評価した。 株式会社商船三井が鑑定評価人に提出した、船舶建造見積価格の基礎となる資料の適切性を評価した。

事業再編関連損失に係る船舶売却価額及び傭船契約譲渡価額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社商船三井の2021年3月31日に終了する事業年度の損益計算書において、事業再編関連損失が6,772百万円計上されている。これには注記事項「(損益計算書関係)※7事業再編関連損失」に記載されており、石油製品船事業の再編に関する損失が含まれている。</p> <p>株式会社商船三井は、石油製品船事業の再編を実行しており、船舶の売却と傭船契約の譲渡が取締役会で決議されている。船舶の売却価額は、鑑定評価人から入手した船舶鑑定評価書に基づいて算出し、傭船契約の譲渡価額は、鑑定評価人から入手した時価評価鑑定書に基づいて、それぞれ個船ごとに算出している。</p> <p>当該傭船契約の譲渡は関連当事者取引に該当し、関連当事者取引は、当事者の関係性から、取引価格等が一般的な取引条件と異なる場合がある。また、船舶や傭船契約は、個々に市場価格が観察できないため、売却価額及び譲渡価額は合理的に算定する必要がある。船舶の売却価額の見積りは、市場での売買事例等を算定基礎としており、これらの前提条件の選択には専門的な知識が必要とされる。傭船契約の譲渡価額の見積りは、算定基礎となる傭船料が船舶の需給バランスの影響を大きく受けるため、その見積りには高い不確実性が伴う。これらに係る経営者による判断が見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、事業再編関連損失に係る船舶売却価額及び傭船契約譲渡価額の見積りの合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「事業再編関連損失に係る船舶売却価額及び傭船契約譲渡価額の見積りの合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
XBRLデータは監査の対象には含まれていません。